

教育委員会月報



文部科学省

特集 今年度の重要施策と課題

- 初等中等教育局
- 総合教育政策局
- 大臣官房文教施設企画・防災部
- 大臣官房国際課・国際統括官
- スポーツ庁
- 文化庁

Series 地方発！我が教育委員会の取組

滋賀県教育委員会／福井県教育委員会

お知らせ



2023年4月10日発行 第75巻1号

2023 April



特集 今年度の重要施策と課題

初等中等教育局 1

総合教育政策局 10

大臣官房文教施設企画・防災部 21

大臣官房国際課・国際統括官 29

スポーツ庁 35

文化庁 40

Series 地方発! 我が教育委員会の取組

「読み解く力」の育成をめざした取組の展開
～子どもの「学ぶ力」をはぐくむ教員の主体的な取組を促すために～
滋賀県教育委員会 55

職業系高校の魅力化の推進
～福井県独自の方策と専門学科の取り組み～
福井県教育委員会 60

お知らせ

教育委員会関係事業の開催予定について
初等中等教育企画課 65

初等中等教育局

①

GIGA スクール構想の推進

1人1台端末の整備が概ね完了し、GIGA スクール構想は ICT 環境を「整備」する段階から「活用」を日常化する段階に移行しています。

全国の学校で端末を活用した様々な実践が生み出される一方で、地域間・学校間で活用の格差が生じていることも明らかになっています。こうした格差を早急に解消するべく、令和5年度も様々な支援に取り組んでまいります。

この支援の中心的な役割を担うのが、学校の ICT 運用を広域的・組織的に支援する「GIGA スクール運営支援センター」です。ICT 活用の日常化を一層進めるため、教師等の研修、学校外の学びの通信環境整備など、令和4年度第2次補正予算以降は支援内容を強化しています。この事業による支援を効果的なものにするためにも、都道府県教育委員会におかれては協議会の設置を通じて市区町村との連携を積極的に図っていただきたいと思っております。また、通信環境のアセスメント未実施の自治体は、本事業も活用して早急に実施するようお願いいたします。

さらに、新規事業として「リーディング DX スクール事業」を立ち上げ、全国に小・中・高等学校の指定校を設置し、効果的な実践例の創出・横展開を図る予定です。

このほか、教育委員会・学校等に対して全額国費でアドバイザーを派遣する「学校 DX 戦略アドバイザー事業」などを通じて、個別的な支援にも取り組んでまいります。

なお、ICT 環境整備に係る地方財政措置については、「教育の ICT 化に向けた環境整備5か年計画」を令和6年度まで延長することとしました。各教育委員会におかれては、ICT 支援員の配置目標「4校に1人」の達成を含め、引き続き積極的な ICT 環境の整備をお願いします。

②

小学校の35人学級と 高学年の教科担任制の推進について

一人一人のニーズに応じたきめ細かな指導を可能とする指導體制と安全・安心な教育環境を整備するため、令和3年に義務標準法を改正し、約40年ぶりに公立小学校の学級編制の標準を40人から35人に引き下げました。具体的には、令和3年度の小学校2年生から学年進行で5年かけて段階的に引き下げることとしております。

また、①専門性の高い教科指導を行い教育の質の向上を図るとともに、②教員の持ちコマ数軽減など学校における働き方改革を進めるため、令和4年度から4年程度かけて、小学校高学年の教科担任制の取組を段階的に進めたいと考えており、教科担任制に係る4年間の改善総数は3,800人程度と見込んでいます。

これらの取組を進めるため、令和5年度においては、小学校4年生の学級編制の標準の引き下げに必要な3,283人や、小学校高学年の教科担任制の推進に必要な950人などの定数改善を図ります。さらに、令和5年3月には、教科担任制を小学校教育の活性化に繋げている事例について、その特徴や運用上の工夫、効果を「見える化」するため、「[小学校高学年における教科担任制に関する事例集～小学校教育の活性化に繋げるために～](#)」を作成・公表しましたので、是非御活用いただきたいと思っております。

加えて、令和3年の義務標準法改正法の附則において、学級編制の標準となる数の引下げや外部人材の活用の効果に関する実証的な研究を行うこととされていることを踏まえ、学級編制の標準の引下げを計画的に実施する中で、学力の育成その他の教育活動に与える影響などについて検証等を行っており、その結果も踏まえ、学校の望ましい指導體制の在り方について検討を進めることとしてまいります。

3

学校における 働き方改革の推進について

令和4年12月に公表した「[教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査](#)」の結果（以下、「調査結果」という。）では、教職員の時間外勤務は平成30年度以降、一定程度改善傾向にあり、学校における働き方改革の成果が着実につつあるものの、依然として長時間勤務の教職員も多く、引き続き、取組を加速させていく必要があります。

各教育委員会においては、各都道府県・指定都市、市区町村別に公表されている調査結果や他の地方公共団体の取組状況を分析することに加え、必要に応じて先行的に取り組んでいる教育委員会との意見交換等も行いながら、十分に進んでいない取組等を検証するとともに、重点的に取り組む内容を特定するなど、調査結果を十分に活用いただきますようお願いいたします。また、保護者や地域住民等の理解・協力を得ながら働き方改革に係る取組を促進するため、各教育委員会のホームページ等におきまして、設置する学校における働き方改革に係る取組状況を公表いただきますようお願いいたします。

国としても、小学校における35人学級の計画的整備や高学年教科担任制の推進等の教職員定数の改善、教員業務支援員をはじめとする支援スタッフの充実、校務のデジタル化等の学校DXの推進など、教師の負担軽減につながる様々な施策を総合的に講じているところです。特に、教師の負担軽減に大きく資する支援スタッフの配置については、令和5年度予算において、例えば、教員業務支援員を前年度当初予算に比べて拡充するなど、必要な経費を盛り込んだところです。また、様々な取組事例についても、事例集の発行等を通じて、幅広く展開しています。

こうした働き方改革の様々な取組と成果等を踏まえつつ、令和4年度実施の勤務実態調査において、教師の勤務実態や働き方改革の進捗状況をきめ細かく把握し、その結果等を踏まえ、給特法等の法制的な枠組みを含めた処遇等の在り方を検討していくこととしています。昨年12月には、今年の春頃に予定する勤務実態調査の速報値の公表後の円滑な検討に資するよう、有識者等から構

成される調査研究会を設置し、給特法等の関連する諸制度や学校組織体制などについての情報収集や論点整理を進めているところです。引き続き、教師が教師でなければできない仕事に全力投球できる環境の整備を図っていきます。

4

道徳教育の充実

小学校では平成30年度から、中学校では令和元年度から「特別の教科 道徳」が全面実施されています。令和3年度に「特別の教科」化以降初めて実施した道徳教育実施状況調査の結果からは、「特別の教科」化が目指した量的確保、「考え、議論する道徳」への質的転換の面で一定の成果が見られる一方、一層の授業改善や指導力の維持・向上、評価の工夫や研修の在り方等について、学校現場が課題と捉えている状況がうかがえました。また、この間のコロナ禍における対面での研修や優れた授業実践を見る機会の減少といった制約要因も踏まえると、今後の更なる道徳教育の充実のためには、研修機会の充実に加え、オンラインでの研修動画、指導のための参考資料や教材、優れた授業実践の共有など、国・地方の連携の下でこれまでの実践的知見の見える化・共有化を進めていくことが重要であると考えています。

そのため、令和5年度においては、授業づくりの参考となる優れた授業動画等を発信する「道徳教育アーカイブ」について質・量ともに一層の充実を図るとともに、各地域における「特別の教科」化以降の実践的知見の見える化・共有化に向けて、「地域版道徳教育アーカイブ」の構築を支援するメニューを新設し、相互連携を図っていく予定です。

これらを積極的に活用いただき、道徳教育の更なる充実が図られることを期待しています。

・「道徳教育アーカイブ」

(<https://doutoku.mext.go.jp/>)



5

外国語教育の強化

外国語活動及び外国語科では、小・中・高等学校を通じて、「聞くこと」、「読むこと」、「話すこと」、「書くこと」の言語活動を通して、外国語によるコミュニケーションを図る資質・能力を育成することを目標としています。

文部科学省では、指導体制の整備に引き続き取り組むとともに、児童生徒の英語力向上に向け、英語教育の全国的な課題に対応した研究及びその成果の普及や、教師の指導力・英語力向上を図るオンライン研修等を実施します。また、優れた授業の実践例や指導のポイント解説等の動画公開（令和5年3月現在 計77本）など、授業改善に向けた支援の更なる充実を図ります。

文部科学省 YouTube 公式チャンネル「外国語教育はこう変わる!」公開中! <https://www.youtube.com/playlist?list=PLGpGsGZ3lmbCsze5PvMhQ1TS-jXEZKA4f>

6

高等学校改革の推進

令和3年3月に新時代に対応した高等学校教育に関する制度改正を行い、スクール・ミッションの再定義やスクール・ポリシーの策定・公表、普通教育を主とする学科として普通科以外の学科を設置可能としました（令和4年4月施行）。

また、「『令和の日本型学校教育』の実現に向けた通信制高等学校の在り方に関する調査研究協力者会議（審議まとめ）」（令和4年8月）を踏まえ、高等学校通信教育規程を改正し、生徒数 80 人当たり教諭等が 1 人以上必要という基準を設定するなどの改正を行いました（令和5年4月1日施行予定）。

これらの制度改正も踏まえ、本年度も引き続き、普通科改革や高等学校通信教育の質保証、専門高校における職業人材育成の抜本的改革等を進めてまいります。

高校への進学率が約 99%に達し、様々な背景を持つ生徒が在籍することによる高等学校の実態の多様化、義

務教育段階における不登校生徒数の増加、成年年齢の18歳への引き下げや更なる少子化の進行等、急激に変化する高等学校教育を取り巻く状況を踏まえ、これからの高等学校の在り方を検討するため、高等学校教育の在り方ワーキンググループが特別部会の下に設置されました。本ワーキンググループにおいては、高等学校教育の在り方について「共通性」と「多様性」の観点からの検討、少子化が加速する地域における高等学校教育の在り方、全日制・定時制・通信制の望ましい在り方、「社会に開かれた教育課程」「探究・文理横断・実践的な学び」の推進などについて検討を進めていただいております。本ワーキンググループにおける議論を始め、引き続き生徒の学習意欲を喚起するための高等学校改革を推進していきます。

7

学びや生活の基盤をつくる
幼児教育と小学校教育の接続について

令和3年7月に中央教育審議会初等中等教育分科会の下に設置された「幼児教育と小学校教育の架け橋特別委員会」において、幼児教育の質の向上及び小学校教育との円滑な接続について審議がなされ、令和5年2月に「学びや生活の基盤をつくる幼児教育と小学校教育の接続について～幼保小の協働による架け橋期の教育の充実～」(以下「審議まとめ」という。)が取りまとめられました。

本審議まとめでは、幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、全ての子供に等しく機会を与えて育成していくことが必要であること、また、幼児期は遊びを通して小学校以降の学習の基盤となる芽生えを培う時期であり、小学校においてはその芽生えを更に伸ばしていくことが必要であること等を踏まえ、幼稚園、保育所、認定こども園といった施設類型を問わず、また、家庭や地域の状況にかかわらず、全ての子供が格差なく質の高い学びへと接続できるよう、「架け橋期の教育の充実」「幼児教育の特性に関する社会や小学校等との認識の共有」「特別な配慮を必要とする子供や家庭への支援」「全ての子供に格差なく学びや生活の基盤を育むための支援」「教育の質を保障するために必要な体制等」「教育の質を保障するために必要な調査研究等」

の6つの柱を立て、その現状と課題、目指す方向性を示しています。

とりわけ「架け橋期の教育の充実」に関しては、幼児教育と小学校教育は、他の学校段階等間の接続に比して、各教科等の区別の有無や内容・時間の設定など様々な違いを有しているため、円滑な接続を図ることは容易ではないとして、5歳児から小学校1年生の2年間で「架け橋期」と称して焦点を当て、0歳から18歳までの学びの連続性に配慮しつつ、幼保小が意識的に「架け橋期」の教育の充実を図り、生涯にわたる学びや生活の基盤をつくることが重要であるとしています。

具体的には、幼保小が協働して、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」等を手掛かりとしながら、期待する子供像や育みたい資質・能力等を明確化した「架け橋期のカリキュラム」を作成し、小学校1年生の修了時期を中心に共に振り返って、架け橋期の教育目標や日々の教育活動を評価し、幼保小それぞれの教育の充実を図ること等を求めています。また、その際、幼保小の対話を継続することや保護者や地域住民の参画を得ながら進めていくことが重要であるとしています。

今後、文部科学省では、本審議まとめを踏まえ、こども家庭庁をはじめとする関係省庁と連携を図りながら、全ての子供に格差なく質の高い学びの機会を提供できるよう、幼児期及び架け橋期の教育の質保障に取り組んでまいりますので、地方自治体、幼保小、家庭、地域、幼保小の関係団体においても、取組を推進していただくことを期待しております。

また、上記に関連して、文部科学省では、令和4年度より「幼保小の架け橋プログラムに関する調査研究事業」を実施し、19の自治体に委託して、架け橋期のカリキュラムや研修等の取組を重点的に実施いただいているところです。手引き等に関する理解を深めるための動画等を作成し、文部科学省 YouTube チャンネルにおいても公開しておりますので、御覧ください。

(参考) 幼保小の架け橋プログラム

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/youchien/1258019_00002.htm

8

特別支援教育の振興

少子化により学齢期の児童生徒の数が減少する中、障害や特別支援教育に関する理解や認識の高まり等により、通常の学級に在籍しながら通級による指導を受ける児童生徒、特別支援学級又は特別支援学校に在籍する児童生徒の数は増加しています。

また、令和4年9月、国連障害者権利委員会より「分離特別教育を終わらせることを目的として、障害のある児童が障害者を包容する教育を受ける権利があることを認識すること」や「全ての障害のある児童に対して通常の学校を利用する機会を確保すること」等が勧告されました。

文部科学省では、これまでも、障害者権利条約に規定されるインクルーシブ教育システムの推進に向け、本人及び保護者の意向を最大限尊重しつつ、障害のある子供が通常の学級でも学ぶことが出来るよう、特別支援教育支援員や医療的ケア看護職員の配置に係る財政措置の拡充や、高校段階における通級による指導の加配の充実を行うとともに、義務教育段階の通級による指導の基礎定数化を進めてきました。

令和4年3月31日には、「特別支援教育を担う教師の養成の在り方等に関する検討会議報告」が公表され、全ての教師の特別支援教育に関する養成等に関し、国、教育委員会、学校等が講ずるべき新たな方向性が出され、関係者に取り組んで頂いているところです。

加えて、令和4年5月に設置した「通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援の在り方に関する検討会議」において、通常の学級における特別な教育的支援を必要とする子供への支援についての議論を進め、令和5年3月に、自校通級や巡回指導の一層の促進等について方向性をとりまとめました。令和5年度においては、こうした方向性が着実に実施されるように努めるとともに、引き続き、障害のある子供と障害のない子供が可能な限りともに過ごすための条件整備と、一人一人の教育的ニーズに応じた学びの場の整備を両輪で取り組んでまいります。

9

いじめ対策・不登校児童生徒への支援について

いじめ防止対策推進法が成立して以降、各学校等において、いじめの積極的な認知と併せていじめの解消に向けた取組が進む一方で、いじめの重大事態の発生件数が増加するなど、引き続き憂慮すべき状況が続いています。また、学校のみでは対応しきれない事案も多く発生しており、地域の関係機関と連携して取り組んでいく必要性が増しているところです。

文部科学省では、いじめ防止対策における政府の連携体制を構築し、社会総がかりでいじめに対応していくため、令和4年11月にこども家庭庁設立準備室と共同で、「いじめ防止対策に関する関係府省連絡会議」を設置しました。

関係府省連絡会議や有識者会議における議論を踏まえ、先般、いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等、取組の徹底を求める事項について通知を発送したところです。

通知では、①犯罪に相当する事案を含むいじめ対応における警察との連携の徹底、②被害児童生徒への支援及び加害児童生徒に対する指導・支援の充実、③保護者と学校がともにいじめ防止対策を共有するための普及啓発の推進、④いじめの重大事態における総合教育会議の活用及び首長部局からの支援を柱とし、特に警察との連携に当たっては、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるいじめなどは、①直ちに警察に相談・通報を行い適切な援助を求めなければならないこと、②学校では取扱いの判断が困難な事案も多いことから、個別事案に係る日常的な情報共有や相談を行うことができる連携体制を構築すること等、学校のみでは対応しきれない事案について、警察等の関係機関と積極的に連携し対応していく必要性を周知しています。

今後、いじめの解消に向けては、本通知の趣旨が適切に教育現場へ周知され、取組が徹底されることが重要です。

不登校は、どの児童生徒にも起こり得るものとして捉え、不登校というだけで「問題行動」と判断することなく、

個々の状況に応じた支援を行うことが必要です。

こうした認識の下、平成28年12月に「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」が成立したことを受け、教育の機会の確保等に関する施策を総合的に推進するための基本指針を定めるなど、文部科学省として不登校児童生徒への支援体制の充実を図っております。

また、政府の骨太の方針2022において、不登校児童生徒の実態に配慮した特別な教育課程を編成して教育を実施することができる不登校特例校を全都道府県・政令市に1校以上設置する方針が示されたことから、文部科学省においては、令和5年度予算案より、不登校特例校の設置準備に係る経費に対する支援を盛り込んでおります。各教育委員会におかれましては、不登校特例校の設置について御検討いただきますようお願いいたします。

このような取組を進めているところですが、令和3年度「問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」によると、小中高等学校における不登校児童生徒数は約30万人で過去最多となるなど、多くの子供たちが学校の学びから置き去りにされている憂慮すべき状況です。そこで、令和5年2月に開催された不登校に関する調査研究協力者会議において、永岡桂子文部科学大臣より不登校対策の検討にあたっての方向性として、

- ① 不登校の児童生徒全ての学びの場を確保し、学びたいと思った時に学べる環境を整えること
- ② 心の小さなSOSを見逃さず、「チーム学校」で支援すること
- ③ 学校を「みんなが安心して学べる」場所にすることが示され、こども家庭庁と連携しつつ可能なことから順次取り組んでいきたいと考えています。文部科学省としては、不登校対策の抜本的強化に取り組み、引き続き、個々の不登校児童生徒に対するきめ細やかな支援体制の充実を図ってまいります。

10

宗教虐待について

親による宗教の信仰が原因で苦しい状況にある、いわゆる「宗教2世」に関する問題を受け、作成された「宗教の信仰等に関する児童虐待等への対応に関する

Q&A（厚生労働省 令和4年12月）や「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」を参考に、教職員は研修等を実施すること、児童虐待と疑われる子供を把握した場合や、子供から宗教に関する悩みなどについて相談を受けた場合、速やかに市町村や児童相談所に通告・相談をし、警察等関係機関と適切に連携を行うことが必要です。

また、経済的に困難を抱える生徒等は、高等学校等就学支援金や日本学生支援機構の奨学金等による支援を受けられる場合もあるため、各学校等において、生徒等から教育費に関する相談があった場合は、丁寧に対応することが重要です。

「宗教2世」を含む困難を抱える児童生徒に対し、適切に対応いただくようお願いいたします。

11

学校健康教育の充実について

近年、社会状況等の変化に伴い、いじめ、貧困、虐待などに起因する心身の不調、アレルギー疾患、感染症、生活習慣・食習慣の乱れ、薬物乱用など、多様な健康課題が生じています。

このような、複雑化・多様化する児童生徒の現代的健康課題への対応については、学校保健活動や食育の推進に当たり中核的な役割を果たす養護教諭及び栄養教諭をはじめ、学校全体で組織的に対応していくことがより一層重要となっており、児童生徒一人一人や保護者等に対して必要な指導・助言等のきめ細かな対応を行い、学校生活によりよく適応していくことができるように支援していくことが必要となります。

(1) 養護教諭及び栄養教諭の資質能力の向上に関する調査研究協力者会議

令和5年1月17日、「養護教諭及び栄養教諭の資質能力の向上に関する調査研究協力者会議」での議論が取りまとめられました。

この議論の取りまとめにおいては、養護教諭と栄養教諭の養成、採用、任用・配置、研修の各段階における更なる改善に向けた検討に資する観点から、各教育委員会に対しては、養護教諭及び栄養教諭の職務内容を定め、

求められる役割（職務の範囲）を明確化することや、養護教諭及び栄養教諭の専門性を反映した指標を作成すること、さらにその指標を反映した教員研修計画の作成すること等が求められているところです。

議論の取りまとめでは、養護教諭及び栄養教諭に担うことが求められる具体的な業務ごとに、他の教職員との役割分担をはじめとした業務の適正化についての考え方や留意事項等も示されています。各教育委員会におかれては、それらを参考にしつつ適切にご対応いただくようお願いいたします。

(2) 養護教諭及び栄養教諭の役割や重要性和資質能力向上に向けた取組

養護教諭の職務は、学校教育法において児童生徒の養護をつかさどること、栄養教諭の職務は、栄養の指導及び管理をつかさどることと定められており、複雑化・多様化する児童生徒の現代的健康課題に対してきめ細かに対応するため、学校内外において、その他の教職員、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、保護者及び地域の関係機関等と連携し、組織的な活動の中核的な役割が求められるなど、その職務の重要性は益々増加しています。

養護教諭及び栄養教諭は、学校において一人配置が多いことから、児童生徒一人一人の健康課題に対し、必要な知識やノウハウを得られる機会が限られており、適切に対応していくためには、それぞれの経験や年齢に応じて資質能力を向上させていくことが必要です。

このため、文部科学省では、令和5年度予算案において、養護教諭及び栄養教諭の加配定数の改善を図るとともに、繁忙期等における体制の強化や、時代に則した資質能力の向上を図るため、経験豊富な退職養護教諭等を学校へ派遣する事業を実施することとしています。

また、これまで教員の勤務実態調査等では個別に明らかになっていなかった、疾病の管理・予防や心身の健康課題への対応、課題を抱える個々の児童生徒への継続支援などの養護教諭特有の業務の詳細について調査を行い、他の教職員等や関係機関と連携して行う業務や、必ずしも養護教諭が単独で担う必要のない業務を整理し、業務手法の工夫や校内の業務分担、外部人材の活用、家庭や地域の関係機関との連携などに関する業務の在り方について検討し、より効果的な業務体制を構築するた

めの調査研究も併せて実施することとしています。

また、栄養教諭については、食物アレルギーや肥満・痩身など、食に関する健康課題を有する児童に対する個別指導に必要な資質能力を一層向上させるため、個別指導の手法等についての研修会の開催や講師の派遣等を行う事業を実施することとしていますので、これらの積極的な活用をお願いします。

(3) 新型コロナウイルス感染症対策

令和5年1月27日の政府の新型コロナウイルス感染症対策本部において、新型コロナウイルス感染症については、5月8日から5類感染症へと位置付けが見直され、これまで講じてきた各種の政策・措置の見直しを行うこととなりました。

その中で、マスクの着用については、2月10日の政府対策本部決定において、4月1日以降の学校教育活動の実施に当たっては、マスク着用を求めないことを基本としつつ、基礎疾患等の様々な事情により、感染不安を抱き、引き続きマスクの着用を希望する児童生徒に対して適切に配慮するとともに、換気の確保等の必要な対策を講じることとされたところです。

文部科学省では、これを踏まえ、3月17日に「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」の改定を行いましたので、新学期以降の学校におけるマスクの取扱い等について適切に御対応いただき、児童生徒が円滑なコミュニケーションを図り、充実した学校生活を送ることができるようお願いします。

12

より良い教科書のために

教科書は、学校における教科の主たる教材として、児童生徒が学習を進める上で重要な役割を果たすものです。教育の機会均等を実質的に保障し、全国的な教育水準の維持向上を図るため、小・中・高等学校、特別支援学校等においては、文部科学省検定済教科書等を使用しなければならないこととされています。

(1) 教科書検定

教科書検定は、民間の発行者の創意工夫による多様な

教科書の発行を期待するとともに、①全国的な教育水準の維持向上、②教育の機会均等の保障、③適正な教育内容の維持、④教育の中立性の確保などの要請に応えるため実施しているものです。

令和5年度には、中学校用の教科書検定を行うこととしています。

(2) 教科書採択

教科書採択は、主たる教材としての教科書を決定する重要な行為です。文部科学省は、教科書採択の公正性・透明性がしっかりと確保されるよう取り組んでいます。

令和5年度には、小学校用教科書及び新学習指導要領に基づく高等学校（主として高学年）用教科書の採択が行われる予定です。

(3) 教科書無償給与・教科用特定図書

文部科学省では、憲法第26条に掲げる義務教育無償の精神をより広く実現する施策として教科書無償給与制度を実施するとともに、障害のある児童生徒が検定済教科書等に代えて使用する拡大教科書や、通常の検定済教科書では文字等の認識が困難な発達障害等の児童生徒向けの音声教材など、教科用特定図書等の普及を図っています。

(4) 学習者用デジタル教科書

学習者用デジタル教科書は、紙の教科書に代えて使用することができる教材で、個別最適な学びと協働的な学びの観点から児童生徒の教育の充実を図るため、令和6年度から、小学校5年生から中学校3年生までを対象として「英語」を導入し、次に学校現場の環境整備や活用状況等を踏まえながら「算数・数学」を段階的に導入することが予定されています。これを踏まえ、文部科学省では、その効果的な活用の在り方等に関するガイドラインや実践事例集の公表、普及促進に向けた実証事業等、その円滑な導入に向けて取組を進めています。

学習者用デジタル教科書 実践事例集



13

初等中等教育段階における 教育費負担軽減

初等中等教育段階の教育費負担軽減については、義務教育段階では公立学校の授業料は無償であり、経済的に困難な家庭に対する学用品費等を支援する就学援助制度を設けるとともに、高等学校段階では、授業料を支援する高等学校等就学支援金と、低所得世帯向けに授業料以外の教育費を支援する高校生等奨学給付金により、特に経済的に困難な家庭に対する支援を推進しています。

義務教育段階における要保護者に対する就学援助については、令和5年度予算において、中学校の新入学時児童生徒学用品費等の単価引き上げといった充実を図っており、地方単独事業である準要保護者に対する就学援助についても、地方の実情を踏まえつつ同様の取組を進めていただきたいと考えております。

また、高等学校段階では、令和2年度に私立高校等に通う年収約590万円未満世帯の生徒等を対象に高等学校等就学支援金の支給額を大幅に引き上げるとともに、令和5年4月から就学支援金制度において家計急変世帯への支援を開始することとしています。高校生等奨学給付金については、令和5年度予算において、第1子への給付額を増額することで支援の充実を図っています。

14

夜間中学の設置・充実

夜間中学は、義務教育未修了者のほか、不登校などにより十分な教育を受けられないまま中学校を卒業した者（入学希望既卒者）や、本国又は我が国において義務教育を修了できなかった外国籍の者などの、義務教育を受ける機会を実質的に保障するための様々な役割が期待されています。

本年4月に新たに開校した4校を含めて、夜間中学は全国17都道府県に44校が設置されています。

文部科学省では、平成28年12月に成立した「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保に関する法律」等に基づき、全ての都道府県・指定

都市に少なくとも一つの夜間中学が設置されることを目指し、設置・促進に取り組んでいます。

特に、令和4年5月に、令和2年国勢調査（就業状態等基本集計）の結果が公表され、令和2年10月時点において、未就学者は約9万4千人、最終卒業学校が小学校の者は約80万4千人ということが明らかになったこともあり、夜間中学がますます重要な役割を果たし、その期待も高まってくると考えています。

各自治体においては、潜在的な入学希望者（当事者）のほか、その家族や友人（支援者）、潜在的な入学希望者をサポートしている福祉関係者や外国人支援者（応援者）などにも夜間中学の存在を周知して多様なニーズを把握し、夜間中学の新規設置や既存の夜間中学での受入れ拡充を進めることが求められます。

15

公立小・中学校の適正規模・適正配置等

今後、少子化等の更なる進展による学校の小規模化に伴い、児童生徒が集団の中で切磋琢磨しながら学んだり、社会性を高めたりすることが難しくなる等の課題の顕在化が懸念されており、公立小・中学校の設置者である市町村においては、教育的な視点からこうした課題の解消を図っていく必要があります。

文部科学省では、市町村の検討の参考となるよう、基本的な方向性や考慮すべき要素、留意点等を取りまとめた「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」を作成しています。また、全国の教育委員会の担当者等を対象とした「学校魅力化フォーラム」を開催し、各地の優れた取組事例やアイデア例、近年の政策動向等の共有を図っているところです。

地域コミュニティの核としての学校の機能を重視する観点から、①学校統合により魅力ある学校づくりを行い、地域の活性化を図ることを選択する場合や、②地域の総力を挙げ、創意工夫をいかして小規模校のメリットの最大化やデメリットの克服を図りつつ、学校の存続を選択する場合等の複数の選択があると考えられ、学校の設置者である市町村のいずれの選択も尊重されるべきものです。

また、広域の教育行政を担う各都道府県においても、

域内全体の学校教育の充実発展に責任を持つ立場から、市町村のニーズや実情を踏まえ、適切な指導・助言・援助を行うことが期待されるところです。

16

地方教育行政の充実

「令和の日本型学校教育」を推進していくためには、その土台となる地方教育行政の充実を図っていくことが極めて重要です。現在、文部科学省では『令和の日本型学校教育』の構築を目指して（令和3年1月中央教育審議会答申）を踏まえ、「令和の日本型学校教育」を推進する地方教育行政の在り方について、有識者会議を開催し検討を進めているところです。本有識者会議では、教育委員会の機能強化・活性化のための方策や教育委員会と首長部局との効果的な連携の在り方、小規模自治体への対応・広域行政の推進のための方策、学校運営の支援のために果たすべき役割について、検討を進めるとともに、積極的な取組を行う教育委員会等から取組の発表も行っていただいていますので、是非、議論の状況を御確認いただくようお願いいたします。（https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/177/index.html）

また、今後、国においては、こども家庭庁により、こども政策が一元的に推進されていく中で、地方教育行政においても、首長との一層の連携を通じて社会福祉等の他の行政分野との融合を図っていくことが重要です。加えて、特に小規模自治体においては、少子高齢化・過疎化の進展により、自治体が有する物的・人的資源のみでは教育課題の解決に向けた対応に限界があり、自治体同士の連携を進めていくことが重要です。このことを踏まえ、令和5年度は、新たに、総合教育会議を通じた先進的な首長部局との連携や、自治体同士の連携等を支援する事業を実施します。

各地域における多様な取組をより一層促し、地方教育行政の推進に繋げてまいります。

参考 教育行政に係る法務相談体制の充実

虐待やいじめのほか、学校や教育委員会への過剰な要求等の諸問題について、法務の専門家への相談を必要とする機会が増加しており、特に、学校現場においては、事案が訴訟等に発展してしまう前に、初期対応の段階から、予防的に弁護士等に関わってもらうことで速やかな問題解決につながったり、教職員の負担軽減が図られたりすることが期待されます。このため、都道府県・指定都市教育委員会における法務の専門家（スクールロイヤー）への法務相談経費については、普通交付税措置が講じられているところです。加えて、文部科学省においては、日弁連の協力を得て、弁護士1名をスクールロイヤー配置アドバイザーとして委嘱し、さらに、法務相談体制の構築に向けた手順や留意点、実際の相談事例などを盛り込んだ手引きを作成し、各教育委員会を対象に説明会を開催するなど周知を行っています。

また、法務相談体制をより一層の機能させるためには、オンラインを活用頂く等、法務相談への心理的障壁を下げる工夫に加え、学校・教育委員会と弁護士とで共通理解を図り、信頼関係を構築することが必要です。文部科学省では、弁護士が講師となり法的観点を解説する研修の場を活用し、学校と弁護士がお互いの専門性を理解することができるよう、ワークショップ型の研修を前提とした研修資料を作成しました。

（https://www.mext.go.jp/a_menu/houmusoudan/index.htm）

今後も、更なる周知に努めてまいりますので、各教育委員会におかれては、教育行政に係る法務相談体制の構築とより一層の活用をお願いいたします。

総合教育政策局

総合教育政策局は、

- I. 学校教育・社会教育を通じた総合的かつ客観的根拠に基づく教育政策の推進
- II. 生涯にわたる学び、地域における学び、ともに生きる学びの政策の総合的推進

を主なミッションとして、平成30年10月に発足した局です。

特に、

- 1 総合的かつ客観的根拠に基づく教育改革政策の推進
- 2 国際教育の推進
- 3 教師の資質能力向上等
- 4 生涯にわたる学びの推進
- 5 地域学習の推進
- 6 ともに生きる学びの推進

等の政策課題に取り組んでいます。

以下に令和5年度の重要施策等について紹介します。

1

総合的かつ客観的根拠に基づく教育改革政策の推進

(1) 次期教育振興基本計画について

教育振興基本計画は、教育基本法に基づき、政府が策定する教育に関する総合計画です。令和5年3月の中央教育審議会において、令和5年度から5年間の「次期教育振興基本計画について」答申が行われました。

本答申においては、まず第3期教育振興基本計画期間中の成果と課題を分析し、例えば成果として国際的に高い学力水準の維持、GIGAスクール構想、教職員定数の改善などが挙げられました。他方で課題として、コロナ禍でのグローバルな交流や体験活動の停滞、不登校・いじめといった重大事態等の増加、学校の長時間勤務や教師不足などが指摘されています。

その上で、「持続可能な社会の創り手の育成」と「日本

社会に根差したウェルビーイングの向上」という2つのコンセプトの下、5つの基本的な方針として、「グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成」「誰一人取り残さず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進」「地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進」「教育デジタルトランスフォーメーション(DX)の推進」「計画の実効性確保のための基盤整備・対話」が示されています。

今後5年間の教育政策の目標と基本施策については、16の目標を掲げており、それぞれに基本施策と指標が示されています。概要資料や本文については、文部科学省ウェブサイトよりご覧ください。[\(次期教育振興基本計画について\(答申\)\(中教審第241号\):文部科学省\(mext.go.jp\)\)](#)

今後、政府内の議論も踏まえ、閣議決定が行われる予定です。各教育委員会におかれては、教育振興基本計画や教育大綱の策定時に国の計画を参酌し、それぞれの地域の実情に応じた計画等を策定いただくようお願いいたします。

(2) 教育DXの推進

Society5.0時代の到来など、社会の在り方が劇的に変わる中、政府全体でDX(デジタルトランスフォーメーション)に向けた各種取組が推進されており、教育においても、教育の質を高める観点から、「教育DX」を推進していくことが重要です。

教育DXの推進においては、共通の「ルール」と「ツール」の整備が不可欠です。共通の「ルール」については、教育データを有効に活用していくためには、データの意味や定義を揃える必要があるため、文部科学省において、文部科学省「教育データ標準」を策定・公表しています。令和4年度には、「教育データ標準3.0」として、主体情報の改訂を行うとともに、活動情報の一部を公表しました。さらに、学習ソフトウェア間のデータの相互運用性を確保する観点から、「学習eポータル標準モデルver.3.00」を

公表しました。令和5年度も、教育データの標準化を更に加速していきます。

「ツール」については、文部科学省において、児童生徒が学校や家庭において、国や地方自治体等の公的機関等が作成した問題を活用し、学習やアセスメントができるCBT(Computer Based Testing)システムであるMEXCBT(メクビット)を開発しています。令和5年3月現在、全国の公立小学校の70%超、ほぼ全ての公立中学校、約840万人が登録しており、日々の学習や、地方自治体独自の学力調査など、様々な用途での活用が広がっています。令和5年度は、全国学力・学習状況調査における活用など、更に活用の場を広げるとともに、更なる利便性向上や機能改善等を行い、デジタルならではの学びの実現につなげていきます。

また、教育委員会や学校等がクラウド上で調査に回答できる「文部科学省WEB調査システム(EduSurvey(エデュサーベイ))」の開発も行っています。調査結果の自動集約により、教育委員会等の調査負担の一層の軽減や効率的な調査実施が期待されます。令和4年度は約30の調査を試行し、令和5年度は約100の調査をEduSurveyで実施する予定です。

以上のような共通の「ルール」や「ツール」を基盤とし、全ての子供一人一人の力を最大限引き出すための教育データの利活用を推進しています。令和4年度は教育データ分析の試行を進めたほか、安全・安心を確保するため教育委員会等が参考にできる留意事項を公表しました。令和5年度も、引き続き教育データの効果的な利活用に向けた取組を進めていきます。

(3) 全国学力・学習状況調査

EBPMの推進や教育に関する継続的なPDCAサイクルを確立する観点から、全国学力・学習状況調査を活用していただくことが重要です。

本調査は、義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、

- ①全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析することによって、国や全ての教育委員会における教育施策の成果と課題を分析し、その改善を図る
- ②学校における個々の児童生徒への教育指導や学習状況の改善・充実等に役立てる
- ③そのような取組を通じて、教育に関する継続的な検証

改善サイクルを確立する

ことを目的として、平成19年度から実施しています。令和5年度は、4月18日(火)に、小学校6年生と中学校3年生の全児童生徒を対象に、教科に関する調査(国語、算数・数学、英語(中学校のみ))、質問紙調査を行います。

教科に関する調査の問題に関しては、「解説資料」「報告書」「授業アイディア例」等を公表予定です。これらにより、本調査の結果の積極的な活用を通じた教育委員会や学校の取組がより充実したものとなるよう支援するとともに、各学校における授業の一層の改善と児童生徒の学習意欲の向上に役立てていただけるように努めてまいります。

また、全国学力・学習状況調査のCBT化(Computer Based Testing)については、令和3年7月にワーキンググループでとりまとめられた「最終まとめ」を踏まえ、令和3年度から試行・検証に取り組んでいます。あわせて、令和5年度全国学力・学習状況調査においては、中学校英語「話すこと」調査について全ての中学校で、児童生徒質問紙調査について一部の小・中学校で、児童生徒が活用するICT端末等を用いたオンライン方式により実施します。

(4) EBPMの推進

「経済財政運営と改革の基本方針2022」(骨太の方針2022)等に基づき、政府全体としてEBPM(証拠に基づく政策立案:Evidence-based Policymaking)の推進が求められています。文部科学省においては、大規模なパネル調査に基づいた、学校満足・意欲、進路、ウェルビーイング・非認知能力についての分析など、政策立案に資するエビデンスの開発に取り組んでいます。地方自治体を対象に文部科学省が行った調査では、具体的な指標設定や調査結果の分析・施策の見直し等、前回調査と比較し、EBPMが着実に進められていることがわかりました。

また、国立教育政策研究所に、教育データの活用を図るための基盤整備に係る業務を行う課を新設し、国や自治体の政策・実践に役立つ教育分野の調査データや研究成果・取組事例を共有するプラットフォームの構築を強化するなど、データの利活用を推進する環境の構築といったEBPM推進策に取り組んでいます。

文部科学省においては、引き続き、各地方公共団体における教育政策の立案や学校における取組の改善・充実

等が、客観的な証拠に基づいて実施されるよう、取組を推進していきます。

(5) 教育の無償化・負担軽減

誰もが家庭の経済事情に関わらず希望する質の高い教育を受けられることは、大変重要です。また、我が国においては、教育費の負担が少子化の要因の一つとなっており、少子化対策の観点からも、教育の無償化・負担軽減を進めることが不可欠です。

このため令和元年10月から幼児教育・保育の無償化、令和2年4月から真に支援が必要な子供たちを対象とした高等教育の修学支援新制度を実施するなど、消費税財源を活用し、家庭の教育費負担軽減に取り組んでいます。また、高等学校段階においても、令和2年4月に私立高校生に対する高等学校等就学支援金の拡充を行っています。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により子供たちの学びの機会が奪われることがないよう、各学校段階の特性を踏まえつつ、授業料等を納付することが困難な者への配慮の要請、家計急変世帯の学生等への授業料等の減免を行ってきたところです。令和5年4月からは、高等学校等就学支援金制度において家計急変世帯への支援を開始することとしています。

文部科学省としては、教育の無償化・負担軽減を推進するため、関係省庁と連携し、これらの制度の円滑な実施にしっかりと取り組んでまいります。

2

国際教育の推進

グローバル化が加速する社会において持続的な成長・発展を目指すためには、それに対応した教育環境の整備・人材育成の推進が必要不可欠です。

これを踏まえ、文部科学省においては、高校生留学の促進、在外教育施設における教育の充実、外国人児童生徒等への教育の充実等に取り組んでいます。

(1) 高校生留学の促進

第3期教育振興基本計画において、様々な分野でグローバルに活躍できる人材を育成することを目標に掲げていること等を踏まえ、高校生の海外留学をはじめ、グローバ

ル人材の基盤形成に取り組む都道府県を支援しています。

新型コロナウイルス感染症の流行により、高校生の海外留学については大きな影響が出ていましたが、水際対策の緩和により海外留学も回復の兆しをみせています。文部科学省としては、第3期教育振興基本計画の高校生の留学を6万人にするという政府目標を実現すべく、令和5年度においても、各種取組を行ってまいります。

具体的には、地方公共団体、学校、民間団体等が主催する海外派遣プログラムへの参加に対し、都道府県を通じて留学費用の一部を支援する事業を実施しており、令和5年度は1,500人の高校生を対象とする予定です。

また、都道府県における高校生留学の機運の醸成を図るため、都道府県が主催する啓発活動や研修の実施、留学相談員の配置に必要な経費を支援することとしています。

さらに、グローバル人材の育成に国を挙げて取り組むため、これら国費による支援に加え、平成27年度より官民協働海外留学支援制度「トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム」において、高校生の留学を支援しています。令和5年度からは、第2ステージを開始し、高校生の留学をより強化してまいります。

(2) 在外教育施設における教育の充実

我が国の経済の国際化の進展に伴い多くの日本人が子供を海外に同伴しており、令和4年4月現在、日本人学校に約1.4万人、補習授業校に約1.9万人の子供が通学しています。在外教育施設の機能強化が必要となるなか、令和4年6月には「在外教育施設における教育の振興に関する法律」が公布・施行されました。本法律では、在外教育施設における国内同等の教育環境の整備や特色ある教育の充実等が図られるよう、在外教育施設における教育の振興に関する施策を総合的かつ効果的に推進することとされています。

文部科学省では、日本人学校や補習授業校の教育の充実・向上を図るため、日本国内の義務教育諸学校の教師を派遣するとともに、退職教師をシニア派遣教師として、正規に採用される前の若手教師をプレ派遣教師として派遣しています。在外教育施設への派遣経験は、多文化・多言語環境における指導能力やカリキュラム・マネジメント能力など、教師の資質・能力の向上にも繋がるものです。（※参考URL：https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/mext_01929.html）（令和6年度及

び7年度に新たに日本人学校等に派遣する教師の募集を、令和5年3月頃に行う予定です。)

また、派遣教師の魅力を高めるために取り組んでいる「トビタテ！教師プロジェクト」(平成29年度～)を立ち上げ、帰国教師の能力や知識、経験を国内の教育に還元・共有するため、帰国教師間のネットワーク作りに取り組んでいます。

さらに、教育環境の整備については、義務教育教科書の無償給与、教材の整備、通信教育の実施などを行うほか、感染症対策への支援を行うことにより、非常時でも途切れない教育体制の実現にも取り組んでいます。

また、「選ばれる在外教育施設」づくりに向け、優れた教育プログラムへの重点的な支援により特色ある研究開発による教育の高度化を図るとともに、教育・運営に係る指導・助言を行う「在外教育アドバイザー」を設置するなど、在外教育施設ならではの教育の充実に取り組んでいます。

(3) 外国人児童生徒等への支援

外国人児童生徒や、保護者の国際結婚などによって日本国籍であっても日本語指導を必要とする児童生徒の増加等により、公立学校に在籍する日本語指導が必要な児童生徒は5万人を超え、その数は増加傾向にあります。

このような状況を踏まえ、「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」(令和2年6月23日閣議決定)に基づき、外国人の子供の就学促進等について地方公共団体が講ずべき事項を取りまとめた「外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等に関する指針」を策定し、同年7月に通知しました。

文部科学省では、外国人の子供の就学を促進するため、就学状況等に関する調査や、学校外における日本語指導・教科指導等の取組を行う地方公共団体への支援を引き続き実施します。

また、学校における指導体制の整備充実のため、令和8年度までに日本語指導が必要な児童生徒18人に対して1人の教員が基礎定数として措置されるよう、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」の規定に基づいた着実な改善を図るとともに、公立学校における帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな指導・支援体制を整備する地方公共団体への補助事業において、日本語指導補助者や母語支援員の派遣、多言語翻訳システム等ICTを活用した取組、外国人高校

生等に対して日本語指導に限らずキャリア教育や居場所づくりなども含めた包括的な支援を拡充します。

また、外国人児童生徒等の指導を担う教師が、必要な知識を得られるような研修用動画コンテンツと、来日・帰国したばかりの外国人児童生徒等や保護者が日本での学校生活等について理解を深められるような多言語による動画コンテンツ(令和4年度に新たに8言語を追加し、現在15言語に対応)を作成・公開しています。これらコンテンツについては、文部科学省ホームページから御覧いただけます。(URL:https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003_00004.htm)

加えて、日本語指導のための「特別の教育課程」編成について、令和5年度から高等学校においても制度化することに伴い、令和4年度に高等学校における日本語指導の体制づくりの手引や指導のためのガイドラインを作成しました。さらに、高等学校における日本語指導体制充実のための調査、評価方法に関する調査研究を実施します。

その他、散在地域における児童生徒の日本語能力把握のためのネットワーク構築の研究事業を推進するほか、教育委員会へのアドバイスや教員研修の充実のため、「外国人児童生徒等教育アドバイザー」の派遣、日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等の実態調査を実施します。また、外国人児童生徒等教育支援のための情報検索サイト「かすたねっと」についても、多様な教材・資料の充実を図ってまいりますので、こちらも是非御活用ください。

(URL:<https://casta-net.mext.go.jp/>)

(QRコードはこちら)



3

教師の資質能力の向上等

教育は人なりと言われるように、学校教育の成否は教師の資質能力にかかっています。子供たちの成長を担う教師は、社会や時代の変化を前向きに受け止めつつ、教職生涯を通じて学び続けることが求められています。

(1) 「令和の日本型学校教育」を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について

中央教育審議会は、令和3年3月の文部科学大臣の諮

問に基づき、教師の在り方について包括的な議論を行い、令和4年12月に「令和の日本型学校教育」を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について」(答申)を取りまとめました。

本答申は、「教師の養成・採用・研修の一体的な改革を通じ、教師が創造的で魅力ある仕事であることが再認識され、志望者が増加し、さらに教師自身もその資質能力や志気を高め、誇りを持って働くことができる将来を実現するための提言である。」と締めくくられており、これを実現するために、「令和の日本型学校教育」を担う新たな教師と教師に求められる資質能力、多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成、教員免許の在り方、教員養成大学・学部、教職大学院の在り方、教師を支える環境整備の各項目について具体的な方策が示されています。

文部科学省においては、本答申の内容及び答申を踏まえた取組等について、Webサイトに情報発信しています。審議に参画した委員からのメッセージも公開していますので、ぜひ下記URLからご覧ください。

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/079/sonota/1412985_00004.htm

(2) 新たな教師の学びの姿の実現に向けた教員研修の高度化について

第208回通常国会において、教育公務員特例法の一部が改正され、令和5年4月から、各教師の研修履歴を記録し、その記録を活用した、教師の資質向上に関する指導助言等を行う仕組みが制度化されました。

文部科学省においては、「新たな教師の学びの姿」の実現に向けた教員研修高度化を図るため、

- ① 国による「研修履歴記録システム」及び研修コンテンツ等を一元的に収集・整理・提供する「教員研修プラットフォーム」の一体的構築
- ② 喫緊の教育課題に対応するオンデマンド研修コンテンツの充実や教員研修の高度化のためのモデル開発支援事業
- ③ 教職員支援機構における「次世代型教職員研修開発センター」の設置

などを進め、全国の取組をサポートしていきます。

各教育委員会においては、新たな研修制度において、各教師の研修履歴を記録すること自体が目的化することのないよう留意しつつ、法の趣旨を踏まえた取組を進め

ていただくようお願いします。

4

生涯にわたる学びの推進

(1) 生涯にわたる多様な学習機会の提供

「生涯学習」とは、一般には人々が生涯に行うあらゆる学習、すなわち、学校教育や家庭教育、社会教育、文化活動、スポーツ活動、ボランティア活動、企業内研修、趣味など様々な場や機会において行う学習の意味で用いられます。

文部科学省は、「教育基本法」の精神にのっとり、国民一人ひとりが自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会にあらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現を目指して、生涯学習の振興に取り組んでいます。以下では、生涯学習の機会の整備に関する具体的な取組について紹介します。

放送大学では、BS デジタル放送やインターネット等を活用して、大学教育の機会を幅広く国民に提供しています。放送大学の学生は職業・年齢・地域を問わず多様であり、現在約9万人が学んでいます。放送大学では、社会人の方々がキャリアアップや専門性を高めるために、学芸員や公認心理師・認定心理士などの資格に対応する科目を開講しているほか、数理・データサイエンス・AI 人材の育成に資する講座などを実施しています。さらに、全国に学習センター等を設置して学生の学習を支援するとともに、地域の生涯学習の振興にも寄与しており、我が国の生涯学習・リカレント教育の中核的機関として大きな役割を担っています。

また、学校又は一般社団法人若しくは一般財団法人の行う通信教育のうち社会教育上奨励すべきものを文部科学大臣が認定し、その普及・奨励を図っています。令和5年3月末現在、文部科学省認定社会通信教育は25団体108課程であり、令和4年の延べ受講者数は約5万人となっています。

民間教育事業者や教育分野で活動を行うNPO法人などの民間団体は、国民の多様な学習活動を支える上で大きな役割を果たしており、ますます重要なものになっています。

このほか、文部科学省では、高等学校を卒業していない者などに対して高等学校卒業者と同程度以上の学力があることを認定する高等学校卒業程度認定試験を実施しています。この試験の合格者には、大学等の入学資格が付与されるとともに、就職などの機会においても学力を証明する手段として活用されています。令和4年度における受験者数は1万7,154人、合格者数は7,961人となっています。出願者のうち約半数を高等学校中途退学者が占めており、出願者の約半数は大学等への進学を目的としています。また、令和2年度からは、高等学校中退者等を対象に学習相談や学習支援を行う地方公共団体への補助事業を実施しています。

加えて、第11期中央教育審議会生涯学習分科会においては、令和4年8月、第11期の議論の整理を取りまとめ、公表しました。この中では、「全ての人のウェルビーイングを実現する、共に学び支えあう生涯学習・社会教育」という視点が示されるとともに、人と人との「つながり」の希薄化や、デジタル社会の進展など、社会やライフスタイルの変化に対応するための今後の生涯学習・社会教育の振興方策についてまとめられています。

(2) リカレント教育の推進

社会の変化が激しくなる今後の時代においては、学校を卒業し、社会人となった後も、大学等で更に学びを重ね、新たな知識や技能、教養を身に付けることが必要です。令和4年6月に取りまとめられた「経済財政運営と改革の基本方針2022」(骨太の方針2022)や「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」では、リカレント教育を拡充することが求められています。

こうした動きも踏まえ、文部科学省では、大学・専修学校等における実践的なプログラムの開発・拡充や社会人が学びやすい環境の充実に努めています。

具体的には、就業者・非正規雇用労働者・失業者等に対し、デジタル・グリーン等成長分野を中心に大学・大学院等において社会のニーズに合ったプログラムを提供・横展開し、円滑な就職・転職を支援する取組や、専修学校の教育分野8分野における企業や各業界と連携したプログラムの開発・提供、放送大学における数理・データサイエンス・AI関連分野の講座の体系化及び個別最適な学びの推進、社会人の学び直しを含む実践的な教育を支える実務家教員を育成する研修プログラムの開発・実施、

大学等における創造的な発想をビジネス等につなぐ教育プログラムの開発、大学コンソーシアムや自治体等における大学側のシーズと産業界のニーズのマッチング等に向けた産官学金の連携体制の整備、リカレント教育のもたらす効果の調査研究や、指標の開発、普及啓発、大学や専修学校等における企業等との連携による実践的・専門的な短期プログラムの文部科学大臣の認定(職業実践力育成プログラム(BP)、キャリア形成促進プログラム)等の取組を推進します。また、女性の学びとキャリア形成等を一体的に行う仕組み作りを行うとともに、リカレント教育の講座情報等を提供するポータルサイト「マナパス」の整備を進めています。これらの施策を推進することで、リカレント教育の抜本的拡充に取り組んでいます。

(3) 専修学校教育の振興

専修学校は、柔軟で弾力的な制度の特色を生かして、社会の変化に即応した実践的な職業教育を行う中核的機関として、産業界を支える職業人の養成に大きな役割を果たしてきました。

中でも専門課程(専門学校)は、高等教育機関の重要な一翼を担うとともに、多様なキャリア形成を担う職業教育機関としても高く評価されており、令和2年度からの高等教育の修学支援新制度の対象にもなっています。また、高等課程(高等専修学校)においては、高等学校と並ぶもう一つの後期中等教育機関として、幅広い職業教育や個に応じた手厚い教育が実施されています。

社会の高度化・複雑化が進み、実践的に活躍する専門職業人を養成する専修学校の役割がますます重要になっていく中、文部科学省では、専修学校における地域の中核的人材養成に向けた産学官連携の取組等に対する支援や、「職業実践専門課程」を中心とした専修学校教育の質の保証・向上の推進など様々な振興策に取り組んでいます。

5 地域学習の推進

人生100年時代やSociety5.0の到来、DXの急速な進展、新型コロナウイルス感染症への対応をはじめとする急速な社会経済環境の変化や取り組むべき課題の複

雑化を受け、今後、我が国の地域社会においては、住民主体でこれらの課題や変化に対応することが求められています。また、各地域において地域固有の魅力や特色を改めて見つめ直し、その維持発展に取り組むことが期待されているところです。こうした中で、地域における学びは、一人一人の生涯にわたる学びを支援し、住民相互のつながりの形成の促進、地域の持続的発展にも資することから、より一層重要になっています。また、第11期中央教育審議会生涯学習分科会においては、高齢者や外国人、障害のある方等、様々な困難な立場にある方々の社会的包摂の実現や、急速に進展するデジタル社会への対応などに向けて、社会教育・生涯学習が果たすべき具体的役割等について議論が行われました。この議論を踏まえ、文部科学省としては、デジタル社会に対応した公民館等の社会教育施設の更なる活用方策や、令和2年度より新しく創設された制度である社会教育士等の社会教育人材の活躍促進など、今後の生涯学習・社会教育の方向性や振興方策に関する重点事項をまとめました。これらの動向も含め、文部科学省としては、以下のように地域における学びの推進に努めています。

(1) 地域コミュニティの基盤を支える 社会教育の推進

① 公民館等の社会教育施設の機能強化

デジタル化が進展する社会において、デジタル技術を活用しながら、地域の特性を生かした地域の魅力向上や課題解決を図ることが重要です。このため、文部科学省としては、公民館等の社会教育施設におけるデジタル技術の効果的な活用、デジタル基盤の強化を促進するとともに、誰一人として取り残されない、デジタル社会の実現を図るため、公民館等におけるデジタルデバイド解消など、全ての世代のデジタルリテラシーの向上への取組を促進してまいります。

② 社会教育人材の養成・活躍機会拡充

社会教育法に基づき、教育委員会に置かれている社会教育主事は、社会教育行政の中核として、地域の社会教育行政の企画・実施及び専門的技術的な助言と指導に当たることを通し、人々の自発的な学習活動を援助する役割を果たしています。

また、令和2年度からは、社会教育主事講習等の学習成果が、教育委員会事務局や首長部局、企業、NPO等

の社会教育に携わる多様な主体の中で広く活用されるよう、社会教育主事講習を修了した者、大学において省令に定められた科目の単位をすべて修得した者は「社会教育士」と称することが可能となりました。

これらの社会教育人材が、社会教育行政のみならず、環境や福祉、まちづくり等の様々な分野において、多様な主体と連携・協働し、学習活動の支援を通じた地域の課題解決に取り組むことができるようにすることは重要です。文部科学省としては、これらの社会教育人材の配置・登用の促進に向け、社会教育主事講習のオンライン化などによる社会教育主事講習を受講しやすい環境の整備や、首長部局やNPO、企業等における社会教育主事講習の受講促進、社会教育人材ネットワークの構築・展開による社会教育人材の活躍促進等に取り組んでいます。

(社会教育士特設サイト

URL：https://www.mext.go.jp/a_menu/01/l/08052911/mext_00667.html

(QRコードはこちら)



(2) 学校、家庭、地域の連携・協働

① コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進

学校における働き方改革の推進や不登校、いじめ、防災など学校や地域が抱える社会的課題の解決を目指すとともに、「社会に開かれた教育課程」の実現のためには、学校だけではなく、家庭や地域と連携・協働し、地域全体で未来を担う子供たちの成長を支えていくことが必要です。このため、文部科学省では、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、学校と地域住民等が目標やビジョンを共有し、一体となって子供たちを育む学校づくりを実現するため、「コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）」と「社会教育法」に基づき、幅広い地域住民等の参画により、地域全体で子供たちの学びや成長を支える様々な活動である「地域学校協働活動」を一体的に推進しており、全ての公立学校にコミュニティ・スクールの導入することを目指しています。

こうした中、文部科学省では「コミュニティ・スクールの在り方等に関する検討会議」を設置し、今後のコミュニティ・スクールの在り方について有識者による検討を行い、令和4年3月に最終まとめを取りまとめました。最終まとめでは、コミュニティ・スクールは全ての学校に必要である

ことから、導入を促進すること、導入後も質の向上に取り組む等の方向性が示されています。この最終まとめに示された推進方策を実行し、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進により、地域とともにある学校づくり、学校を核とした地域づくりを進め、未来を担う子供たちの成長を地域全体で支える社会の実現を目指します。

(コミュニティ・スクールの在り方等に関する検討会議最終まとめ～学校と地域が協働する新しい時代の学びの日常に向けた対話と信頼に基づく学校運営の実現～
URL: https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/163/toushin/mext_00001.html)

(QRコードはこちら)



②家庭教育支援の推進

家庭教育支援については、保護者が安心して家庭教育を行うことができるよう、支援が届きにくい家庭に支援を届けるアウトリーチ型支援を含め、地域の多様な人材を活用した家庭教育支援チーム等による保護者に対する学習機会や情報の提供、相談対応等、地域の実情に応じた家庭教育支援の取組を推進していきます。

(3) 読書・体験活動の推進

①読書活動の推進

読書は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、人生を深く生きる力を身に付ける上で欠かせないものです。文部科学省は「子どもの読書活動の推進に関する法律」及び「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を踏まえ、広く読書活動に対する国民の関心と理解を深めるため、4月23日を「子ども読書の日」としてキャンペーンを行うなど、様々な取組を実施しています。

地域における読書活動については、図書館が「地域の知の拠点」として住民にとって利用しやすく、身近な施設となるための環境の整備を進めており、「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」に基づき、施設・設備や読み聞かせ等のサービスの充実の推進に努めています。

学校図書館の整備充実については、令和4年度から8年度までを対象とする新たな「学校図書館図書整備等5か

年計画」を策定し、学校図書館図書標準の達成や、計画的な図書の更新、新聞の複数紙配備と学校司書の配置拡充に必要な経費として、5か年で2,400億円の地方交付税措置を講じることとしています。

(子ども読書の日ポスターデザイン)



②体験活動の推進

青少年の体験活動は人づくりの「原点」であり、学校・家庭・地域が連携して社会総がかりでその機会を創出していくことが必要です。文部科学省では、青少年のリアルな体験活動の機会の充実を図るため、体験活動に関する普及啓発や調査研究、民間企業が実施する優れた取組に対しての顕彰事業、自然体験活動のモデル事業を実施するとともに、地域や企業と教育機関の連携促進のための体制構築を図ることとしています。

また、独立行政法人国立青少年教育振興機構においては、全国28か所の教育施設で、それぞれの立地条件を生かした特色ある活動を展開し、生きる力の育成に必要な自然体験活動、集団宿泊活動をはじめ、多様な体験活動の機会を提供しています。さらに、未来を担う夢を持った子供の健全育成を推進するため、「子どもゆめ基金」事業を通じて、地域の草の根団体等が実施する様々な体験

活動や、特色ある新たな取り組み、体験活動・読書活動の振興を図る取り組みの裾野を広げる様な活動を中心に、支援を行っています。

(QRコードはこちら)



6

ともに生きる学びの推進

(1) 男女共同参画の推進

文部科学省では、「第5次男女共同参画基本計画 ～すべての女性が輝く令和の社会へ～」（令和2年12月25日閣議決定）に基づき、男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実を推進しています。

男女が共に仕事と家庭、地域における活動に参画し、活躍できるような社会の実現を目指すためには、個人の可能性を引き出すための学びが必要とされています。このため、文部科学省では、「女性の多様なチャレンジに寄り添う学びと社会参画支援事業」として、多様な年代の女性の社会参画を推進するため、女性教育関係団体、大学及び研究者、企業等が連携し、例えば女性が指導的立場に就くに際して必要となる体系的な学習の提供等、女性の多様なチャレンジを総合的に支援するモデルの構築を行っています。

また、「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」（令和2年6月）を踏まえ、子供の発達段階等に応じ、生命（いのち）を大切に、性犯罪等の当事者にしないための「生命（いのち）の安全教育」に取り組んでいます。令和4年度も令和3年度に引き続き「生命（いのち）の安全教育推進事業」として、内閣府と共同で作成した「生命（いのち）の安全教育」の教材等を活用した指導モデルを作成し、新たに指導事例の収集を行いました。

令和5年度においては、全国展開を図ることとしており、引き続き指導モデルの作成や指導事例の収集等を実施するとともに、新たに生命（いのち）の安全教育全国フォーラムを開催し、実施に当たってのノウハウの共有など、現場の取組支援の強化を図ることとしています。

「生命（いのち）の安全教育」の教材及び指導の手引き等は、文部科学省ホームページに掲載しておりますので、積極的な活用について御協力をお願いします。

(https://www.mext.go.jp/a_menu/danjo/anzen/index.html)

(2) 障害者の生涯を通じた学習活動の充実

障害者の生涯学習機会の確保を規定した「障害者の権利に関する条約」の批准や、「障害者差別解消法」の施行等を踏まえ、障害者が、生涯にわたり自らの可能性を追求できる環境や、誰もが障害の有無にかかわらず、共に学び、生きる共生社会の実現に向けて、地域における学びの場を整備・拡大することが求められています。

文部科学省では、従前より学校から社会への移行期や人生の各ステージにおける効果的な生涯学習プログラムの開発、実施体制等に関する実践研究及び、生涯を通じた共生社会の実現に関する調査研究に取り組み、その研究成果を普及しています。

令和4年度は、都道府県が中心となり市区町村や大学、特別支援学校、社会福祉法人等が参画する「地域コンソーシアムによる障害者の生涯学習支援体制の構築」を6都道府県において、市区町村と民間団体が連携して障害者を包摂する生涯学習プログラムを開発する「地域連携による障害者の生涯学習機会の拡大促進」の実践研究を19団体で実施しました。加えて、新たに大学・専門学校等において、特別支援学校高等部卒業後も学び続けることができる生涯学習プログラムを開発・実施する「大学・専門学校等における生涯学習機会創出・運営体制のモデル構築」を3団体が実施しました。さらに、実践研究事業の成果の普及や、障害理解の促進、実践者同士の学び合いによる担い手の育成、障害者の学びの場の拡大を目的として、「共に学び、生きる共生社会コンファレンス」を全国7ブロック12か所で開催しました。

令和5年度は上記の事業を継続するとともに、新たな取組として事業実施のための連携強化やネットワーク構築に係る技術的支援を行うアドバイザー派遣を実施します。

また、令和2年度から社会教育と特別支援教育、障害者福祉等の各分野において障害者の生涯学習推進を担う人材、及び各分野をつなぐ中核的人材の育成に向けて、「障害者の生涯学習の推進を担う人材育成の在り方検討会」を設置し議論を進めました。令和4年3月に障害者の生涯学習推進を担う人材が身に付けるべき専門性や役割の整理等を取りまとめるとともに、生涯学習支援入門ガイ

ド・事例集「共生社会のマナビ」を作成し、都道府県の生涯学習支援担当者、市区町村の生涯学習担当者及び、国公立の大学図書館等に広く配布しました。

この「共生社会のマナビ」や令和4年度のブロック別コンファレンスの様子等、これまでの実践研究成果は、文部科学省ホームページに随時掲載してまいりますので、是非御覧ください。

(https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/index.htm)

(QRコードはこちら)



(3) 学校安全の確保

近い将来に発生が懸念されている首都直下地震や南海トラフ巨大地震、激甚化・頻発化する豪雨、台風などの計り知れない自然災害のリスクに直面しています。また、登下校中を含めた学校における事件・事故、SNSの利用による犯罪など子供の安全を脅かす様々な事案も次々と顕在化しています。

このような中、学校において児童生徒等が生き生きと活動し、安心して学べるようにするためには、安全の確保が保障されることが不可欠です。

また、児童生徒等は守られるべき対象であることにとどまらず、学校教育活動全体を通じ、自らの安全を確保することのできる基礎的な資質・能力を継続的に身に付け、自ら進んで安全で安心な社会づくりに参加し貢献できるようになることが求められます。

このため、中央教育審議会答申を踏まえて、令和4年度から令和8年度における学校安全に係る基本的方向性と具体的な方策を示す「第3次学校安全の推進に関する計画」(令和4年3月閣議決定)を策定しました。

文部科学省では、この第3次計画に基づき、安全で安心な学校環境の整備や組織的な取組を引き続き支援していくとともに、安全に関する資質・能力を身に付けた児童生徒等が将来社会人となり、様々な場面で活躍することを通じて、社会全体の安全意識の向上や安全で安心な社会づくりに寄与できるよう、安心で安全な学校づくり、社会づくりを一層推進してまいります。

各学校におかれては、第3次計画を踏まえながら、

- ・地域の災害リスクを踏まえた実効性のある防災教育・

避難訓練を実施すること

- ・ その際には、地域の関係機関や有識者の参画を得ながら取り組むこと
- ・ 学校安全計画や危機管理マニュアルの見直しを行うこと (PDCA サイクルを確立すること)

等に取り組んでいただき、児童生徒等がいかなる状況下でも自らの命を守り抜き、安全で安心な生活や社会を実現するために、自ら適切に判断し主体的に行動できるようになることが重要です。

安全教育や安全管理に関する詳細な情報は、「学校安全ポータルサイト」に掲載しておりますので、積極的な活用について御協力をお願いします。

(<https://anzenkyouiku.mext.go.jp/>)

(QRコードはこちら)



(4) ハンセン病に対する差別・偏見の根絶

文部科学省では、熊本地方裁判所におけるハンセン病家族国家賠償請求訴訟判決(令和元年6月28日)や「ハンセン病家族国家賠償請求訴訟の判決受入れに当たっての内閣総理大臣談話」(令和元年7月12日閣議決定)を踏まえ、関係省庁と連携・協力し、患者・元患者やその御家族が置かれていた境遇を踏まえた人権教育などに取り組んでいます。

省内の「ハンセン病家族国家賠償請求訴訟を踏まえた人権教育推進検討チーム」ではハンセン病の元患者やその御家族が置かれていた境遇を踏まえた人権教育を推進するため、有識者ヒアリングや関係施設の視察等を含めた検討を進め、令和3年9月に議論を踏まえた当面の取組をまとめました。

また、関係省庁間の連携の下で一体的に施策を進めるため、令和4年7月に文部科学省、厚生労働省、法務省の3省連名で教育委員会等向けに通知を発出し、厚生労働省作成のパンフレット「ハンセン病の向こう側」や法務省作成の人権啓発動画及び冊子「ハンセン病問題を知る～元患者と家族の思い～」などの資料の活用・促進を依頼しています。

加えて、独立行政法人教職員支援機構と調整し、同機構が提供する校内研修用の動画コンテンツの一環として、ハンセン病問題に係る講義動画を作成し、令和3年12月

に配信を開始しました。この動画は、学校でハンセン病問題にかかる教育に真摯に取り組んでこられた校長先生による講義を収録しており、学校等での校内研修等への活用を促進しております。今後とも、御家族の皆様との協議も踏まえながら、厚生労働省や法務省等の関係省庁とも連携し、ハンセン病患者・元患者や御家族が置かれていた境遇を踏まえた人権教育を推進するための取組の一層の充実を図ってまいります。

(5) 子供の貧困対策の推進

平成26年1月の「子どもの貧困対策の推進に関する法律」施行以降、政府は、子供の将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子供が健やかに育成される環境の整備に努めてきたところです。令和元年6月には同法が改正され、新たに市町村にも貧困対策計画策定の努力義務が課されるとともに、教育の機会均等が図られるべき趣旨が明確化されました。

また、同法改正等を踏まえ、令和元年11月には、政府として総合的に子供の貧困対策を推進するための基本的な施策を定めた、新たな「子供の貧困対策に関する大綱」が閣議決定されました。

本大綱では、子供の貧困対策を総合的に推進するに当たり、関係施策の実施状況や対策の効果等を検証し評価するため、スクールソーシャルワーカーによる対応実績のある学校の割合や子供の貧困率等の39の指標を設定し、貧困の実態をより多面的に捉えられるようにしています。あわせて、これらの指標の改善に向けて、「教育の支援」等の事項ごとに、当面取り組むべき重点施策を掲げています。

文部科学省としては、

- ・ 幼児期から高等教育段階までの切れ目のない形での教育費負担軽減
- ・ 貧困等に起因する学力課題の解消のための教員定数の加配措置やスクールソーシャルワーカーの配置充実等の「学校をプラットフォームとした子供の貧困対策」
- ・ 地域住民等の参画による放課後等の学習支援や、高校中退者等に対する学習相談・学習支援の促進等の「地域の教育資源を活用した子供の貧困対策」

等に引き続き、取り組んでいきます。

大臣官房文教施設企画・防災部

安全・安心で質の高い 学校施設等整備の推進

学校施設は、児童生徒の学習・生活の場であるとともに、地震等の災害時には地域住民の避難所としての機能も果たすことから、安全・安心を確保することは極めて重要です。

文部科学省では、新しい時代の学びを実現する学校施設の整備の推進と併せて、長寿命化対策、環境を考慮した学校施設の整備等を推進し、地方公共団体が学校施設を整備する際の参考となる指針や手引、事例集等を作成し、その普及を通じて質の高い学校づくりを進めています。また、誰もが安心して利用できる安全な学校施設づくりを目指し、耐震化や防災機能強化等を推進しています。

1

豊かな学校施設環境の構築

(1) 新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について

文部科学省では、学校教育を進める上で必要な施設機能の確保のため、施設計画及び設計における基本的な考え方や留意事項を示した「学校施設整備指針」を学校種ごとに策定しています。また、今後の学校施設の在り方や学校施設整備指針の改定について、学識経験者等からなる「学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議」（以下「協力者会議」という。）において調査研究を行ってき



学校施設の在り方に関する
調査研究協力者会議

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shisetu/066/index.html

ました。直近では、1人1台端末環境のもと個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向け、協力者会議の下に「新しい時代の

学校施設検討部会」を設置し、令和3年1月から新しい時代の学びを実現するための学校施設の在り方やその推進方策について検討を進めてきました。その成果は令和4年3月に「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について 最終報告」としてまとめられ、柔軟で創造的な学習空間や地域・社会との共創空間など、新しい時代の学び舎として目指す5つの姿とその姿を実現するために、学校設置者や国が取り組む推進方策が提言されました。

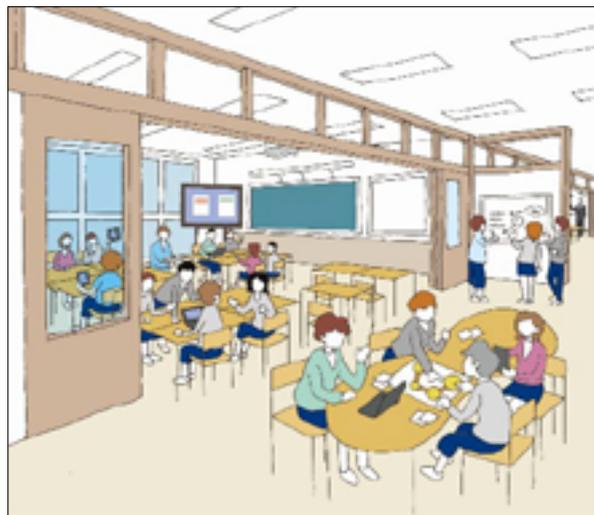
新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方（5つの姿の方向性）

【新しい時代の学び舎として創題工夫により特色・魅力を発揮】

- 学び 個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向け、柔軟で創造的な学習空間を実現
- 生活 新しい生活様式を踏まえ、健やかな学習・生活空間を実現
- 共創 地域や社会と連携・協働し、ともに創造する共創空間を実現

【新しい時代の学び舎の土台として着実に整備を推進】

- 安全 子供たちの生命を守り抜く、安全・安心な教育環境を実現
- 環境 脱炭素社会の実現に貢献する、持続可能な教育環境を実現



（学び）多目的スペースの活用による多様な活動へ柔軟に対応できる学習空間



(共創) 地域や社会の人たちと連携・協働し、ともに創造的な活動が展開できる共創空間

新しい時代の学び舎として目指していく姿

こうした提言等を踏まえ、文部科学省では、令和4年6月に各学校施設整備指針を一齐に改訂するとともに、令和4年7月に「学校施設の脱炭素化に関するワーキンググループ」、令和5年1月に「学校施設の質的改善・向上に関するワーキンググループ」を新たに立ち上げ、新しい時代の学びを実現する具体的な整備内容等について、議論を進めています。

(2) 学校施設整備・活用推進プラットフォーム (CO-SHA Platform)

新しい時代の学びを実現する学校施設の整備・活用や技術的な課題に対応する学校設置者の取組を支援するため、文部科学省のWEBサイトにプラットフォーム (CO-SHA Platform) を構築し、令和4年11月から運用を開始しました。CO-SHA Platformは3つの役割を有しています。1つ目は、学校施設の整備・活用事例、ノウハウの蓄積・発信を行う「新たな学校施設のアイデア集」の役割です。例えば「快適性と省エネの両立を目指した、地域の防災拠点となる長寿命化改修」を行った学校施設の改修概要やプロセス等を発信しています。2つ目は、専門的・技術的な知見を有する「CO-SHA アドバイザー」による相談対応や助言等を行う「相談窓口」の役割です。例えば、計画・設計についてのアドバイスや整備・施工についての相談をすることができます。3つ目は、学校関係者の横のつながり作りを目的とした「ワークショップ等のイベント開催」の役割です。例えば、本年2月にオンライン開催された「地域や社会と連携・協働し、共に創る学校とは?」では、「地域や社会との共創空間としての学校」

をテーマに登壇者の方々から事例を基に講演いただき、その後、有識者を変えたクロストークにより地域における学校施設の在り方を深堀りしました。

今後もコンテンツの更新・充実を行い、地方自治体が新しい時代の学びを実現する学校施設づくりを推進できるよう支援していきます。



学校施設整備・活用推進プラットフォーム (CO-SHA Platform)

<https://www.mext.go.jp/co-sha/index.html>

(3) 学校施設のバリアフリー化の推進

令和3年4月に改正バリアフリー法等が施行され、特別特定建築物に公立小中学校等が新たに位置付けられ、2,000㎡以上の公立小中学校等を建築等する際に、廊下の幅や車いす使用者用のトイレの数等を示したバリアフリー基準への適合が義務付けられたほか、2,000㎡未満のものを建築する際や既存の建築物に対しても基準適合への努力義務が課せられました。

こうしたなかで、文部科学省では令和2年7月に「学校施設のバリアフリー化等の推進に関する調査研究協力者会議」を設置し、既存施設を含めた学校施設におけるバリアフリー化等を加速していくための方策等について検討を行い、同年12月に報告書を取りまとめました。この報告書を踏まえ、学校施設バリアフリー化推進指針を改訂し、学校設置者に対して国としての公立小中学校等施設のバリアフリー化に関する整備目標を示すと同時に加速化を要請しました。

また、学校設置者の取組の加速化を支援するため、令和3年度より既存の公立小中学校等施設におけるバリアフリー化工事の国庫補助率を1/3から1/2に引き上げました。

さらに、令和4年度、前回の令和2年度調査に引き続き、2回目となる「学校施設のバリアフリー化に関する実態調査」(令和4年9月時点)を実施し、調査結果を公表するとともに、改めて学校設置者に対して取組の一層の推進



学校施設のバリアフリー化の推進

https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/seibi/mext_00003.html

や加速化を要請しました。併せて、普及啓発のため、文部科学省 WEB サイト中に「学校施設のバリアフリー化の推進」の特設ページを開設しています。

対象		令和4年度	令和7年度末までの目標
バリアフリー トイレ	校舎	70.4%	避難所に指定されている 全ての学校に整備する
	屋内運動場	41.9%	
スロープ等 による 段差解消	門から建物の 前まで	校舎	全ての学校に整備する
		屋内運動場	
	昇降口・ 玄関等から 教室等まで	校舎	
		屋内運動場	
エレベーター	校舎	29.0%	要配慮児童生徒等が 在籍する全ての学校に 整備する
	屋内運動場	70.5%	

公立小中学校等施設のバリアフリー化に関する整備目標

(4) 公立学校施設整備の関連予算

新しい時代の学びに対応した教育環境向上と老朽化対策の一体的整備の推進、防災・減災、国土強靱化の推進や脱炭素化の推進等、公立学校施設を取り巻く様々な課題に対応する施設整備を支援するため、公立学校施設整備の関連予算を令和5年度当初予算案に687億円を計上しており、令和4年度第2次補正予算1,204億円と併せて、総額1,891億円としています。また、令和5年度当初予算案では以下の制度改正を盛り込んでいます。

1点目は、障害のある児童生徒が安心して学べる環境整備を進めるため、教室不足解消に向けた既存の特別支援学校校舎の改築・改修の補助率について、令和6年度までの間1/2に引き上げるものです（後述）。

2点目は、避難所としての機能強化等を進めるため、断熱性が確保されている学校体育館への新たな空調設置の補助率について、令和7年度までの間1/2へ引き上げるものです。

また、国庫補助に係る建築単価について、資材費の高騰等を踏まえ、鉄筋コンクリート造の小中学校校舎では対前年度比10.3%増としています。

引き続き、各地方公共団体が地域の実情に応じて計画的な施設整備を行えるよう支援していきます。

2

学校施設の長寿命化と維持管理

(1) 公立学校施設の長寿命化に向けた取組

公立学校施設については、これまで耐震化を優先的に進めてきましたが、その一方で老朽化が進行した学校施設の増加に伴い、安全面や機能面における不具合が多く発生するなど対策が喫緊の課題となっています。

厳しい財政状況の下、施設の老朽化のみならず、1人1台端末に対応した教育環境向上等の公立学校施設を取り巻く様々な課題を解決するためには、中長期的な視点の下、計画的な整備を行うとともに、コストを抑えながら改築（建替え）と同等の教育環境を確保することができ、排出する廃棄物量も少ない「長寿命化改修」に重点を移していくことが必要です。

長寿命化改修は、建物の耐久性を高めることに加え、学校施設に対する現代の社会的事情に応じるよう、建物の機能や性能を引き上げるものです。適切なタイミング（おおむね築後45年程度まで）で長寿命化改修を行うことで、技術的には、70～80年程度に耐用年数を延ばすことが可能です。

設置者における所管施設等の長寿命化に向けた取組を更に推進するため、文部科学省では、令和3年3月、「文部科学省インフラ長寿命化計画(行動計画)(令和3年3月)」(以下「行動計画」という。)を改定しました。

行動計画では、各設置者におけるメンテナンスサイクルの構築や中長期的な維持管理等におけるトータルコストの縮減、予算の平準化を目指すべき姿として掲げるとともに、各設置者に対して個別施設計画の早期かつ確実な策定や積極的な公表をお願いしています。

これらを踏まえ、文部科学省では、すべての地方公共団体に対して、公立学校施設の個別施設計画を令和2年度までに策定するよう要請してきたところであり、令和4年4月1日現在で98.0%の学校設置者において策定が完了しています。

今後は、各設置者において計画の適時の見直しや内容の充実化が図られるよう、文部科学省は、各設置者が策定した個別施設計画に記載されている主な内容をまとめた一覧表を公表するとともに、教育委員会と首長部局との横断的な検討体制の構築に関する解説書や計画の内容

充実に向けた見直しに資する事例集の作成、周知を行うなど、引き続き、長寿命化対策の取組の支援に努めてまいります。また、地方公共団体による長寿命化改修の導入を推進するため、地方公共団体が行う長寿命化改修に対して国庫補助を行っています。

今後も引き続き、各地方公共団体が長寿命化改修などの老朽化対策をそれぞれの実情に応じて適切に進めることができるよう支援してまいります。



※ 公共施設等の維持管理に関する文書資料については、個別施設やプロジェクトの進展に応じて必要に応じて、個別施設計画を早期に策定することが重要。また、策定した個別施設計画は、内容の充実など、随時見直しを行うことが必要。



(2) 学校施設における維持管理の徹底

学校施設には、日常のみならず災害時においても十分

な安全性・機能性が求められます。建築当初には備わっているこれらの性能も、経年等により満たさなくなっている恐れがあります。学校施設の管理者等においては、当該施設が常に健全な状態であるよう、適切に維持管理を行うことが必要です。

近年、学校施設の老朽化に伴い、安全面における不具合が増加しています。また、体育館の床板剥離による負傷事故、防球ネットの支柱倒壊による児童死傷事故など重大事故も継続的に発生しています。

文部科学省では、このような学校施設に起因する事故等を防ぐため、学校設置者に対して、倒壊や落下等により重大な事故につながる恐れのある工作物等の点検を要請するなど安全確保に係る通知を発出するとともに、適切な維持管理が進むよう手引きやパンフレットなどを作成・周知しています。

今後も引き続き、学校施設における維持管理の適切な実施を推進していきます。

学校施設の維持管理について
 (通知、手引き、パンフレット)
https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/maintenance/index.htm

(3) 文教施設の多様な整備手法の活用

文部科学省では、文教施設におけるコンセッション事業を含めた PPP/PFI の案件形成を進めるため、令和4年度には各省の支援策や取組事例について紹介した施策集を作成するとともに、令和5年度予算案には、専門家による伴走支援等の支援事業の新設、拡充を盛り込みました。今後も、トップセールスや説明会等の実施を通じて周知を図り、コンセッション事業を含めた PPP/PFI を検討する地方公共団体の支援に取り組んでいきます。

また、文教施設の集約・複合化は、地域や社会と連携・協働し、ともに創造する共創空間を実現するための多様な整備手法の一つです。文部科学省では、令和4年度に文教施設の集約・複合化等の調査を実施し、実態を把握するとともに、集約化・複合化に関する基本的な考え方と留意事項等を提示した報告書や事例集等について周知しています。

なお、学校施設環境改善交付金では、令和4年度に制度改正を行い、学校以外の公共施設との複合化・集約化を伴う改築及び長寿命化改修について、一定の条件の下、

補助率の引上げ（1/3 から 1/2）を実施しています。

3

環境を考慮した学校施設づくり

(1) 環境を考慮した学校施設の整備推進

気候変動問題など様々な課題が深刻化する中、2050年カーボンニュートラルの実現に向け、学校施設の省エネルギー化や再生可能エネルギー設備の導入等をはじめとした脱炭素化を積極的に推進することが求められています。

文部科学省では関係省庁と連携して、校舎や体育館等の断熱性の向上、再生可能エネルギー設備の導入、校庭の芝生化などの環境を考慮した学校施設（エコスクール）を推進しており、エコスクールパイロット・モデル事業を平成9年度から28年度まで実施し、1,663校認定してきました。また平成29年度からの「エコスクール・プラス」では、令和4年度までに249校認定しています。

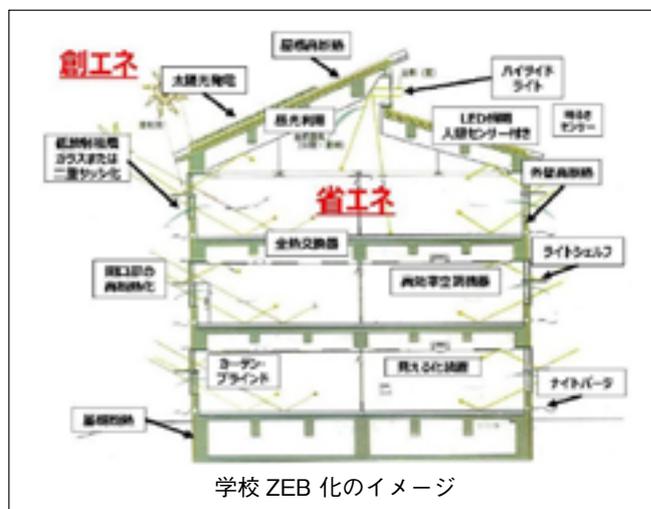
エコスクールは、環境負荷の低減に貢献するだけでなく、児童生徒が環境について学ぶ教材としての側面を持つとともに、地域の環境教育の発信拠点としての機能を果たすなど、施設自体の建築的要素と運営・教育という人的要素が調和して機能するよう、「施設面」・「運営面」・「教育面」の3つの視点に留意することが重要です。

さらに、整備されたエコスクールを一層活用していくため、令和元年度に「環境を考慮した学校施設づくり事例集—継続的に活用するためのヒント—」を作成の上周知し、学校設置者の取組を促進しています。

また、これまでのエコスクールの取組を深化させ広げていくとともに、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロとすることを目指したネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB）の整備の推進に取り組んでいます。令和4年度からは「地域脱炭素ロードマップ（国・地方脱炭素実現会議）」に基づく脱炭素先行地域に立地する学校などのうち、ZEB Ready を達成する事業に対し、国庫補助単価

の上乗せを行っています。

引き続き、学校施設の脱炭素化の推進に取り組んでいきます。



(2) 学校における省エネルギー対策の推進

「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」（昭和54年法律第49号）に基づき、事業者はエネルギーの使用の合理化（省エネルギー）に努めることが求められています。省エネルギーは、我慢によるエネルギー使用量の削減を求めることなく、児童生徒の学習環境を確保した上でエネルギーを無駄なく使用することです。

近年の学校施設は、エアコン設置やICT導入による高機能化や学校教育以外の多目的利用等による多機能化によりエネルギー使用量が増加する傾向にあり、地方公共団体が省エネルギーの推進に苦慮している状況が見られます。

このため、文部科学省では、学校でできる省エネルギー対策に関する資料「学校でできる省エネ」（平成24年3月）や「学校等における省エネルギー推進のための手引き」（平成31年3月）を作成し、省エネルギー対策に関する講習会の開催などを通じて周知・普及する取組を行っています。

また、学校設置者等に対し、エネルギー使用量が増加する夏季と冬季に省エネルギーの取組への協力を呼び掛けています。



環境を考慮した学校施設
づくり事例集—継続的に活
用するためのヒント—

[https://www.mext.go.jp/b_menu/
shingi/chousa/shisetu/044/
toushin/1421996_00001.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shisetu/044/toushin/1421996_00001.htm)



省エネ法、グリーン購入
法等への取組

[https://www.mext.go.jp/a_menu/
shisetu/green/index.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/green/index.htm)

(3) 木材を活用した学校施設づくり

学校施設における木材利用は、木材の柔らかで温かみのある感触や優れた吸湿効果から、豊かで快適な学習環境づくりを行う上で大きな効果が期待できます。また、森林の保全、地場産業の活性化などの観点からも大きな意義があります。

このように、多面的な効果等のある木材を学校施設に利用していくため、文部科学省では、「木の学校づくり—その構想からメンテナンスまで—（改訂版）」（平成30年度）や「木の学校づくり 学校施設等のCLT活用事例」（令和元年度）などの手引き・事例集の作成、施策や好事例を紹介する講習会の開催など、普及啓発に取り組んでいます。また、地域材を利用した木造の公立学校施設の整備について、国庫補助単価の上乗せを行っています。



「令和4年度 木材を活用した学校施設づくり講習会」より
(高知県 大豊町立大豊学園)

令和3年6月に改正された「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（平成22年法律第36号）により、脱炭素社会実現の観点からも、より一層の木材利用を推進することが求められています。

文部科学省では、こうした状況も踏まえて、引き続き、木材を活用した学校施設づくりに取り組んでいきます。

4

公立特別支援学校の 教室不足への対応

公立特別支援学校では、令和3年10月1日時点の調査

で、全国で3,740教室が不足しています。前回調査（令和元年5月1日時点）と比較して、578教室増加しており、依然として高い水準で全国的に教室不足が生じています。文部科学省では、教室不足のより一層の解消に向けて、各設置者の取組を支援するため、特別支援学校の新增築等の施設整備に対して優先的に国庫補助を行っています。また、令和2年度から6年度までを教室不足解消のための「集中取組期間」とし、特別支援学校ではない既存施設を特別支援学校の用に供する改修事業について補助率を1/3から1/2へ引き上げていることに加え、令和5年度当初予算案において、教室不足解消に向けた既存の特別支援学校校舎の改築・改修についても、同期間中は補助率を1/3から1/2へ引き上げる制度改正を盛り込んでいます。各設置者に対しては、特別支援学校への受入れが想定される児童生徒数の推計を的確に行い、教室不足の解消計画を可及的速やかに策定・更新するとともに、学校の新設や校舎の増築、分校・分教室の整備、廃校・余裕教室等の既存施設の活用等によって、教育上支障が生じないよう適切な対応を求めています。

また、各都道府県に対し、教室不足解消の前倒しの可否や課題等について個別にフォローアップするとともに、解消に向けた好事例の収集を行い、そのノウハウ等を各設置者に共有するなど、取組の加速化を働きかけています。

5

公立学校の廃校施設等の活用

少子化に伴う児童生徒数の減少による廃校施設等の有効活用が課題となっています。こうした状況を受けて、文部科学省では、全国各地の優れた活用事例の紹介や、活用用途を募集している廃校施設情報の公表等を通じて、廃校を使ってほしい地方公共団体と、廃校を使いたい事業者等への情報発信・マッチングを行っています。

また、国庫補助金により整備した学校施設を学校以外に転用等する場合、国庫補助事業完了後10年以上経過した建物等の無償による財産処分であれば、原則として国庫納付を不要にするなど、財産処分手続を簡素化しています。



～未来につなごう～
「みんなの廃校プロジェクト」
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyosei/1296809.htm



余裕教室の有効活用
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyosei/yoyuu.htm



IT 企業のオフィスとして廃校を活用

6

災害に強い学校施設整備

(1) 学校施設の耐震化等

学校施設は、子供たちの学習・生活の場であるとともに、災害時には地域住民の避難所としての役割も果たすことから、その安全性の確保と防災機能の強化は極めて重要です。

そのため、文部科学省では、学校施設の構造体の耐震化及び屋内運動場等の吊り天井の落下防止対策について、学校設置者の取組が進むよう、指針の策定や対策方法・対策事例を紹介した事例集、ガイドブックの作成とその周知・普及に加えて、国庫補助制度の充実を図りなが

ら重点的に推進してきました。

その結果、令和4年4月1日現在で公立小中学校の構造体の耐震化率は99.7%、屋内運動場等の吊り天井等の落下防止対策実施率は99.5%となり、これらについての対策はおおむね完了した状況です。文部科学省としては、これらの対策が未完了の地方公共団体に対して、引き続き、必要な財政支援を行うとともに、一刻も早く耐震化が完了するよう要請しています。



屋内運動場の吊り天井の落下防止対策の例（天井撤去）

「平成28年熊本地震」では、公立学校施設においては、耐震化や吊り天井の対策が進んでいたため、倒壊・崩壊等の大きな被害は発生しませんでした。一方、吊り天井以外の非構造部材における被害が大きく、避難所としての使用ができない学校も多くありました。このような経験から、文部科学省に設置した有識者会議で取りまとめた緊急提言では、安全対策の観点から優先順位をつけて計画的に老朽化対策を行うことなどの課題が提示されました。これを踏まえ、非構造部材に落下防止を含めた老朽化対策の取組を支援してきており、令和4年4月1日現在で、公立小中学校施設の吊り天井以外の非構造部材の耐震対策実施率は66.1%となっています。文部科学省としては、引き続き、非構造部材の耐震対策の推進を行います。

また、文部科学省において実施した避難所となる公立学校施設の防災機能に関する調査では、平成31年4月1日時点で、避難所としての防災機能の整備が進んでいるものの、断水時のトイレ使用が可能な学校が6割弱にとどまるなど、引き続き防災機能強化の対策が必要な状況でした。これを受け、防災担当部局等と教育委員会の連携協力体制の構築を図るようお願いするとともに、学校施

設の防災機能に関する事例集の作成とその周知・普及や国庫補助などにより、避難所となる学校施設の防災機能の強化の推進に取り組んでいます。

(2) 近年の水害に対する取組

「令和元年房総半島台風」、「令和元年東日本台風」や「令和2年7月豪雨」等で発生した大規模な風水害では、学校施設等に甚大な被害が広範囲に及びました。令和3年6月に文部科学省において公表した調査では、浸水想定区域または土砂災害警戒区域に立地し、地域防災計画に要配慮者利用施設として位置づけられている学校が、全国の公立学校約3万7千校のうちの約3割となるなど、水害等のリスクを抱えている学校が一定数あることが明らかになりました。このことから、上記調査結果の公表と合わせて、文部科学省において「学校施設の洪水・土砂災害対策事例集」を作成し、各学校設置者へ周知しました。また、「学校施設等の防災・減災対策の推進に関する調査研究協力者会議」を令和3年11月に立ち上げ、本協力者会議のもとに水害対策検討部会を置き、学校施設の洪水対策の基本的な考え方などについて検討を行い、令和4年6月に、「水害リスクを踏まえた学校施設の洪水対策の推進に向けて ～子供の安全確保と学校教育活動の早期再開に資する韌(しな)やかな学校施設を目指して～ 中間報告」として取りまとめました。引き続き具体的な検討の手順等も示した手引きの検討を行っており、最終報告として取りまとめる予定です。



大雨による浸水により被災した学校施設

(3) 防災・減災、国土強靱化への取組

防災・減災、国土強靱化の取組の加速化・深化を図り、令和7年度までの5か年に重点的・集中的に講じる対策を

とりまとめたものとして「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」が令和2年12月11日に閣議決定されました。この中で、学校施設関係の対策として、非構造部材の耐震対策を含む老朽化対策や防災機能強化対策を行うこととされています。

また、国土強靱化基本計画(平成30年12月閣議決定)は、国土強靱化を取り巻く社会経済情勢等の変化や国土強靱化の施策の推進状況等を考慮し、おおむね5年ごとに計画内容の見直しを行うことと定めており、今般、見直しが行われています。

文部科学省としては、地震や津波などの大規模な災害時において避難所としての役割も果たす学校施設の機能維持を図るため、財政支援など防災・減災、国土強靱化に必要な支援に取り組んでいきます。

(4) 学校施設の災害復旧

文部科学省では、自然災害により被害を受けた公立学校施設の復旧に要する経費の一部を国庫負担(補助)しています。特に、激甚災害に指定された災害に関しては、地方公共団体ごとにその財政規模に応じて国庫負担率が引き上げられます。

このような取組により、平成23年に発生した「東日本大震災」により被災した学校施設については、国からの支援を得て復旧する公立学校2,325校のうち2,319校(99.7%)の復旧が完了しました。

東日本大震災以降も、「平成28年熊本地震」、「平成30年7月豪雨」、「令和元年東日本台風」、「令和2年7月豪雨」など相次ぐ災害により、多くの学校施設が被害を受けました。これらの災害の被災地でも国からの支援を得て、仮設校舎の設置や校舎の本復旧などが現在も進められています。

文部科学省では、引き続き、自然災害により被害を受けた学校施設の早期復旧に向けて支援していきます。

大臣官房国際課・国際統括官

① はじめに

新型コロナウイルス感染症の世界的流行や断続的なロシアによるウクライナ侵略等、未だ国際社会では課題解決に至らないことが多くあります。

このような時代において、世界規模の課題を自分事として考え、教育・科学技術・スポーツ・文化の各分野において世界を舞台に活躍できる人材の育成や、世界各国及び地域との交流・協力の一層の強化に努めてまいります。

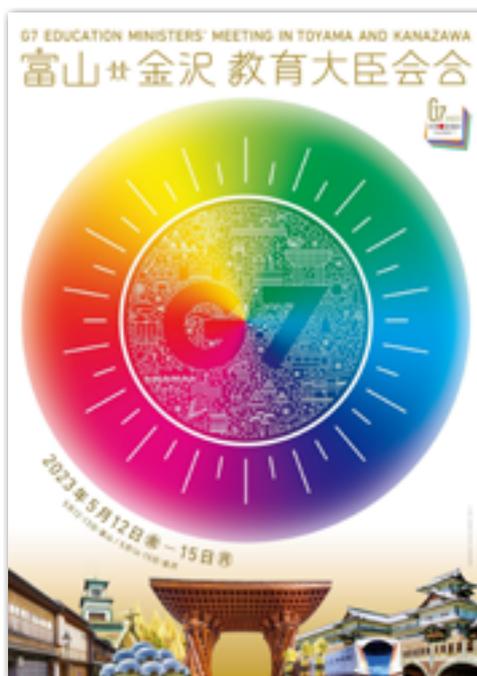
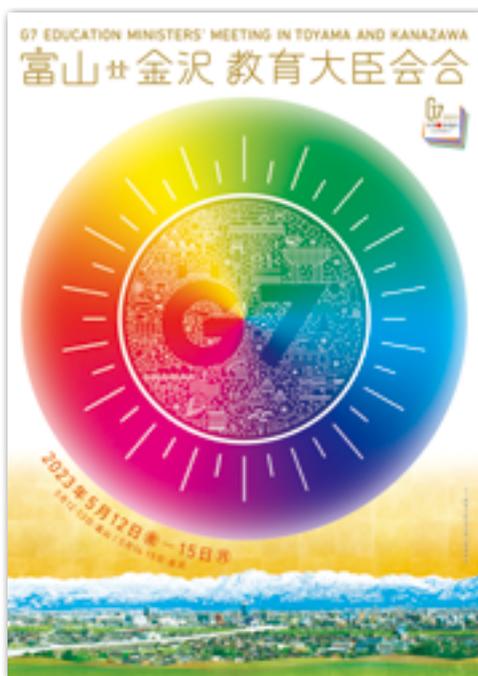
②

G7富山・金沢教育大臣会合の開催について

2023年は日本がG7の議長国です。G7広島サミットが5月19～21日に開催されますが、この首脳会議の

関係閣僚会合の一つとして、5月12～15日に、富山県(富山市)と石川県(金沢市)において、教育大臣会合を開催します。複数自治体による共催は、我が国で開催するG7関係閣僚会合としては初めての試みとなります。

新型コロナウイルス感染症の世界的流行やロシアによるウクライナ侵略の影響等、予見が難しく、また国際秩序の根幹が揺るがされる事態も多く起こる時代において、様々な国際的な枠組みにおいても、教育分野の重要課題について議論されています。コロナ禍等が社会にもたらした変化や影響に教育がどのように対応し、ポストコロナの社会で求められる人材を育てていくのかについて議論を行う予定です。不安定な国際情勢を通じて、改めて明らかとなった自由や平和等の普遍的価値が保障される社会と、子供たち一人一人の多様な幸福を実現するための教育の価値を再確認、共有するとともに、世界をリードする責任を有するG7として、今後の教育の在り方について世界に発信したいと考えています。



富山大学および金沢美術工芸大学が連携して作成したポスターデザイン
(画像提供：G7教育大臣会合富山県委員会、G7富山・金沢教育大臣会合石川県推進協議会)

3

ユネスコにかかる取組について

国際連合教育科学文化機関（ユネスコ）は、教育、科学、文化等の分野における国際的な取組を通じて、世界の平和に貢献することを目的とする国連の専門機関であり、日本が戦後最初に加盟した国連機関です。平成 27 年に国連サミットで採択され、2030 年を達成目標とする「持続可能な開発目標（SDGs: Sustainable Development Goals）」のうち、教育、科学技術、人文社会科学、文化等の分野において重要な役割を果たし、主に教育に関する国際的議論を主導しています。

「戦争は人の心の中で生まれるものであるから、人の心の中に平和のとりでを築かなければならない」というユネスコ憲章の精神のもと、SDGs の実現に向け、我が国は、諸外国政府やユネスコ等の国際機関とも連携し、様々な取組を実施しています。

○ SDGs 実現に向けた ESD の推進

教育分野において、我が国は、「現代社会における地球規模の課題を自らに関わる問題として主体的にとらえ、その解決に向けて自分で考え、行動を起こす力を身に付けるとともに、新たな価値観や行動等の変容をもたらすための教育」である持続可能な開発のための教育（ESD: Education for Sustainable Development）の重要性を提唱しています。持続可能な社会の創り手の育成は、SDGs の実現に大きく貢献するものであり、ESD を推進していくために様々な施策を推進しています。

国際的には、ESD の実施枠組みである「持続可能な開発のための教育: SDGs 実現に向けて（ESD for 2030）」が令和元年 11 月の第 40 回ユネスコ総会で採択、12 月の第 74 回国連総会で承認され、令和 2 年より開始されています。また、第 74 回国連総会では、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能の習得に寄与するものである ESD が、SDGs の 17 のゴール全ての実現への鍵であることも併せて確認されました。

また、令和 4 年 9 月には、世界的な教育の危機に対応し、SDG 4（教育）達成に向けた政治的意思、貢献、活動を促進させる機会として、グテーレス国連事務総長の主導により教育変革サミットが開催されました。同事務総長の

ヴィジョン・ステートメントにおいて ESD の重要性について確認されるとともに、岸田総理のステートメントにおいても、ESD を引き続き全力で推進していく旨が表明されています。

○ ESD 推進のための具体的な取組

我が国は、ESD の提唱国として、国内においても様々な施策を推進しています。とりわけ、学校に関する施策としては、幼稚園教育要領や小・中学校及び高等学校の学習指導要領において、「持続可能な社会の創り手」の育成を盛り込んでおり、すべての学校において ESD に取り組んでいます。また、国が策定している教育振興基本計画においても、初等中等教育段階、高等教育段階においてそれぞれ ESD の実践を促進していくことを目指しています。

また、我が国ではユネスコスクール（ユネスコ憲章に示されたユネスコの理念を実現するため、ユネスコが認定する平和や国際的な連携を実践する学校）を ESD の推進拠点と位置付けて、その普及や発展に取り組んできました。ユネスコスクールにおける活動は様々ですが、例えば、環境、防災、国際理解など様々なテーマに積極的に取り組んでいる学校が多く見られます。文部科学省としても、令和 4 年 3 月に「ユネスコスクールガイドブック—ESD の活動を通じて創る未来—」を策定し、ユネスコスクールにおける具体的な取組の好事例などを紹介しながら、活動を後押ししています。



ユネスコスクールガイドブック

これまでに、ユネスコスクールではESDの実践に関する多くの優良事例が生まれており、それらを毎年開催しているユネスコスクール全国大会（ESD研究大会）において共有しています。令和4年度の全国大会では、「子どもの未来、教師の未来、学校の未来、SDGsを目指した学校教育・学習活動を探る」をテーマに、渋谷教育学園渋谷中学高等学校において開催しました。オンライン参加を含めて、全国各地から575名が集まった本大会では、高校生によるユネスコスクールにおける取組事例の発表やパネル・ディスカッション、ポスター発表、研究協議会等が行われ、ユネスコスクールとしてのESDの取組や成果の発信や共有が行われるとともに、関係者によるネットワークづくりの貴重な機会となりました。

また、ESDの推進にあたっては、ユネスコの科学や文化分野の事業との連携も重要です。例えば、ユネスコエコパークやユネスコ世界ジオパークは、SDGsを通して地域の課題を考える場として有用であり、ユネスコスクールとの連携なども期待されています。

上記のほかにも、ESDの推進のために、文部科学省では以下のような様々な取り組みを行っています。

- ① 「ESD for 2030」の取組を促すため、令和5年3月にESD国内実施計画を策定しています。この計画では、自治体や企業、学校等の主体ごとに講じるべきアクションを具体的に示しながら、多様なステイクホルダーを巻き込みながらESDを推進していくことを目指しています。
- ② 令和元年度から、「SDGs達成の担い手育成（ESD）推進事業」を実施し、SDGsの実現の担い手を育むカリキュラム開発、教員の能力向上等に取り組む大学、教育委員会及びNGO等の取り組みを支援しています。
- ③ 学校現場においてESDがより一層浸透していくことを目指して、「ESD推進の手引」を策定しています。教育関係者の方々にとってESDの実践により一層役立つものとなるよう、令和3年5月に改訂を行ったところです。
- ④ ユネスコを通じた世界的なESDの推進の取組として、日本政府の支援によって、ユネスコが「ユネスコ／日本ESD賞」を実施しています。この賞は、世界中のESDの実践者にとってより良い取組に挑戦する動機付けと、優れた取組を世界中に広めることを目的に実施されるものです。世界中から推薦された案件から毎回3件が選ばれていますが、学校も対象になっています。

文部科学省においては、引き続き、以上のような取組を進め、国内外におけるESDの推進をはじめとする平和で持続可能な社会の構築を目指すユネスコ活動をより一層推進してまいります。

4

OECDとの連携・協力

文部科学省では、経済協力開発機構（OECD）とも協力・連携し、国際交流等に関する施策を進めています。

OECDでは、各国における教育改革推進や施策の充実に寄与することを目的として、PISA（生徒の学習到達度調査）、PIAAC（国際成人力調査）、TALIS（国際教員指導環境調査）等の各種国際比較分析及び調査・研究等の事業が行われており、我が国も参加しています。令和4年度には、PISA2022年調査やPIAAC第2回調査といった国際的な調査が実施されました。令和5年度にはPISA2022年調査結果が、令和6年度にはPIAAC第2回調査結果が公表される予定です。また、令和5年度には、TALIS第4回調査も実施予定です。本調査の結果は、文部科学省として、児童生徒の学力向上を図る取組等に活用することとしています。

また、OECDでは、時代の変化に対応した新たな教育モデルの開発を目指す「Education 2030」事業を推進しており、文部科学省は、本事業のグローバル・フォーラムへの出席や共同研究等を通じて積極的に参画しています。令和4年5月に開催された第4回グローバル・フォーラムでは、生徒や教員、政府関係者等が参加するワークショップが、「効果的なカリキュラムの実施を可能にするために：ティーチングコンパス（教員の羅針盤）の共創」をテーマとして開催されました。我が国からも生徒や教員が出席し、学校での取組事例を発表する等、我が国の情報を世界へ発信しました。

加えて、新型コロナウイルス感染症の拡大等、教育を取り巻く状況が大きく変化していることを踏まえ、令和4年12月には、OECD教育大臣会合が12年ぶりに開催されました。本会合では、OECD加盟国の教育大臣等がOECD本部（パリ）に集結し、「教育を通じた包摂的で公正な社会の再構築」をメインテーマとして、各国の教育政策に共通する中長期的な政策課題について討議・検討

を行いました。日本は副議長国として参加し（共同議長国：ノルウェー、ポルトガル、韓国、副議長国：日本、エストニア、フィンランド、ギリシャ）、全体会及び「生涯学習の基盤の構築」をテーマとする分科会において、我が国の政策を紹介しました。会合閉会式では、「人への投資」「教育のデジタル化」「教育の公平性」「教育機関（学校）の役割」「質の高い生涯学習の実現」を謳った大臣宣言が、全参加国により承認されました。

5

外国人の受入れ・共生の推進

近年、日本語指導が必要な児童生徒や国内の日本語学習者は増加傾向にあり、また近年新たな在留資格「特定技能」が創設されたこと等を背景に、今後日本語教育を必要とする外国人の数はさらに増加することが見込まれます。そのため、政府は、外国人材を適正に受け入れ、共生社会の実現を図ることにより、日本人と外国人が安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与するという目的を達成するため、平成30年12月以降、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」を策定・更新し、更に、令和4年6月には、日本の目指すべき共生社会のビジョン、実現に向けての中長期的な具体的施策等を示した「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」を新たに策定しました。これらの基本方針に基づき、関係省庁との連携の下、日本人と外国人の共生社会の実現に向けて必要な取組を推進しています。

具体的には、文部科学省では、「生活者としての外国人」に対する日本語教育の充実のため、地域における日本語教育環境を強化するための総合的な体制整備やICT教材の対応言語の拡大等を行っています。

また、外国人の子供の就学機会の確保や日本語指導が必要な児童生徒に対する指導体制の構築を図るため、就学状況把握・就学促進のための取組、日本語指導等きめ細かな指導を行う自治体の支援を引き続き行います。更に、高等学校段階における日本語指導のための「特別的教育課程」編成・実施の制度導入にあわせ、必要な指導体制の整備を進めていきます。

加えて、新型コロナウイルス感染拡大を契機に顕在化した外国人学校の保健衛生環境に係る課題の改善に向

け、令和4年度から「外国人学校における保健衛生環境整備事業」を立ち上げ、新型コロナウイルス感染症対策の実施を含む、外国人学校における保健衛生の確保に向けた多言語による専門的な情報発信・相談対応を開始しました。今後とも、外国人の受入れ・共生のための環境整備を、引き続き強力で推進していきます。

6

国際バカロレアの推進

国際バカロレア（IB）は、課題論文、批判的思考の探究等の特色的なカリキュラム、双方向・協働型授業により、グローバル化に対応した素養・能力を育成する教育プログラムです。政府としては、「2022年度までに我が国における国際バカロレア認定校等を200校以上」とすることを目標に掲げ、その導入推進に取り組んでまいりました。その過程で公立学校での導入も進み、令和5年3月14日現在で、我が国におけるIB認定校等は、207校となり、目標を達成しました。

文部科学省では、IBの普及促進のため、平成30年度に「文部科学省IB教育推進コンソーシアム」を設立し、IBに関する情報プラットフォームの構築やシンポジウムの開催、国内大学入試におけるIBの活用促進（令和4年12月現在で77大学（「文部科学省IB教育推進コンソーシアム調べ」））等を行ってきました。令和4年度には、国際バカロレアの普及促進に向けた検討に係る有識者会議を開催し、これまでの取組と現状についての整理を行い、今後の推進方策について議論を行いました。

令和5年度も、この会議での議論を踏まえて、引き続きIBの普及に努めます。

<参考：国際バカロレアの普及促進に向けた検討に係る有識者会議>

https://www.mext.go.jp/a_menu/kokusai/ib/22ec.html

7

JICA 海外協力隊
「現職教員特別参加制度」

「JICA 海外協力隊」は、日本政府のODA 予算により、

独立行政法人国際協力機構（JICA）が実施する事業です。教員の国際協力への参加促進を目的とし、文科省とJICAの共管事業として、平成13年度にJICA海外協力隊「現職教員特別参加制度」が創設されました。これまでに1,500名を超える教員が世界各地の開発途上国等に派遣されています。本制度では、教員が現職の身分を保持したまま活動に参加でき、学年暦に合わせた派遣期間の設定（訓練と派遣合わせて通常2年3か月程度の期間を4月からの2年間とする等）、教員の参加を促す様々な措置を講じています。

近年は、外国人児童数の急増に伴い学校現場が多様化し、また、国連サミットで採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」を受けて、学習指導要領の前文に「持続可能な社会の作り手」の育成について明記されるなど、日本の教育を取り巻く環境は大きく変化しています。

派遣された教員は、開発途上国で国際教育協力に従事し、現地の発展に貢献すると同時に、厳しい環境の下で現地の人々と生活を共にする中で、問題への対処能力や指導力等、教員としての資質の向上が期待されます。帰国後は自身の貴重な経験を地域や学校における国際理解教育、外国人児童生徒やその保護者への柔軟な対応等に生かすことで地域全体の活性化や国際化、ひいては我が国教育の充実にもつながることが期待されています。

こうした取組には、教育委員会や学校による教員に対する組織的支援が不可欠です。教育委員会や学校においても、本制度の趣旨と成果を理解の上、国際的な視点や経験を持った人材の育成に本制度を御活用ください。



現職教員特別参加制度の取組

(写真提供：JICA)

<参考：現職教員特別参加制度>

https://www.jica.go.jp/volunteer/application/seinen/support_system/teacher/index.html

8

日本型教育の海外展開

知・徳・体のバランスのとれた力を育むことを目指す初等中等教育や、実践的かつ高度な技術教育を行う高等専門学校制度等、我が国の教育を取り入れたいとのニーズが諸外国から寄せられています。

こうした状況を踏まえ、文部科学省は平成28年度から「日本型教育の海外展開推進事業」（EDU-Port ニッポン）を実施し、日本型教育の海外展開に向けて外務省や経済産業省、JICA、JETRO、民間教育産業等と協力する場（プラットフォーム）を構築するとともに、企業や大学等が行う海外展開事業を支援しています。事業開始から令和3年度までの6年間で、45か国・地域から9万1000人を超える参加がありました。

令和4年度 With/Post コロナにおける日本型教育の海外展開に関する調査研究に採択された福井大学による取組では、アフリカ全域を対象に、マラウイ共和国ナリクレ教員養成大学と協働でオンラインを併用した授業研究を実施するとともに、アフリカの現職教員のためのラウンドテーブルを展開し、専門職学習コミュニティ・ネットワークの構築と、その取組を通じた子どもの学びの質的向上を支援しています。ウガンダ、マラウイ、南アフリカを訪



With/Post コロナにおける日本型教育の海外展開に関する調査研究の取組

(写真提供：国立大学法人福井大学)

問し、授業研究についてのラウンドテーブルやカンファレンスを実施しました。また、アフリカから研修員8名を本邦に招き、学校訪問等を通じて、日本の授業研究やそれを支える専門職学習コミュニティの在り方を学ぶ研修を実施しました。

令和5年度のEDU-Port ニッポンでは、官民協働のプラットフォームを通じて、引き続き企業や大学等による日本型教育の海外展開等を推進するとともに、コロナ禍を踏まえた新たな日本型教育の戦略的な海外展開に関する調査研究を実施します。

事業の進捗・募集等については、定期的にメールマガジンにて報告していますので、御関心のある方は御登録ください。

<参考：お問合せ・メールマガジン御登録>



(<https://www.eduport.mext.go.jp/contact.html>)

<参考：EDU-Port ニッポン>



(<https://www.eduport.mext.go.jp/>)

9

人的交流の推進

異文化交流や相互理解は、まず子供たちに直接接している教員に、相手国に対する理解を深めてもらうことが重要です。文部科学省では、平成28年のG7倉敷教育大臣会合で国際協働及び教員交流の重要性が確認されたこと踏まえ、平成29年度より「新時代の教育のための国際協働プログラム」を実施しています。本プログラムでは、我が国の初等中等教育段階の教員が、諸外国の教員と、経験や課題を相互に学び合うための教育実践活動や交流を行い、現場体験に基づく国際比較研究等の実施により、様々な教育課題に関する教育実践の改善に取り組んでいます。

具体的には、中国、韓国、タイ及びインドから、初等中等教育における教職員を我が国に招へいし、我が国の教育制度や教育事情、生活や文化等について幅広く理解

を深める機会を提供するとともに、我が国の教員の家庭を直接訪問し、相互の交流を深めてもらうことで、相互理解と友好親善を図ってきました。同様に我が国の初等中等教育における教職員を中国、韓国及びタイに派遣し、相互交流を図ってきたところです。令和4年度は、中国、韓国、タイ、インド及び我が国から合計約170名の教職員が本事業に参加しました。

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年度に引き続き令和4年度もオンライン形式中心の交流となりましたが、韓国教職員招へいプログラムの一部で対面交流が再開されました。

また、教職員交流を通じた国際比較研究事業では、インドネシア、タイ、フィリピンを対象に国際協働教育実習プログラムをテーマにした事業を実施したほか、米国の教育を対象に対話・議論の資質能力の育成を通じた包摂的な学校づくりをテーマとする事業を実施しました。令和5年度は、G7 富山・金沢教育大臣会合の内容を踏まえた事業を実施する予定です。

日米間においては、昭和26年に発足した「日米教育交流計画」（日米フルブライト交流事業）により、これまで約10,000名の学生・研究者等の交流が行われており、令和4年度も、本事業を通じて、日本から39名を米国に派遣し、米国から38名の奨学生を日本に受け入れました。令和4年には、天皇皇后両陛下の御臨席を仰ぎ、日米フルブライト交流計画70周年記念式典が開催されたほか、オンライン・トーク・イベント等が実施されました。今後とも、本交流計画を通じて日米交流の更なる推進を図ってまいります。



日米フルブライト交流事業 70 年間の実績

<参考：日米フルブライト交流事業>

<https://www.fulbright.jp/scholarship/index.html>

スポーツ庁

平成 23 年に制定された「スポーツ基本法」においては、スポーツは、世界共通の人類の文化であり、国民が生涯にわたり心身共に健康で文化的な生活を営む上で不可欠なものであるとともに、スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは全ての人々の権利であるとされています。

また、スポーツは、青少年の健全育成や、地域社会の再生、心身の健康の保持増進、社会・経済の活力の創造、我が国の国際的地位の向上など、国民生活において多面にわたる役割を果たすものとされています。

スポーツ庁は、このような理念を実現するため、国際競技力の向上、スポーツを通じた健康増進、地域・経済の活性化、国際交流・協力、障害者スポーツの振興、学校体育の充実など、関係省庁や企業と連携しながらスポーツ行政を総合的・一体的に推進しています。

1

スポーツ基本計画

「スポーツ基本計画」は、文部科学大臣がスポーツに関する施策の総合的・計画的な推進を図るために定めるものであり、国、地方公共団体及びスポーツ団体等の関係者が一体となってスポーツ立国の実現を目指す上での、重要な指針となるものです。

令和4年3月に策定された「第3期スポーツ基本計画」(以下、「第3期計画」という。)では、2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会(以下、「東京2020大会」という。)のスポーツ・レガシーの発展に向けて、特に重点的に取り組むべき施策を示すとともに、第2期計画における「する」「みる」「ささえる」という視点に、

- ① スポーツを「つくる／はぐくむ」、
 - ② 「あつまり」、スポーツを「ともに」行い、「つながり」を感じる、
 - ③ スポーツに「誰もがアクセス」できる、
- という「新たな3つの視点」を加え、それぞれの視点に

おいて具体的な施策を示しています。

スポーツ庁は第3期計画に基づき、全ての人々がスポーツの力で輝き、前向きで活力のある社会、絆の強い世界、豊かな未来の実現を目指して、スポーツ行政に取り組むこととしています。

2

スポーツ振興財源

令和5年度のスポーツ庁予算は、約 359 億円を計上しました。一方、国費では行き届きにくいスポーツ振興活動への助成を行い、スポーツ振興の補完的財源としての役割を果たしているのがスポーツ振興投票とスポーツ振興基金です。

(1) スポーツ振興投票

スポーツ振興投票は、誰もが身近にスポーツに親しめる環境の整備、将来性を有する競技者の発掘・育成等のための財源の確保を目的として、超党派のスポーツ議員連盟により提案され、平成 10 年5月に議員立法として成立した「スポーツ振興投票の実施等に関する法律」により創設されました。

スポーツ振興投票の対象となる試合の指定、くじの販売、試合結果に基づく当せん金の確定及び払戻等の業務は、独立行政法人日本スポーツ振興センター(以下、「JSC」という。)において実施されており、これまで、サッカーの複数の試合結果(勝敗・得点)を対象として、購入者が自分で予想を行う「toto」、コンピュータがランダムで試合結果を選択する「BIG」の大きく2種類の商品が販売されてきました。これに加えて、令和4年9月からサッカー又はバスケットボールの単一試合や競技会を対象とする新商品「WINNER」が新たに販売されており、現在は大きく3種類の商品が販売されています。

スポーツ振興投票の実施により得られる収益は、スポー

ツの振興を目的とする事業への助成に活用されており、令和4年度は、約 148 億円を、地方公共団体やスポーツ団体へ配分しています。

(2) スポーツ振興基金

スポーツ振興基金は、国際競技力の向上及びスポーツの裾野拡大を図る活動に対して安定的・継続的な助成を行う制度として、平成2年に政府出資金を受けて設立されました。

現在は、JSC が運営主体となって、民間寄附金の運用益や国の交付金を主な原資に助成事業が行われており、令和4年度は、スポーツ団体が行うトップアスリートの強化事業等に約 19 億円を配分しています。

3

スポーツを通じた健康増進

「スポーツ基本法」の前文において、「スポーツは、心身の健康の保持増進にも重要な役割を果たすものであり、健康で活力に満ちた長寿社会の実現に不可欠」であると規定されています。国民医療費の増大や高齢化の更なる拡大が予想される中、スポーツに取り組むことによる効果として、健康増進、健康寿命の延伸が注目されています。

スポーツを通じた健康増進を図っていくためには、国民全体のスポーツへの参画を促進するとともに、年齢、性別、障害の有無等にかかわらず、国民の誰もがスポーツに親しむことのできる環境整備が必要です。スポーツ庁では、第3期スポーツ基本計画において、成人のスポーツ実施率を 70% 程度とすることを目標に掲げており、子供や働く世代・子育て世代、高齢者、女性など、ライフステージに応じたスポーツ環境の整備に取り組んでいます。また、蓄積された科学的知見の普及・活用を図るため、スポーツを通じた健康増進に関する総合研究事業にも新たにに取り組んでいます。引き続き、スポーツが生涯を通じて人々の生活の一部となることで、一人一人の人生や社会が豊かになるという「Sport in Life」の理念の拡大に向けた取組を進めていきます。

4

子供のスポーツ機会の充実

(1) 子供の体力の現状と課題

人間が発達・成長し、創造的な活動を行っていくためには、健康・体力の保持・増進が重要です。一方で、「令和4年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査」によると、同年度における小・中学生の体力合計点は、令和元年度調査から連続して男女ともに低下しました。低下の主な要因としては、肥満である児童生徒が増加していること、朝食欠食、睡眠不足、スクリーンタイム増加など、生活習慣に変化が生じていることのほか、新型コロナウイルス感染症の影響により、マスク着用中の激しい運動の自粛なども考えられます。

こうした現状に対して、スポーツ庁としては、①幼児期における運動習慣形成の取組の強化、②体育の授業における子供の運動意欲の向上、③授業以外の場における運動時間の増加等により、子供の運動習慣形成や体力向上に繋がる取組を進めてまいります。

(2) 運動部活動改革について

これまで運動部活動は、生徒のスポーツに親しむ機会を確保する役割を担ってきたのみならず、生徒の自主的・主体的な参加による活動を通じた責任感・連帯感の涵養や、生徒同士や生徒と教師等との好ましい人間関係を構築する役割も担っていました。

しかし、少子化の進展により、従前と同様の学校単位での部活動運営は困難となり、さらに学校や地域によっては部活動自体の存続が厳しい状況にあります。また、必ずしも専門性や意思に関わらず教師が顧問を務める指導体制の継続は、学校の働き方改革が進む中、より困難となっています。

少子化が進む中でも、将来にわたり生徒がスポーツ活動に継続して親しむ機会を確保し、「地域の子供たちは、地域で育てる」という意識の下、地域のスポーツ資源を最大限活用しながら、生徒のニーズに応じた多様で豊かな活動を実現するため、学校における部活動改革は必要不可欠です。スポーツ庁としては、令和4年6月にスポーツ庁長官に手交された検討会議の提言等を踏まえ、学校部活動の適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方と

ともに、新たな地域クラブ活動を整備するために必要な対応について示した、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を令和4年12月に策定・公表しました。本ガイドラインでは、令和5年度から7年度までを「改革推進期間」として位置づけ、休日の部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行について、地域の実情等に応じて可能な限り早期の実現を目指すこととしています。スポーツ庁としても、実証事業の着実な実施や、先進事例の周知など、必要な施策を総合的・一体的に講じていきます。

5

スポーツに関わる多様な人材の育成

(1) スポーツ指導者の資質能力の向上

スポーツの場において、適切な資格や知見を有した指導者の養成・確保が課題になっています。このため、スポーツ庁は、公益財団法人日本スポーツ協会（JSPO）が実施する公認スポーツ指導者制度を支援することを通じて、年齢や性別など多様なスポーツニーズに対応し、スポーツの価値を脅かす体罰、暴力、不法行為等を行わず、アスリート等の人間的成長を促す事ができる指導者の養成を推進しています。

(2) アスリートのキャリア支援

アスリートが競技外のキャリアにおいてスポーツで培った能力を発揮し活躍することは、アスリートが有する価値を社会に還元するという点で大変重要である一方で、現役時のアスリートへのキャリア形成支援の不足等の課題が指摘されています。このため、スポーツ庁は、多様な分野でのアスリートの活躍事例の収集・調査分析や、スポーツ団体・大学・企業等の関係者が連携して取り組むスポーツキャリアサポートコンソーシアムの運営を通じた情報提供等、多様な分野におけるアスリートのキャリア創出を促進しています。

6

障害者スポーツの振興

東京2020パラリンピック競技大会は、共生社会の必要性を意識させる契機となりました。東京大会のレガシーとして、スポーツを通じた共生社会の実現に向けた取組をより一層進めるため、文部科学省内に障害者スポーツ振興方策に関する検討チームを設置し、昨年8月に今後の方向性等について報告書を取りまとめ公表しました。この報告書も踏まえ、障害者スポーツの振興を通じた共生社会を実現していくために、ワーキンググループを設置し、引き続き、障害者スポーツの振興における課題について具体的な施策を検討していきます。

令和5年度は、報告書に取りまとめた障害のある方もない方も「ともにスポーツを楽しむ」という考え方のもと、公園や商業施設などのオープンスペースを活用したインクルーシブなスポーツ実施環境を整備するため、障害者スポーツ団体と地域、企業、ボランティア等による有機的な連携体制を構築するとともに障害者スポーツ団体の組織強化に取り組みます。また、スポーツへのアクセスに困難がある人に対するアクセスの改善に向けて、重度障害・重複障害等の実態把握が十分でない障害種に関する調査研究、障害者スポーツの指導・普及等のための競技別マニュアル等の作成、デジタル技術を活用した障害者スポーツ実施環境の整備の取組を進めます。さらには、特別支援学校等の児童生徒の運動・スポーツ活動の充実の観点から、地方公共団体等と地域の多様な組織・団体が連携しながら本人の希望に合わせて活動を継続できるようなモデルの構築に取り組みます。

7

大学スポーツの振興

大学におけるスポーツ活動には、大学の教育課程としての体育の授業、学問体系としてのスポーツ科学及び課外活動（体育会活動、サークル活動、ボランティア等）の2つの側面があります。全ての学生がスポーツの価値を理解することは、大学の活性化やスポーツを通じた社会発展につながるものです。また、大学の持つスポーツ

資源（学生、指導者、研究者、施設等）の活用は、市民の健康増進や障害者スポーツの振興等に資するとともに、地域や経済の活性化の起爆剤となり得るものです。

このため、平成30年7月より大学、学生競技連盟が中心となり開催された準備委員会を経て、大学横断的かつ競技横断的統括組織である一般社団法人大学スポーツ協会（UNIVAS）が平成31年3月1日に設立されました。

スポーツ庁は、UNIVASの設立理念に基づいた学業充実、安全安心・医科学、事業・マーケティング分野等の活動事業をサポートするとともに、各大学における大学スポーツへの適切な関与・支援体制の構築や、大学が有する資源を活用した地域活性化を推進しています。

UNIVASでは、大学スポーツを「体験する」、「応援する」、「支援する」という3つの活動指針のもと、学業充実・デュアルキャリア形成、安全安心なスポーツ環境整備、大学スポーツ認知拡大、大学スポーツによる地域振興等を推進するための事業を行っています。

8

スポーツの成長産業化

スポーツは産業としての一面も持ち、スポーツで「稼ぐ」ことで、スポーツ産業を活性化すれば、その収益でスポーツ環境を改善することができ、スポーツ参画人口の拡大にもつながります。そしてスポーツ環境の改善や参画人口の拡大は、スポーツ産業を更に活性化する原動力となります。このように、スポーツの成長産業化はスポーツ振興の重要な柱の一つであり、スポーツ参画人口の拡大に至る循環を自律的に拡大させていくことが重要です。

このため、国は具体的な数値目標として2025年までにスポーツ市場規模を15兆円とする目標を掲げ、スポーツ産業における新たな収益源の確保に向けたスポーツの場におけるテクノロジーの活用や、コストセンターとされてきたスタジアム・アリーナをまちづくりや地域活性化の核として多様な世代が集う交流拠点へ変革するスタジアム・アリーナ改革、スポーツそのものがもつ価値の高度化、民間投資の促進及び産業の裾野拡大につながるスポーツ界と他業界の共創による新事業創出など、様々な施策を推進しています。

9

地域のスポーツ施設の整備・運営

地域住民の誰もが気軽にスポーツに親しめる場として、地域のスポーツ施設は重要な役割を果たしてきたところですが、今後予想される、施設の老朽化、財政の制約、人口減、少子高齢化等の社会の変化に伴う住民ニーズの変化に、より一層対応していくことが必要となっています。スポーツ庁では、学校施設環境改善交付金等による社会体育施設・学校体育施設の整備に対するハード面の支援のほか、スポーツ施設のストック管理に関する計画策定、学校体育施設の有効活用、施設管理・運営の優良事例の収集・紹介といったソフト面の対応も進めてきました。

今後も、地方公共団体や民間事業者、関係団体等と連携し、地域や経済の活性化に貢献するスポーツ施設の整備・運営を推進していきます。

10

スポーツツーリズム振興に向けた取組

(1) 地域スポーツコミッションの活動支援

スポーツ庁は、スポーツによるまちづくりを推進する組織である「地域スポーツコミッション（地域SC）」の設立及び新たな事業展開への支援を行っています。令和4年度は、18件の取組を支援しました。

地域SCの設置数は、令和4年10月時点で195箇所であり、今後は、地域SCの基盤人材の育成・確保の取組を推進していきます。

(2) 地域資源を活かしたスポーツツーリズムコンテンツの磨き上げについて

スポーツ庁は、スポーツツーリズム需要拡大戦略等に基づき、重点テーマである武道やアウトドアスポーツを中心とした新たなスポーツツーリズムの創出等を推進しています。令和4年度は、7件の取組を支援するとともに、コンテンツと連携したデジタルプロモーションや、文化庁及び観光庁と連携した「スポーツ文化ツーリズムアワード」を実施しました。

(3) スポーツ・健康まちづくり優良自治体表彰

以上の取組に加え、スポーツによるまちづくりに積極的に取り組もうとする自治体を応援するため「スポーツ・健康まちづくり優良自治体表彰制度」を創設しました。

令和4年11月に開催した式典「スポまち!長官表彰2022」では、20自治体が受賞され、室伏長官より参加した首長に対し表彰状をお渡ししました。また、特別ゲストを迎え、「スポーツのチカラで地域に活力を」をテーマにトークセッションを行ったほか、受賞自治体の取組紹介なども実施しました。式典には多くの報道陣も参加するなど、「スポーツ・健康まちづくり」への注目度が高まっています。

11

スポーツを通じた国際交流・協力 国際競技力の向上

(1) 国際交流・協力に向けた取組

スポーツ庁は、「Sport for Tomorrow」事業をはじめ、各国とのスポーツにおける連携を強化するための政策対話の枠組みづくりや参画等、様々な施策を通じて、スポーツによる国際交流・協力に取り組んでいます。

また、国際スポーツ界における我が国のプレゼンス（影響力）の向上とスポーツによる国際社会の発展への貢献を図るため「スポーツ国際展開基盤形成事業」を実施しています。

本事業は、我が国の情報収集・発信能力を高めるとともに、スポーツ国際政策の展開を促進するための基盤形成を目的としており、国際競技連盟（IF）等の日本人役員の増加・再選に向けた取組や国際スポーツ界の中核的存在となる人材育成、国内外のネットワークの強化等の支援を行っています。

さらに、スポーツ産業分野では、国際展開に関心を持つ企業・団体に向け情報発信やネットワーク構築を目的としたプラットフォーム「JSPIN（Japan Sports Business Initiative）」を立ち上げました。

我が国のスポーツとスポーツ産業の海外展開の促進のため、更なる取組を進めていきます。

(2) 国際競技大会の招致・開催に対する支援

我が国で国際競技大会を開催することは、スポーツの

振興や国際交流、国際親善や経済・地域の活性化等にも大きく寄与することから、スポーツ庁では、国際競技大会の招致・開催が円滑に行われるよう、関係団体・府省庁との連絡調整を行い、必要な協力・支援を行っています。

さらに、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会元理事等の逮捕・起訴事案を受け、今後の大規模国際競技大会等の運営の透明化、公正化を図るための指針を策定するため、昨年11月にスポーツ庁と日本オリンピック委員会（JOC）がプロジェクトチームを設置しました。本年3月には、大会の適切な運営に当たり遵守すべき11の原則を規定した指針を策定したところです。今後は、本指針の実効性確保に向け、大規模国際競技大会の招致・開催に向けて取り組んでいる関係団体へ周知を図る等、引き続き関係団体への支援を進めていきます。

(3) 国際競技力の向上

我が国のアスリートが国際大会で躍動する姿は、国民に勇気や感動を届け、スポーツへの関心を高めるものであり、社会に活力を生み出し、経済の発展にも広く寄与するものです。東京2020大会や北京大会における多くの日本代表選手の活躍が一過性のもので終わらぬよう、国際競技力の向上に資する施策を、継続して効果的・効率的に進めていく必要があります。

スポーツ庁としては、「持続可能な国際競技力向上プラン」（令和3年12月27日）及び第3期計画を踏まえ、中長期の強化戦略に基づく競技力向上支援システムの確立、アスリート育成パスウェイの構築、スポーツ医・科学、情報等による多面的で高度な支援やトレーニング環境の充実等に取り組んでいます。こうした取組に加え、「地域におけるスポーツ医・科学支援の在り方に関する検討会議提言」（令和4年11月29日）を踏まえ、令和5年度より、全国のアスリートがスポーツ医・科学支援を受けられる環境の整備に取り組むこととしています。来年に迫るパリ大会等を見据え、引き続き、地域とも一体となって、我が国の国際競技力の一層の向上に取り組んでまいります。

文化庁

文化芸術は、豊かな人間性を育み、創造力と感性を育むなど、人間が人間らしく生きるための糧です。また、文化芸術は、それを通じてあらゆる人々が社会に参画することで、多様性を受け入れることができる心豊かな社会の形成に寄与するものであるほか、観光やまちづくり、産業等の関連分野において、新たな需要や高い付加価値を生み出し、質の高い経済活動等を実現するものであるなど、多様な価値を有しており、重要な役割を担っています。文化庁は、こうした文化芸術の振興を図り、「文化芸術立国」の実現に向けて取り組みます。

計画に基づき、文化庁が中核となり、関係府省庁をはじめとする関係機関と連携を図りながら、文化芸術施策を総合的、一体的かつ効果的に進めていきます。

(2) 文化庁の予算及び組織について

令和5年度文化庁予算においては、文化芸術のグローバル展開・DXの推進・活動基盤の強化、「文化財の匠プロジェクト」等の推進・充実による文化資源の持続可能な活用の促進、文化振興を支える拠点としての博物館活動や地域の文化観光の推進への支援など、対前年度1億円増の1,077億円を計上しています。

このほか、国際観光旅客税財源を活用し、日本博を契機とした観光コンテンツの拡充、Living History（生きた歴史体感プログラム）事業などを通じて、文化資源の磨き上げによるインバウンドのための環境整備を行います。

加えて、令和4年度補正予算として、統括団体による文化芸術需要回復・地域活性化事業（アートキャラバン2）、劇場・音楽堂等で子供たちが本格的な舞台芸術に触れる機会を提供する取組の支援、コロナ禍で打撃を受けた地域固有の伝統行事等に対する伝承のための支援、国立劇場再整備のための経費など、総額713億円を計上しました。

(3) 文化庁の京都移転に係る取組について

令和5年3月27日、文化庁長官をはじめ、京都の新しい文化庁での業務を開始しました。大型連休明けの5月15日には、移転予定の職員の大半が移転することを目指し、現在準備を進めています。

文化庁が京都に移転することは、東京一極集中の是正にとどまらず、文化芸術のグローバルな展開、文化芸術のDX化、観光や地方創生に向けた文化財の保存・活用などをはじめとする、新たな文化行政の展開を進める上で大きな契機になるものと考えています。

引き続き、移転を着実に進めるとともに、文化庁の京

文化芸術立国の実現に向けた文化行政の実施

(1) 文化芸術推進基本計画について

文化芸術基本法に基づき、政府は、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための「文化芸術推進基本計画」を策定しています。

令和5年3月24日、令和5年度から令和9年度までの5年間を対象とする「第2期文化芸術推進基本計画」を閣議決定しました。

第1期計画期間中の成果と課題を踏まえ、5年間で取り組むべき重点取組として、以下の7つを掲げています。

- ①ポストコロナの創造的な文化芸術活動の推進
- ②文化資源の保存と活用の一層の促進
- ③文化芸術を通じた次代を担う子供たちの育成
- ④多様性を尊重した文化芸術の振興
- ⑤文化芸術のグローバル展開の加速
- ⑥文化芸術を通じた地方創生の推進
- ⑦デジタル技術を活用した文化芸術活動の推進

これに加えて、計画期間中に効果的かつ着実に文化芸術政策を推進するための16の施策群を整理し、具体的な取組を推進していくこととしています。

都移転を契機に、我が国の文化行政の更なる強化が図られるよう取り組んでまいります。

博物館・劇場等の振興

(1) 博物館の振興

① 博物館法改正と博物館の活性化

博物館法の制定から約70年が経過し、社会の変化も踏まえ、文部科学大臣から「これからの時代にふさわしい博物館制度の在り方について」の諮問が行われ、本諮問を受けて、文化審議会において「博物館法制度の今後の在り方について（答申）」が取りまとめられました。

本答申では、博物館の基本的な機能の充実とともに、これからの博物館に求められる役割・機能の多様化・高度化への対応の必要性が示され、新しい博物館登録制度の方向性が提言されました。

文化庁において、こうした議論を踏まえながら、博物館の設置主体の多様化を図りつつ、その適正な運営を確保するため、法律の目的や博物館の事業、博物館の登録の要件等を見直すなど、求められる役割を果たしていくための規定整備を目的とし、博物館法の改正に取り組み、国会で可決されました。

また、令和4年8月には、プラハでICOM大会が開催され、博物館の新定義が採択されました。新定義には「多様性」「持続可能性」「誰もが利用でき」など、現代の博物館に求められる理念と活動を示す概念が盛り込まれました。

博物館法の改正とICOM新定義策定という大きな転機を受け、文化庁では、より一層の博物館の振興を図るため、改正博物館法の概要や博物館についての情報をまとめた「博物館総合サイト」を令和4年12月に開設し、博物館と法制度が広く一般に親しまれるようプロモーション活動を展開しています。また、技術進歩、災害の多発、学びの多様化など、様々な側面から博物館資料のデジタル・アーカイブ化やDXによる業務効率化が求められており、これを推進するため「博物館DXに関する検討会議」を設置し、当該議論を進めています。

② 国立美術館・博物館における取組

i) (独) 国立美術館について

独立行政法人国立美術館は、6館（東京国立近代美術館

（本館・国立工芸館）、京都国立近代美術館、国立映画アーカイブ、国立西洋美術館、国立国際美術館、国立新美術館）が、それぞれの特色を生かしつつ、連携・協力し、国民のニーズや研究成果を踏まえ、魅力ある質の高い所蔵作品展、企画展及び企画上映を実施しています。また、美術作品の収集・保管、教育普及活動やこれらに関する調査研究等を通じ、我が国の美術振興の拠点として、国内外の研究者との交流、学芸員等の資質向上のための研修、公私立美術館への助言、地方への巡回展などを行っています。令和5年3月には新たな芸術文化振興の拠点として国立アトリサーチセンターを設置しました。

ii) (独) 国立文化財機構について

独立行政法人国立文化財機構は、国立博物館4館（東京・京都・奈良・九州）を設置し、貴重な国民的財産である文化財の保存と活用を図ることを目的とし、有形文化財を収集・保管して広く観覧に供するとともに、東京文化財研究所、奈良文化財研究所、アジア太平洋無形文化遺産研究センターを加えた7施設において調査・研究などを行っています。同機構では、国宝・重要文化財を含めて約13万件の文化財を所蔵しています。これらの文化財を活用した展示とともに、本部に設置された文化財活用センターでは、企業と連携して文化財の複製品やVR等の先端技術を用いた体験プログラムの開発等の取組を通じて、日本の歴史や伝統文化の魅力を国内外に発信する拠点としての役割も担っています。また同じく本部に設置された文化財防災センターでは、文化財の防災・救援のため、地方公共団体や関係団体との連携・協力体制を構築するとともに、災害時ガイドライン等の整備や救援及び収蔵・展示における技術開発、普及啓発事業等を通して、文化財の災害対応のみならず、防災、減災にも取り組みます。

iii) (独) 国立科学博物館について

独立行政法人国立科学博物館は、科学系博物館のナショナルセンターとして、自然史・科学技術史に関する調査・研究、ナショナルコレクションとしての標本・資料の収集・保管・活用を行うとともに、それらの成果を活かした展示や学習支援活動を行っています。上野地区（上野本館）、筑波地区（筑波実験植物園、筑波研究施設）、白金台地区（附属自然教育園）の3地区で活動を展開し、国民の自然科学や科学技術に関する理解の増進に努めています。

令和5年度は、研究者による研究活動や展示を解説する動画の公開、各SNSによるタイムリーな情報発信を行う

とともに、学校と博物館の連携を強化するために、地域博物館と連携協働した「教員のための博物館の日」に関する事業を昨年度に引き続き実施します。

iv) 文化庁国立近現代建築資料館について

令和5年度が開館10周年の文化庁国立近現代建築資料館では、我が国の重要な近現代建築資料の劣化、散逸、海外流出を防止するため、所在情報等の調査、資料の収集・保管及び調査研究を行っています。あわせて、年2回の展覧会を通じて、我が国の建築文化に対する国民への理解増進を図っています。(詳細は、こちらを御覧ください。<https://nama.bunka.go.jp/>)

(2) 劇場・音楽堂等の振興

① 劇場・音楽堂等の活性化

劇場・音楽堂等は文化芸術を継承・創造・発信する場であるとともに、人々に感動と希望をもたらし、人々の創造性を育む地域の文化拠点です。文化庁としては、「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年6月公布・施行）」を踏まえ、我が国の文化拠点である劇場・音楽堂等が行う、音楽、舞踊、演劇等の実演芸術の創造発信や専門的人材の養成、普及啓発のための事業、劇場・音楽堂等間のネットワーク形成に資する事業やバリアフリー・多言語対応の整備を支援することで、劇場・音楽堂等が地域の核として文化の発信を牽引することを目指しています。

② 国立の劇場における取組

国立劇場（国立劇場、国立演芸場、国立能楽堂、国立文楽劇場及び国立劇場おきなわ）は、伝統芸能の保存と振興を図るため、歌舞伎、文楽、能楽、大衆芸能、組踊などの伝統芸能を、各種の演出や技法を尊重しながら、できる限り古典伝承のままの姿で公開し、国民が伝統芸能を鑑賞する機会を提供しています。また、伝統芸能の伝承者養成や調査研究等の事業を実施しています。更に、国立劇場本館が開場から50年以上経過し老朽化が進んでいることから、伝統芸能の中核拠点・文化観光拠点として機能強化を図るべく、令和11年度中の再開場を目指して再整備に向けた取組を進めています。

新国立劇場は、現代舞台芸術の振興と普及を図るため、国際的に比肩しうる高い水準のオペラ、バレエ、ダンス、演劇などの自主制作の公演を行い、国民が現代舞台芸術を鑑賞する機会を提供しています。また、現代舞台芸

術の実演家等の研修や調査研究等の事業を実施しています。これらの劇場の運営は、独立行政法人日本芸術文化振興会が行っており、舞台芸術を振興する多様な活動を展開しています。

文化財の保存と継承

(1) 文化財保護を巡る近年の動向

文化財の持続可能な保存・継承体制の構築を図るため、令和4年度から「文化財の匠プロジェクト」（令和3年12月文部科学大臣決定）に基づき、修理技術者、用具・原材料までを含めた一体的な体制整備と計画的な保存・継承の取組を推進しています。

また、「文化財の匠プロジェクト」については、文化審議会から、本プロジェクトの充実を含む「持続可能な文化財の保存と活用のための方策について」答申があったことを踏まえ、令和4年12月に改正し、内容の充実を図ったところです。

重点的な取組内容として追加した点は、

- ① 文化財修理に不可欠な原材料について、リスト化・公表し、生産支援を通じて安定供給につなげていくことのほか、伝統的な和紙などについては文化財建造物の修理機会においても需要を創出していくこと
- ② 文化財保存技術に係る人材に関して、選定保存技術の保持者・保存団体の複数認定を積極的に行うとともに、団体認定を推進すること、選定保存技術に親しみを持ってもらえる通称を付与することや、中堅・若手の技術者を対象に新たに表彰制度を創設すること
- ③ 適正な周期で修理するための事業規模の確保に関して、文化財類型に応じた必要な事業規模を漸次確保していくことに加えて、長期的な修理需要予測調査を実施することや、必要な事業規模・予算を確保した上で、多様な資金調達の活用も図っていくことなどとなっております。

(2) 地域における文化財の保存・活用

平成30年の文化財保護法の一部改正により、文化財をまちづくりに生かしつつ、地域社会総がかりでその継承に取り組んでいくため、都道府県における文化財保存活

用大綱（以下「大綱」という。）と、市町村における文化財保存活用地域計画（以下「地域計画」という。）の制度が規定されました。大綱は、域内の文化財の保存・活用に係る基本的な方針、広域区域ごとの取組、災害発生時の対応等を記載した文化財の保存・活用に關する総合的な施策を盛り込むものであり、令和5年3月末現在、44道府県で策定されています。市町村の地域計画は、未指定文化財を含む域内の文化財の保存及び活用に關する基本的な方針、保存・活用のために市町村が講ずる措置の内容等を記載するものであり、作成した地域計画が文化庁長官の認定を受けた場合、国に対して登録文化財とすべき物件を提案できる特例があります。また、国指定等文化財の現状変更の許可等、文化庁長官の権限である一部の事務について、現在移譲されている都道府県・市のみならず認定町村でも特例的に自ら事務を実施できることとしています。令和5年3月末現在、96市町で作成され、文化庁長官の認定を受けています。今後、この大綱及び地域計画の作成は多くの地方公共団体で進んでいくが見込まれており、これらのプロセスを通じて、各地域において、貴重な地域の文化財を確実に把握し、地域において守り育てる取組が進むことが期待されます。

このような地域社会総がかりでの文化財の保存・活用の取組を促進するため、令和3年度より「地域文化財総合活用推進事業（地域のシンボル整備等）」を設け、地域計画等に基づき地域の核（シンボル）となっている国登録文化財を戦略的に活用するための機能の維持や、保存・活用を行う団体の取組等の支援を行う地方公共団体を後押ししています。



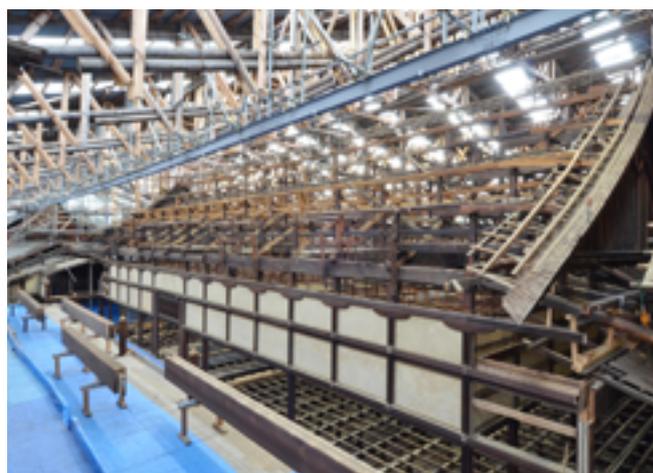
(3) 文化財の指定をはじめとする保存・継承のための取組

文化財保護法に基づき、重要文化財、重要無形文化財、重要有形・無形民俗文化財、史跡・名勝・天然記念物、

重要文化的景観、重要伝統的建造物群保存地区等を指定・選定し、重点的に保護するとともに、登録制度による緩やかな保護制度により、多種多様な文化財の保存・活用を図っています。さらに、文化財の保存のために欠くことのできない伝統的な技術・技能のうち、保存の措置を講ずる必要のあるものを選定保存技術として選定するとともに、その保持者・保存団体を認定しています。

また、これらの文化財について、保存と活用を図るために所有者、管理団体等が実施する事業に対して補助を行い、保存整備や活用等を引き続き推進します。

あわせて、国民の財産である文化財の散逸・滅失を未然に防ぐとともに、国民の鑑賞機会の充実を図るため、国による適切な保存・活用が必要な国宝・重要文化財等の買上げを実施するとともに、貴重な史跡等を国民共有の財産として大切に保存し、その後の整備・活用に対応することを目的として、地方公共団体が緊急に史跡等を公有化する事業に対し補助を行います。



大徳寺方丈及び玄関 屋根解体中（写真提供：京都府）



重要文化的景観「緒方川と緒方盆地の農村景観」（写真提供：豊後大野市）（令和5年3月20日選定）



重要無形文化財「尺八」保持者：野村峰山
(令和4年10月31日認定)



国宝（建造物）「勝興寺本堂」
(写真提供：高岡市教育委員会) (令和4年12月12日指定)



史跡「鎌倉街道上道」
(写真提供：毛呂山町) (令和4年11月10日指定)

(4) 埋蔵文化財の保護

土地に埋蔵された文化財を保護するため、文化財保護法に基づき、開発等により破壊されるおそれのある遺構等の発掘調査、記録作成等の事業に対し、補助を行っています。また、令和5年度からは、労働者不足や機材の

高騰を受け、毎年増加しつつある発掘調査費の縮減を図るため、様々な分野で導入されている最新技術の発掘調査現場での導入のために必要な調査研究を行います。

埋蔵文化財の保護と開発事業の円滑な実施に関する様々な課題を第三専門調査会で検討し、令和4年7月に「これからの埋蔵文化財保護の在り方について」(第一次報告書)をまとめました。報告では、重要な埋蔵文化財を現状保存するために必要な事項として、指定相当の埋蔵文化財のリストの作成と公表が示されており、現在、地方公共団体の意見聴取等を行いながら、リストの作成に向けた取組を進めています。

水中に存在する埋蔵文化財(水中遺跡)については、現在約400か所確認されていますが、調査や活用のノウハウを有する地方公共団体が少なく、国内の先行事例は乏しい状況にあります。そのため、地方公共団体との連携によるパイロット事業の実施を通じ、水中遺跡の保存活用を推進するためのモデル創出を行います。加えて、地域の特色ある埋蔵文化財活用事業により、埋蔵文化財を活用した体験学習会等の実施による理解促進・普及啓発や、埋蔵文化財の保管・展示や活動拠点のための施設として、廃校等を転用した埋蔵文化財センター設備の整備を図ることによって、地域活性化を促進します。

(5) 古墳壁画の保存と活用

我が国では2例しか確認されていない極彩色古墳壁画である高松塚古墳及びキトラ古墳の両古墳壁画は、「国宝高松塚古墳壁画仮設修理施設」及び「キトラ古墳壁画保存管理施設」で保存管理・活用等が行われています。

国宝高松塚古墳壁画は、石室を解体して壁画を修理する保存方針に基づき、仮設修理施設において令和元年度まで保存修理作業等を実施してきました。引き続き壁画の保存管理を行いながら、施設内に保管している壁画の公開を実施します。

特別史跡キトラ古墳の恒久的な保存と確実な継承のため、平成28年秋にオープンした「キトラ古墳壁画体験館 四神の館(しじんのやかた)」において、石室から取り外した国宝キトラ古墳壁画の保存と活用を推進し、整備された古墳の公開をすすめます。

(6) 世界文化遺産と無形文化遺産

我が国を代表する文化遺産を、ユネスコの世界遺産一

一覧表に記載し、保護することにより、我が国の文化の世界への発信や、国民の歴史と文化を尊ぶ心の涵養を図ります。令和5年1月に「佐渡島（さど）の金山」の推薦書正式版をユネスコに提出したところであり、登録に向け、引き続き取り組んでいきます。今後も、一覧表に記載された世界遺産を適切に保護するとともに、我が国の誇る貴重な文化遺産の文化的価値を発信し、世界遺産一覧表への記載を推進します。

また、ユネスコの無形文化遺産代表一覧表への記載を通じ、我が国の無形文化遺産の多様性や豊かさ、保護の取組について世界に発信していくことも、国際的な無形文化遺産の一層の認知やその重要性に関する意識の向上等への貢献となり、同時に、国内外の無形文化遺産の担い手間の対話や交流を深めるきっかけとしても重要です。令和4年11月には、我が国が提案していた「風流踊（ふりゅうおどり）」が無形文化遺産の代表一覧表に記載されました。引き続き、我が国の無形文化遺産を適切に保護・振興するとともにユネスコ無形文化遺産への記載を推進します。

(7) 文化財の防火対策

ノートルダム大聖堂や首里城跡における火災を受け、国宝・重要文化財の管理状況等を調査した結果、多くの施設で消火設備の老朽化による機能低下の恐れ等が明らかになりました。この調査結果を踏まえ、国宝・重要文化財（建造物）及び国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等の防火対策ガイドラインを作成し、文化財の総合的な防火対策の検討・実施を促進しています。なお、令和3年12月には当該ガイドラインを反映した「重要文化財（建造物）等防災施設整備事業（防災施設等）指針」を策定し、必要な防災施設について明示しました。

また、「世界遺産・国宝等における防火対策5か年計画」（令和元年12月23日大臣決定）を策定し、世界遺産や国宝を対象に重点的な補助を行っています。さらに、「防災・減災、国土強靱化のための5か年計画加速化対策」（令和2年12月11日閣議決定）に文化財の防火対策及び耐震対策を盛り込み、文化財を災害から守るために欠かせない防災施設の整備等について加速化して取り組んでいます。

文化財をはじめとする文化資源を活用した付加価値の創出

(1) 文化資源を活用したインバウンドのための環境整備

平成28年3月に策定された「明日の日本を支える観光ビジョン」において掲げられた「文化財の観光資源としての開花」を推進するため、文化庁では文化財を中核とする観光拠点の整備、並びに当該拠点等において実施される文化財等の観光資源としての魅力を向上させる取組への支援を行っています。

平成31年1月より、国際観光旅客税が創設され、この財源を用いて観光先進国実現に向けた観光基盤の拡充・強化が推進されています。

文化庁としても、文化財をはじめとする我が国固有の文化資源に付加価値を付け、より魅力的なものにするための取組を支援し、観光インバウンドに資する文化資源を活用した観光コンテンツの磨き上げや創出を進めるとともに、日本文化の魅力を効果的にオンライン発信することで、観光振興・地域経済の活性化の好循環を促進していきます。

文化観光の推進

(1) 文化観光推進法について

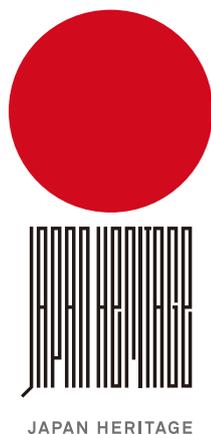
文化の振興を起点として、観光の振興及び地域の活性化の好循環を創出するためには、地域において文化の理解を深めることができる機会を拡大し、これにより国内外からの観光旅客の来訪を促進していくことが重要となっています。こうした観点から、博物館等の文化施設を拠点として、地域の文化観光を推進するため、「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律」が令和2年5月に施行されました。令和5年1月現在、本法に基づき、45件の拠点計画・地域計画を認定しており、本法を活用し、文化資源の魅力向上とともに、文化施設の機能強化や地域が一体となった文化観光の推進を図ることとしています。

(2) 日本遺産の魅力向上

我が国の文化財や伝統文化を通じた地域の活性化を図るためには、その歴史的経緯や、地域の風土に根差した世代を超えて受け継がれている伝承、風習などを踏まえたストーリーの下に有形・無形の文化財をパッケージ化し、これらの活用を図る中で、情報発信や人材育成、環境整備等の取組を進めていくことが必要です。

地域の歴史的の魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリーを「日本遺産 (Japan Heritage)」に、日本遺産として認定する候補となり得る地域を「候補地域」に、それぞれ認定し、歴史的魅力にあふれた文化財群を地域主体で総合的に整備・活用し、国内外に戦略的に発信する取組を促進することにより、地域の活性化・観光振興を図ります。

令和5年4月現在 (P)、全国で104のストーリーを日本遺産に認定しており、日本遺産全体の底上げ、ブランド力の強化を図るとともに、地域の文化資源としての磨き上げを促進しています。



JAPAN HERITAGE

日本遺産

「日本遺産 (Japan Heritage)」ロゴマーク

子供たちの芸術教育の充実・ 文化芸術活動の推進

(1) 学校における芸術教育・文化芸術活動の充実 及び地域文化クラブ活動の環境整備

① 学習指導要領の趣旨を踏まえた学校芸術教育の充実

これまで実施していた伝統音楽指導者研修会に加え、

令和元年度から小・中・高等学校等で芸術系教科等を担当する教員等の研修会を実施し、学校における芸術教育の充実を図っています。

② 子供たちの体験活動機会拡大のための取組

子供たちの豊かな創造力・想像力や思考力、コミュニケーション能力などを養うとともに、将来の芸術家や観客層を育成し、優れた文化芸術の創造につなげることを目的として、小学校・中学校等において、文化芸術団体による実演芸術の巡回公演や、個人又は少人数の芸術家を派遣し、芸術家による計画的・継続的なワークショップ等を含めた質の高い文化芸術を鑑賞・体験する機会の確保を図っています。

また、劇場・音楽堂等で子供たちが本格的な舞台芸術に触れる機会を創出するため、18歳以下の子供に無料で鑑賞機会を提供する舞台公演への支援を行っています。

③ 文化部活動及び地域文化クラブ活動の環境整備のための取組

生徒のバランスの取れた生活や学校の働き方改革の観点から平成30年12月に策定した「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」に基づき持続可能な文化部活動にかかる取組を徹底するよう、地方公共団体、教育委員会及び学校法人等の学校設置者、学校並びに関係団体に求めており、更に、令和4年12月には、公立の中学校の生徒を主な対象とした学校部活動の地域連携や地域の運営団体・実施主体による地域クラブ活動への移行に向けた取組を進めるため、文化部活動と運動部活動のガイドラインを統合したうえで全面的に改定した「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を策定しました。

ガイドラインでは、少子化が進む中でも、子供たちが将来にわたり継続して文化芸術活動に親しめる機会を確保できるよう、令和5年度から令和7年度までの3年間を「改革推進期間」とし、地域連携・地域移行に取り組みつつ、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指すこととしています。そのため、各地域で協議会や研修会の開催、広域的な人材バンクの設置を進めるほか、学校や地域が地域の文化施設や文化芸術団体、芸術系教育機関等との連携により、文化部活動の地域移行に向けた体制構築や環境整備を行うための実証事業を実施します。

また、高校生の芸術文化活動の向上・充実と、相互交

流を深めることを狙いとして、昭和 52 年から続く我が国最大規模の高校生の文化の祭典として、「全国高等学校総合文化祭」を開催しています。第 47 回となる令和 5 年度は、「47 の結晶 桜島の気噴にのせ 細げ文化1 ページ」を大会テーマとして、鹿児島県において開催されます。

この大会において、演劇、日本音楽、郷土芸能の各部門で優秀な成績を収めた高校等が、東京の国立劇場に一堂に会し、演技・演奏を披露する「全国高等学校総合文化祭優秀校東京公演」を毎年夏に開催するほか、我が国の伝統文化の継承・発展に取り組む高校生が日頃の成果を披露し、交流する場となる全国高校生伝統文化フェスティバルを京都で開催しています。



2023かごしま総文大会マスコットキャラクター かごまる

(2) 地域における子供たちの文化芸術活動の推進

子供たちに、茶道、華道、和装、囲碁、将棋などの伝統文化や生活文化等を計画的・継続的に体験・修得できる機会を提供します。また、組織的・広域的に体験機会を提供する取組を支援することで、地域偏在を解消しつつ、より多くの子供たちが体験機会を得られるようにし、伝統文化等を確実に継承・発展させるとともに、子供たちの豊かな人間性の涵養を図ります。

文化芸術の創造的環境の創出とグローバル展開の加速

国・地方公共団体・企業・個人が文化への戦略的投資を拡大し、文化を起点に産業等他分野と連携し、創出さ

れた新たな価値が文化に再投資され、持続的に発展する「文化と経済の好循環」を目指し、平成 29 年 12 月に「文化経済戦略」を策定しました。この戦略推進のための主要施策の内容や目標等を明らかにした「文化経済戦略アクションプラン」を平成 30 年8月に策定し、関係府省庁と緊密に連携しながら文化経済戦略を推進します。

(1) 芸術家等の活動基盤強化

文化芸術の担い手は小規模な団体やフリーランス等で活動する者が多く、立場の弱さや不安定さに起因して不利益が生じたり、活動継続が困難になったりするなどの課題が存在しています。その担い手である芸術家等が持続可能な形で文化芸術活動を継続できるよう、適正な契約関係構築の推進や、活動環境改善のための必要な取組の実施等、活動基盤の強化の取組を推進します。

(2) 文化芸術エコシステムの形成促進

文化芸術組織の自律的・持続的な成長の促進に資する伴走型支援等の適切な支援方法の検証を推進します。我が国における文化芸術活動を振興するために、日本作家及び現代日本アートの国際的な評価を高め、世界のアート市場規模に比して小規模にとどまっている我が国アート市場の活性化と我が国アートの持続的発展を可能とするシステムを形成します。

(3) 文化芸術のグローバル展開の推進

日本文化を戦略的に発信し、文化芸術を通じた諸外国との相互理解の促進及び国家ブランド構築への貢献を図ります。具体的には、トップレベルのアーティスト等を発掘しグローバルに活躍するための総合的な支援、国内外で開催する国際共同制作による公演等への支援、新進の芸術家等を対象とした研修や公演・展示会等への参加・実施に対する支援、活字コンテンツ、映画等の海外展開に対する支援などを行います。また、「国際文化交流に祭典の実施の推進に関する法律」に基づき、平成 31 年 3 月に閣議決定された「国際文化交流の祭典の推進に関する基本計画」を踏まえ、日本で行われる世界の関心を集める国際文化交流の祭典の実施を推進します。併せて、我が国をアートの国際発信拠点とする取組として、国際的なアートフェア誘致を目指した我が国のアートシーンの国際発信や国際的なイベントにおけるアートの国際発信

等を推進します。

(4) 国際文化交流・協力の推進

日中韓やASEAN+3といった枠組での文化に関する国際的な閣僚級会合への積極的な参加を通じて、国際文化交流・協力の推進と文化面での日本のプレゼンス向上を目指します。特に日中韓文化大臣会合の下では、3か国から毎年都市を選定し、様々な文化芸術イベントを通じて都市間で交流を行う「東アジア文化都市」事業等の実施を通じて、東アジア諸国との交流の拡大に努めます。

その他、国内のアーティスト・イン・レジデンス実施団体が行う国内外芸術家の滞在型創作活動等を支援することにより、海外のアーティスト・イン・レジデンス実施団体との国際的な協力関係を活発にし、ICT 等も活用して双方向の国際文化交流を促進します。

また、我が国の技術や知見を生かした文化遺産国際協力を推進し、人類共通の財産である世界各地の文化遺産の保護に貢献します。

(5) 「日本博」の推進について

「日本博 2.0」は、2025 年大阪・関西万博に向けて、「日本の美と心」を国内外に発信する官民の大型国家プロジェクトであり、全国各地で最高峰の文化芸術を発信するための文化資源を活用した観光コンテンツの磨き上げや創出を行います。日本の文化芸術の多様性を世界に示す取組を展開し、文化芸術振興をより一層充実させます。これらを通じて、日本文化の魅力についてデジタルコンテンツ等も活用し、国内外に効果的に発信していきます。

(6) 興行入場券の適正な流通の確保

近年、興行入場券の高額転売が社会問題となっていることを踏まえ、興行入場券の適正な流通を確保し、もって興行の振興を通じた文化及びスポーツの振興並びに国民の消費生活の安定等を目的とした「特定興行入場券の不正転売の禁止等による興行入場券の適正な流通の確保に関する法律」が平成 30 年 12 月に成立し、令和元年6月 14 日から施行されました。本法律の適切な運用を図るため、国民への周知等を行い、興行を通じた文化及びスポーツの振興を推進します。



第 13 回日中韓文化大臣会合 (2022)



カンボジア、サンボー・プレイ・クック遺跡群の保存・修理のための人材育成事業 (写真提供: 筑波大学)

舞台芸術活動等の推進

(1) 舞台芸術等の創造活動への効果的な支援

我が国の舞台芸術の水準を向上させるとともに、より多くの国民に対して優れた舞台芸術の鑑賞機会を提供するため、音楽、舞踊、演劇、伝統芸能、大衆芸能といった公演活動について支援を行っています。また、我が国の優れた舞台芸術を世界に発信するための取組に対して支援を行うことで、国際発信力を強化し、国際文化交流を推進しています。このほか、「文化庁芸術祭」を毎年秋に開催しています。

さらに、次代の文化芸術を担う新進芸術家等に対し高度な技術・知識を習得させるための事業や大学の有する資源を積極的に活用し、アートマネジメント人材や新進芸術家等を育成する事業のほか、若手芸術家が海外での実践的な研修に従事する機会を提供する等の人材育成に取り組んでいます。



文化庁芸術祭オープニング公演「通し狂言 義経千本桜」

メディア芸術の振興

(1) アニメーション・マンガなどの メディア芸術の振興

我が国のアニメーション、マンガ、ゲーム、メディアアート等のメディア芸術は、その作品を通じて広く国民に親しまれるとともに、海外で高く評価され、我が国への理解や関心を高めています。

これらのメディア芸術を一層振興するため、創作活動への支援、普及、人材育成などに重点を置いて、施策の充実を図ります。

具体的には、我が国のメディア芸術分野における優秀な若手クリエイターやアニメーターの育成支援等を通じ次世代を担う人材の育成や水準の向上に努めているほか、メディア芸術作品の収集・保存・活用の取組を推進しています。

(2) 日本映画の振興

映画は、演劇や音楽、美術等の諸芸術を含んだ総合芸術であり、国民の最も身近な娯楽の一つとして生活の中に定着している、国民的な芸術文化です。

文化庁では日本映画の振興のため、優れた日本映画の製作支援や撮影環境の充実等を通じて創造活動を促進するほか、国内外の映画祭等における積極的な発信・海外展開・人材交流を行うとともに、日本映画の魅力や多様性を強化し、その基盤を維持するため、映画に関わる人

材育成を行っています。

生活文化等の振興と保護

(1) 生活文化等の振興と保護

生活文化・国民娯楽は、我が国の文化芸術に広がりを与え、また、それを支えるものとして機能しています。和装や茶道、食文化など外国人がイメージする日本文化として我が国の魅力を高めるとともに、観光振興や国際交流の推進等にも極めて重要な役割を果たしています。文化庁では、これら生活文化の振興と保護を図るため、生活文化の各分野についての実態調査等を行っています。

令和5年度はこれらの調査をさらに進めつつ、令和3年の文化財保護法改正により創設された無形の文化財の登録制度を活用し、生活文化分野の認知向上や普及啓発等に取り組むとともに、分野の活性化や新たな需要創出等に向けた事業を実施していきます。

(2) 食文化の振興・普及

南北に長く四季があり、海に囲まれている日本には、諸外国の文化を巧みに受け入れながら、豊かな風土や人びとの精神性、歴史に根差した多様な食文化が存在しています。文化庁では、このような日本の食文化を次の世代へ継承するために、文化財保護法に基づく保護を進めるとともに、各地の食文化振興の取組に対する支援や、食文化振興の機運醸成に向けた情報発信等を行っています。

令和5年度は、引き続き、これらの取組を進めるとともに、令和5年が「和食」のユネスコ無形文化遺産登録10周年に当たることを踏まえ、国内外に食文化の魅力を発信していきます。

文化芸術による共生社会の実現

(1) 障害者等による文化芸術活動の推進

「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」に基づく国の第2期基本計画を令和5年3月に策定しました。第

2期計画では、新たに目標として、①障害者による幅広い文化芸術活動の更なる促進や展開、②関係団体・機関等の連携等による、障害者が文化芸術に親しみ、参加する機会等の充実、③地域における障害者による文化芸術活動の推進体制の構築を設定しています。また、障害のある方々の文化芸術活動の国内外での公演・展示の実施や文化芸術への鑑賞サポート・アクセス改善に係るモデル開発、助成採択した映画作品や劇場・音楽堂等において公演される実演芸術のバリアフリー字幕・音声ガイド制作への支援、特別支援学校の生徒による作品の展示や実演芸術の発表の場の提供等、障害者の文化芸術活動の推進に関する施策に総合的に取り組んでいます。

さらに、国立美術館・博物館で、障害者手帳を持つ人について展覧会の入場料を無料としているほか、令和4年度の税制改正において、バリアフリー改修を行う劇場・音楽堂等に対する税制上の特例措置を延長しています。こうした取組を通じて、あらゆる人が文化芸術活動に触れる機会の醸成に取り組んでまいります。



アートを通して多様性や共生社会のあり方について考えるプロジェクト「CONNECT ⇄」の様子（京都国立近代美術館）

(2) アイヌ文化の振興

令和2年7月、アイヌ文化の復興等に関するナショナルセンターとして、「アヌココロ アイヌ イコロマケナル（国立アイヌ民族博物館）」を中核施設とする「ウアイヌココタン（民族共生象徴空間）」（愛称：ウポポイ）が北海道白老町に開業しました。

国立アイヌ民族博物館は、先住民アイヌを主題とした我が国初の国立博物館であり、「私たちのことば」など「私たちの」で始まる六つのテーマで、アイヌの人々の視点から紹介する基本展示をはじめ、体験キットを手にとって理解を深める探究展示“テンパテンパ※”、高精細の映像

が楽しめるシアター、テーマ展示や特別展示等を通して、アイヌの歴史や文化を総合的・一体的に紹介しています。また、アイヌ語の振興の観点から、館内ではアイヌ語を第一言語とし、サインや展示解説等にアイヌ語を積極的に使用するとともに、最大8言語にも対応しています。（詳細はこちらを御覧ください。<https://nam.go.jp/>）



国立アイヌ民族博物館

(3) 多様な文化を生かした地域づくり

文化芸術の持つ創造性を生かした地域振興、観光・産業振興等に取り組む地方公共団体を支援し、国全体が活性化するための基盤づくりや、地方公共団体が主体となって、地域住民やアーティスト、地域の芸・産学官と共に実施する地域の文化芸術資源を活用した文化芸術創造拠点形成に向けた総合的な取組を支援しています。

国民文化祭は、地域の文化資源等の特色を生かし、一層の地域の文化の振興に寄与するため、観光をはじめとした様々な施策と有機的に連携した文化の祭典であり、文化庁と都道府県等との共催により昭和61年度から開催しています。

令和5年度は、「文化絢爛」をキャッチフレーズに、「第38回国民文化祭」が10月から石川県において開催されます。



いしかわ百万石文化祭 2023 大会マスコットキャラクター ひゃくまんさん

社会の変化に対応した 国語・日本語教育に関する施策の推進

(1) 国語施策の推進

国語に関する問題は、文化審議会国語分科会（前身は国語審議会）が中心となって検討を行い、様々な改善を図っています。具体的には、一般の社会生活における「目安」又は「よりどころ」として、「常用漢字表」「現代仮名遣い」「外来語の表記」などを制定してきました。平成28年2月に「常用漢字表の字体・字形に関する指針（報告）」、30年3月に「分かり合うための言語コミュニケーション（報告）」をまとめ、最近では令和3年3月に、「新しい「公用文作成の要領」に向けて（報告）」と「「障害」の「害」の表記に関する国語分科会の考え方」を公表しました。令和4年度には、今後検討すべき国語施策上の問題を整理するとともに、急ぎ取り組むべき課題としてローマ字のつづり方に関する問題を取り上げ、その改善に向けた検討を開始しました。令和5年度は、引き続きローマ字のつづり方に関する検討を使用実態の調査に基づいて行います。

なお、上記の公用文に関する報告に基づいて、令和4年1月に、文化審議会から文部科学大臣に対し「公用文作成の考え方」が建議されました。この建議については、閣議での報告を経て、内閣官房長官から各国务大臣に宛てて、周知を依頼する内容の通知が出されました。これによって、昭和27年から政府内で用いられてきた「公用文作成の要領（国語審議会建議）」に代わり、新しい建議が公用文作成の手引として活用されはじめています。

<参考：「公用文作成の考え方」（文化庁ウェブサイト）>

<https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/kokugo/hokoku/93657201.html>



また、国民全体の国語に対する関心と理解を深めるため毎年実施しているものに、最新の施策について周知・協議する「国語問題研究協議会」、人々の国語に関する意識を調査する「国語に関する世論調査」があり、令和5

年度も実施します。国語に関する問題や考えを直接国民から聴取する「国語課題懇談会」も新たに実施する予定です。加えて文化庁ウェブサイトでは、「国語施策情報」で過去からの現在までの資料等を閲覧できるようにするとともに、動画集として「国語施策の紹介」「敬語おもしろ相談室」「ことば食堂へようこそ！」を公開しています。

さらに、平成21年2月にユネスコが消滅の危機にあると発表した、国内のアイヌ語など八つの言語・方言及び東日本大震災の影響が懸念される被災地の方言の保存・継承のための調査研究や取組支援を行っています。令和5年度も引き続き、調査データが不十分な地域の方言調査や調査成果の還元をはじめ、危機言語・方言を抱える地域相互と研究者の連携を図るための協議会や危機言語・方言の状況とそれらの価値を認識する場としてのサミットの開催、加えてアイヌ語アナログ資料のデジタル化やアーカイブ作成支援、民族共生象徴空間でのアイヌ語体験プログラムの更新を進めていきます。

(2) 外国人等に対する日本語教育施策の推進

日本語教育の推進は、我が国に居住する外国人が日常生活及び社会生活を国民と共に円滑に営むことができる環境整備に資するとともに、我が国に対する各国・地域の理解と関心を深める上で重要です。日本語教育の推進に関する法律に基づき、令和2年6月に閣議決定された「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」も踏まえ、様々な取組を行っています。

具体的には、文化審議会国語分科会に日本語教育小委員会を設置し、日本語教育に関する様々な課題について検討を行っています。最近では、日本語教師の資格制度の詳細等について検討を行うため、調査研究協力者会議を設置し、資格制度及び日本語教育機関における日本語教育の水準の維持向上を図るための仕組みについて、令和3年8月に「日本語教育の推進のための仕組みについて」（報告）を取りまとめました。さらに、令和4年度は、新制度に関する具体の事項について方向性を検討するため、有識者会議を設置し、関係者の御意見や調査結果などを踏まえて議論を行い、令和5年1月に「日本語教育の質の維持向上の仕組みについて」（報告）を取りまとめました。その後、これまでの議論もふまえ、令和5年2月に「日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機

関の認定等に関する法律案」を第 211 回国会に提出しました。

また、日本語の習得段階に応じて求められる日本語教育の内容・方法を明らかにし、外国人等が適切な日本語教育を継続的に受けられるようにするため、日本語教育に関わる全ての者が参照できる日本語学習、教授、評価のための枠組みである「日本語教育の参照枠」（報告）を令和3年10月に国語分科会で取りまとめるとともに、「日本語教育の参照枠」の活用の手引」の取りまとめを行いました。令和4年9月には「日本語教育の参照枠」の指標に基づく日本語能力の自己評価ツールである「にほんご チェック!」を公開し、「日本語教育の参照枠」を活用した生活・留学・就労などの分野別の教育モデルの開発なども令和4年度から進めています。さらに、地方公共団体等において地域日本語教育の在り方を検討する際の「よりどころ」として活用できるよう、今後、期待される方向性や、その方向性に沿った事例などを集めた「地域における日本語教育の在り方について」（報告）を令和4年11月に国語分科会で取りまとめました。



文化庁事業による地域の日本語教室の例

日本で生活する外国人の日本語教育環境を整備するため、地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業を実施し、都道府県や政令指定都市が関係機関と有機的に連携し、日本語教育環境を強化するための総合的な体制づくりを支援するとともに、地域の実情に応じた日本語教育の実施等を支援する「生活者としての外国人」のための特定のニーズに対応した日本語教育事業を実施しています。

また、日本語教室が設置されていない地方公共団体に

アドバイザーを派遣し、日本語教室の開設を支援するほか、日本語教室の設置が難しい地域に住む外国人等に対して日本語学習サイト「つながるひろがる にほんごでの暮らし」（通称：つなひろ）の提供などを行う「生活者としての外国人」のための日本語教室空白地域解消推進事業」を実施し、地域の日本語教育を推進しています。

〈参考：「つながるひろがる にほんごでの暮らし」ウェブサイト〉

<https://tsunagarujp.bunka.go.jp/>



このほか「日本語教育人材養成・研修カリキュラム等開発・活用事業」を実施し、日本語教育に携わる人材の資質・能力の向上を図るとともに、多様な活動分野における日本語教育人材の育成と研修の担い手の育成を推進しています。

これら事業における取組の優れた実践事例等については、文化庁日本語教育大会などを通じ、周知・広報に努めています。加えて、日本語教育関係機関が作成・開発し、公表している日本語教育に関する各種コンテンツ（教材、カリキュラム、報告書等）に関する情報を横断的に検索できるシステム「日本語教育コンテンツ共有システム（NEWS）」を運用しています。このほか、難民・避難民に対する日本語教育、日本語教育に関する調査・調査研究等の取組を行なっています。

新しい時代に対応した 著作権施策の展開

今日、デジタル・ネットワークの発達に伴い、著作物等の創作、流通及び利用をめぐる状況は急速に変化しており、時代のニーズに対応した制度や環境整備が求められています。

文化審議会では、令和3年7月、文部科学大臣から「デジタルトランスフォーメーション（DX）時代に対応した著作権制度・政策の在り方について」諮問されたことを受け、以下の内容について、2年間にわたり審議を行い、令和5年2月に第一次答申を取りまとめました。

【参考】文化審議会答申

https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/pdf/93834701_01.pdf



また、令和5年3月に「著作権法の一部を改正する法律案」が、第211回国会に提出されました。

(1) DX時代に対応した著作権制度・政策の在り方について

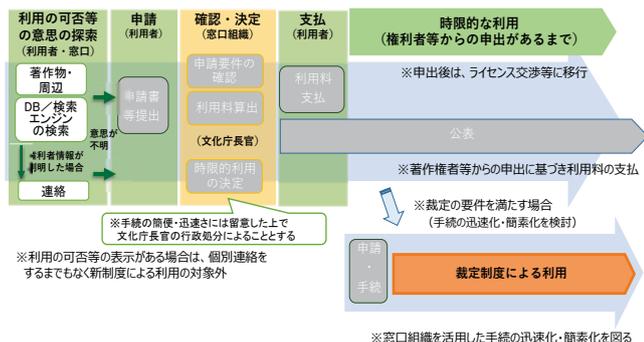
i 簡素で一元的な権利処理方針と対価還元について

「デジタルトランスフォーメーション (DX)」による著作物の創作・流通・利用の環境が変化する一方で、過去のコンテンツや、一般ユーザーの創作するコンテンツは、著作権者などの探索を含む権利処理コストが高いといった理由で必ずしも利用に結びついていないなどの声があり、「コンテンツ創作の好循環」の最大化を目指し、更なる文化の振興を図ることが重要です。

文化審議会では、コンテンツの利用円滑化とクリエイターへの適切な対価還元の両立を図るため、多種多様なコンテンツについて、様々な利用場面を想定した、簡素で一元的な権利処理が可能となるような方策の審議が行われてきました。

答申では、著作物の利用の可否や条件に関する著作権者等の「意思」が確認できない著作物等について、一定の手続きを経て、使用料相当額の利用料を支払うことにより、著作権者等からの申出があるまでの間の当該著作物の時限的な利用を認める新しい制度を創設するといった方向性が取りまとめられました。

この制度により、利用許諾に関する権利処理の過程におけるコストが高く、これまで利用に結びついていなかった著作物等の利用円滑化を図ることができます。



文化庁においては、答申の方向性を踏まえて、制度の見直しを進めるとともに、著作物の権利情報をより円滑に把握できるよう、分野横断権利情報検索システムの構築に向けた検討、周知・啓発などの関連する施策に取り組んでいます。

ii 立法・行政のデジタル化に対応した著作物等の公衆送信等について

デジタル社会の実現に向け、デジタル化・ネットワーク化に対応した取組が立法・行政・司法の公的機関や企業等で推進されており、文化審議会では、関係者からの実態・意見聴取を踏まえ、デジタル社会の基盤整備の観点から著作権法上の課題について検討を行ってきました。

立法・行政のデジタル化への対応を著作権の観点からも支えていくために、ライセンス市場等の既存ビジネスを阻害しないようにすること等に留意しつつ、①立法又は行政の目的のために内部資料として必要と認められる場合には、必要な限度において、内部資料の利用者間に限って著作物等を公衆送信等できることとすること、②特許審査等の行政手続・行政審判手続について、デジタル化に対応し、必要と認められる限度において、著作物等を公衆送信等できることとして、所要の制度改正を行う予定です。

(2) 海賊版対策について

近年のデジタルコンテンツの需要の高まりと相まって、海賊版の被害状況は過去最悪の状況となっています。被害はオンライン・オフライン問わず確認されているほか、侵害されている我が国のコンテンツは、出版、音楽、ソフトウェアなど様々な分野に広がっています。

政府は、海賊版による被害を効果的に防ぎ、著作権者等の正当な利益を確保するため、令和元年10月、「インターネット上の海賊版に対する総合的な対策メニュー及び工程表」を作成しました。その後、令和3年4月、リーチサイト対策や侵害コンテンツのダウンロード違法化を含む改正著作権法の成立・施行など各取組の進捗を踏まえて更新され、政府一丸となって実効性のある取組を進めています。

文化庁においては、国内外における著作権保護の実効性を高めるため、海外の著作権制度の整備支援、権利行使の強化、普及啓発等の取組を進めているところです。

インターネット上の海賊版による著作権侵害等に係る対

応として、国内権利者等の権利行使の支援を強化するため、令和4年8月に相談窓口を開設しました。また、相談窓口の開設に先立ち、同年6月には、権利者等が著作権侵害への対応を行う上で必要なノウハウを集約した「インターネット上の海賊版による著作権侵害対策情報ポータルサイト」を公開し、権利行使に必要な情報提供を行っています。

【参考】インターネット上の海賊版による著作権侵害対策情報ポータルサイト

<https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/kaizoku/index.html>



文化庁では、令和4年度に、高等学校を対象とした海賊版対策に係る普及教材を作成しました。今後、「インターネット上の海賊版による著作権侵害対策情報ポータルサイト」で公開予定ですので、教育現場の皆様におかれましても指導にあたり是非ご活用いただきたいと思います。加えて、答申において示されたとおり、海賊版等の被害の実効的な救済を図るための損害賠償額の算定方法の見直しについても、制度の改正を行うこととしています。

海賊版の被害は、日々変化してきており、継続した取組が不可欠です。今後とも被害状況を踏まえつつ、必要な取組を適切に行います。

また、「海賊版は利用しない」という意識を共有することも効果的な対策です。教育現場の皆様におかれましても、海賊版ではなく正規版でコンテンツを楽しむようご指導いただくようお願いいたします。

(3) 著作権に関する普及啓発・教育について

昨今、デジタル・ネットワーク技術の急速な進展に伴い、誰もが著作物を創作し、利用することができるようになったため、「著作権」は全ての国民に関係する身近な権利となり、誰もが著作権に関する知識を身につけておくべき状況となっています。特に、小学校や中学校、高等学校の学習指導要領では、音楽、美術、情報などの教科において著作権や知的財産権を学ぶことが触れられており、指導に当たる教員は、著作権に関する正しい知識を習得する必要があります。文化庁では、教職員・情報通信技術支援員（ICT支援員）を対象とした著作権講習会をオンライン形式で開催しています。この講習会では、著作権制度だけでなく、実際の指導に役立つ実践事例なども紹介しています。

また、文化庁ホームページでは、動画や漫画形式の著作権学習教材のほか、学校活動における著作物の使い方に関するパンフレット等を公開しています。指導に当たりご活用いただきたいと思います。

今後、文化庁では、講習会の開催や各種教材の作成・発信を通じて、更なる学習機会の充実に取り組む予定です。

【参考】著作権に関する教材、資料等

<https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/index.html>



宗教法人制度と宗務行政

我が国には、多種多様な宗教団体が存在しており、それらの多くは宗教法人法に基づく宗教法人です。文化庁では、宗教法人制度を円滑に進めるため、次のとおり様々な取組を行っています。

(1) 宗教法人の管理運営の推進

文化庁は、都道府県の宗務行政に対する助言や、都道府県事務担当者研修会、宗教法人のための実務研修会の実施、手引書の作成などを行っています。また、我が国における宗教の動向を把握するため、毎年度、宗教界の協力を得て宗教法人に関する「宗教統計調査」を実施し、『宗教年鑑』として発行するほか、宗教に関する資料の収集を行っています。

(2) 不活動宗教法人対策の推進

宗教法人の中には、設立後、何らかの事情によって活動を停止してしまった、いわゆる「不活動宗教法人」が存在します。不活動宗教法人は、その法人格が売買の対象となり、第三者が法人格を悪用して事業を行うなど社会的な問題を引き起こすおそれがあり、ひいては宗教法人制度全体に対する社会的信頼を損なうことにもなりかねません。このため、文化庁と都道府県は、不活動状態に陥った法人について、活動再開ができない場合には、吸収合併や任意解散の認証によって、またこれらの方法で対応できない場合には、裁判所に解散命令の申立てを行うことによって、不活動宗教法人の整理を進めています。

「読み解く力」の育成をめざした取組の展開

～子どもの「学ぶ力」をはぐくむ教員の主体的な取組を促すために～

1. はじめに

滋賀県教育委員会では、平成27年3月に、子どもたちの学ぶ力の向上に向けた目標と施策の方向性を示す4年間の中長期計画として、「学ぶ力向上 滋賀プラン」(以下「第I期プラン」)を策定した。第I期プランでは、「学ぶ力」を豊かな人間性や人間関係を築く力、学ぶ意欲を支える自尊感情、主体的に学ぶ姿勢、学び方、学習規範、学びを支える体力、規則正しい生活など、「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」を支える力と位置付け、「学ぶ力」を育むことが重要であると考えた。具体的には、学ぶ力を育むための6つの視点として「一人ひとりの学ぶ力を高める」、「生活の中で学ぶ力を付ける」、「繰り返し努力したことを認め能力や可能性を引き出す」、「放課後や家での時間の使い方を考える」、「県全体で子どもの力を伸ばす」、「授業を改善する」を設定し、取組を進めた。4年間の取組により、「難しいことでも、失敗を恐れなくて挑戦する子ども」や「自分には、よいところがあると思っている子ども」が増加した。また、県内小・中学校(義務教育学校前期・後期課程を含む)では、「めあて・ねらい」を示したり、「話し合い活動」を取り入れたりする授業スタイルが普及した。

しかしながら、全国学力・学習状況調査からは、基礎的・基本的な知識・技能の習得が不十分である児童生徒や、文章の趣旨を把握したり自分の考えを説明したりする力が十分に身に付いていない児童生徒が、全国と比べて多いことなどの課題が見られた。さらに、児童生徒質問紙調査の結果を全国と比べると、家庭等で主体的に学習する習慣を身に付けることや、仲間や周囲とのつながりを大切にすることなどにも課題が見られた。

これらを受け、平成31年3月には、第I期プランの理念を踏まえつつ、「読み解く力」の育成に重点をおいた「第II期 学ぶ力向上滋賀プラン」(以下「第II期プラン」)を

策定し、県内の小・中学校を中心として、「学ぶ力」を向上する取組を推進した。(図1は「学ぶ力」と「読み解く力」の関係。)



図1 「学ぶ力」と「読み解く力」のイメージ

取組を推進する際には、「読み解く力」の育成に関わる取組の実効性を高めるために、「子どもの変容を促す授業モデルの研究開発」、「教員が一丸となり、教員が主体的に取り組むための工夫」の2点に留意した。

本稿では、上記2つの柱を軸に、本県の「読み解く力」の育成に関わる取組について述べたい。

2. 「読み解く力」の育成に関わる取組の実効性を高めるために

本節では、前述の2つの柱を軸としながら、「読み解く力」の育成に関わる取組の実効性を高めるための実践について紹介したい。

(1) 子どもの変容を促す授業モデルの研究開発

① 研究の展開

第II期プランでは、「読み解く力」を「文章や図、グラ

「自分なりに解決し、知識を再構築する」と「他者とのやりとりから読み解き理解する力」の2側面から捉えた。図2のとおり、子ども達が、目的意識をもって「必要な情報を確かに取り出す」、「情報を比較し、関連付けて整理する」、「自分なりに解決し、知識を再構築する」という3つのプロセスを通じて「学ぶ力」を高めることができるようになることを示している。このような「読み解く力」の育成を意識した授業改善は、「主体的・対話的で深い学び」の実現につながるものと考えた。

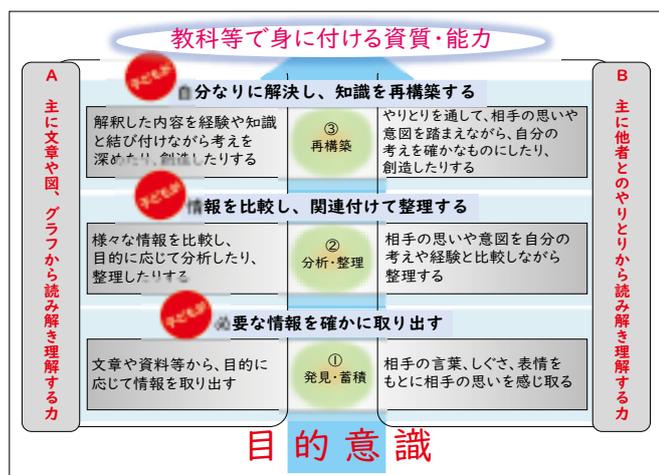


図2 「読み解く力」のイメージ

ただ、第Ⅱ期プランの中では、具体的な授業イメージは示されておらず、第Ⅱ期プラン前期（H31～R3）において、授業モデルの研究が進められた。研究の際には、教育委員会指導主事だけでなく、小・中学校教員の参加を求め、「子どもの変容」に通じるモデルの開発を目指した。

研究プロジェクトチームは、大学教授2名、各市町の推薦を受けた小・中学校教員約40名、県教育委員会事務局（幼小中教育課・保健体育課・特別支援教育課・総合教育センター）指導主事約20名から構成された。

研究においては、毎年度、小学校5本、中学校5本の「読み解く力」の育成に関わる授業モデルを小中学校教員と指導主事が検討し、2学期にモデル授業を公開した。これにより、3年間の研究を通して小・中学校各15本の授業モデルを開発することができた。

また3年間の研究では、各教科等における「読み解く力」の育成に向けて、授業における3つのプロセスの具体を検討するだけでなく、子どもの変容を促すことを目指して、次の3つの配慮事項を見出した。

a 教科等で身に付ける資質・能力の明確化

- b 子どもの目的意識の内在化
- c ICTを活用した学びの質的向上

上記a～cについては、学習指導要領改訂の趣旨にもかなう重要な配慮事項であり、「読み解く力」の育成が、「主体的・対話的で深い学び」に通じるものであることを改めて確認することができた。

② 研究成果の普及

さらに3年間の研究では、授業モデルを研究開発するだけでなく、次の2つの方法で、その都度研究成果を普及した。

まず、毎年度の3学期に実施したのが、市町伝達研修会である。市町から選出された教員が所属する市町において、その年度の研究成果についての伝達講習を行う。伝達する教員自身が授業を公開したり、講話したりすることで、「読み解く力」の育成に関わる授業イメージを各市町教員間で共有することができた。

また、これらの授業イメージを県全体で共有するために、令和元年度末にはリーフレットにとりまとめ、県内の小・中学校教員に配付した。リーフレットには、研究を通して明らかになった、子どもが「読み解く力」を高め、発揮できる授業づくりのポイントを記載した。さらに、令和2年度末には、同年2学期に行われた公開授業のダイジェストを『「読み解く力」実践事例DVD』としてまとめ、各校の校内研修で動画資料として活用できるよう、県内小・中学校に1枚ずつ配付した。DVDの主な内容は以下の通りである。

- ・小学校第2学年国語科「動くおもちゃのハンドブックをプレゼントしよう」（愛荘町立秦荘東小学校）
- ・小学校第3学年特別活動「28人なかよしサニーパーティーをしよう」（守山市立物部小学校）
- ・小学校第5学年算数科「平均（ならした大きさの求め方を考えよう）」（野洲市立野洲小学校）
- ・中学校第3学年社会科「個人の尊重と日本国憲法」（湖南市立甲西中学校）等



図3 公開授業を収録したDVD

(2) 教員が一丸となり、教員が主体的に取り組むための工夫

「読み解く力」の育成については、前述の方法等により一定普及し、県内小・中学校教員間でもその認識や実践が進んだ。さらに、授業モデルが実際に県内全ての小・中学校で日常的に実践され、子ども達の変容につなげるためには、教員が一丸となって主体的に取り組むための環境づくりが重要であると考えた。具体的には、管理職、ミドルリーダー、教員全体の3つの対象に向けた研修を充実することで、教員主体の取組となるよう配慮した。

① 教員主体の取組を促すための資料の作成

教員主体の取組を促すために、令和3年度末に図4の「『読み解く力』の視点を踏まえた校内研究推進パッケージ」をデータにて各校に配付するとともに、web上に掲載した。本パッケージは、「校内研究活性化編」と「授業づくり充実編」の2編からなり、学校の状況や、年間の取組時期に応じた指導ができることを目指して作成したものである。各校でこれを用いて、「読み解く力」の育成と自校の校内研究を関連付けられるように配慮した。パッケージの主な内容は、以下の通りとなる。



図4 校内研究の活性化のための資料

- ・校内研究の活性化に向けての説明動画
- ・しが「読み解く力」研修動画（理論編・実践編）
- ・単元構想シート ・授業ナビシート 等

② 管理職、ミドルリーダーへの働きかけ

学校長に対しては、平成31年4月の「学校教育の重点説明会」以来、毎年度当初、「読み解く力」の育成や学校長のリーダーシップの重要性について説明した。令和4年度重点説明会では、図5の「取組の重点」をまとめたリーフレットを用いて、授業づくりや学習集団づくり、学校づくりについて、教職員全体で「共通理解・共通実践」のもと行うことや、子どもたちの「読み解く力」の育成に向けて、各校の校内研究の中心となる教員を軸に、学校

一丸となって取組を進めることを説明した。

また、教頭に対しては、令和2年度より、新たに「教頭校務運営研修」を悉皆研修として実施した。令和4年度の同研修会では、大学教授からの「子どものために一丸となって取り組む学校づくりに向けて」と題した講義や、確かな学力向上の取組の学校間



図5 取組の重点事項をまとめたリーフレット

でのグループ交流を行った。「読み解く力」の育成を教員主体の取組として定着させるためには、管理職のリーダーシップは不可欠であり、さらに研修を充実させていく必要がある。

一方、本県では、教員主体の取組を促すために、校内研究と「読み解く力」の育成との関連付けや、校内研究推進の中核となるミドルリーダーの指導力の向上にも配慮した。具体的には、令和3年度より、県内小・中学校の校務分掌に「学ぶ力向上推進リーダー」（以下、推進リーダー）を新設し、自校の「確かな学力」を含む学ぶ力向上の取組をリードすることを求めた。また、推進リーダー及び研究主任は、令和3年度より、県が主催する年間3回の研修を受け、「我が校の学ぶ力向上策」（県内小・中学校が毎年4月に作成）をもとにした学校間の実践交流や、大学教授による講義、指導助言等を通してミドルリーダーとしての自覚や指導力の向上を図っている。

③ 学校訪問による指導・支援

県内の小・中学校の状況に応じた取組を支援するために、さらに本県では、大津市（中核市のため希望制）を除く全ての県内小・中学校を訪問している。内容は、全学級の授業参観、指定教科による研究授業、研究協議会である。研究協議会では、「読み解く力」の育成を意識した授業づくりや校内研究との関連付けについて指導主事等が説明し、研究授業、授業参観をもとに成果と課題、課題の改善に向けた取組について指導助言を行っている。

なお、学校訪問では、設置管理者である市町教育委員会指導主事の同行を求め、指導助言の際には、市町の立

場からも指導いただいている。

④「個別最適な学び」に関わる研究の推進

本県では、子どもたちの「学ぶ力」の向上に向けて、令和3年度より「『学ぶ力』検証モデル事業」を実施し、エビデンスに基づいた「学ぶ力」向上モデルの研究開発に努めている。具体的には、県内8中学校区を研究指定校区（3年間）とし、小学校4年生から中学校3年生までの子どもが「滋賀県学びのステップアップ調査」（埼玉県学力・学習状況調査）に取り組んでいる。本調査を用いることで、子ども一人ひとりの「学びの伸び」に着目しながら「個別最適な学び」のあり方について研究している。また、令和4年度からは「滋賀県学びのステップアップ調査CBT化事業」として、県内6中学校区を研究指定校区とし「滋賀県学びのステップアップCBT調査」（まなびポケット学力調査（CBT））を用いて研究している。本事業では、小学校4～6年、中学校1、2年で国語科、算数・数学科のCBT調査を実施している。本事業においても、子ども一人ひとりの「学びの伸び」に着目しながら「個別最適な学び」のあり方についてエビデンスに基づいて研究を進めることで、子どもたちの「学ぶ力」向上に資することを目指している。なお、こうした取組については、年間4回保護者向けに発行している広報紙「教育しが」においても適宜発信し、保護者及び県民への説明に努めている。

⑤ 教育委員会事務局内外での連携した取組

こうした取組については、常に教育委員会事務局内外で情報を共有し、頂戴した意見等を施策に反映させるように努めている。

例えば、令和4年9月に開催された第2回滋賀県総合教育会議においては、前述の「読み解く力」研究プロジェクトチームに参加した小・中学校教員が、所属校における3年間の「読み解く力」育成の取組について報告し、知事や教育委員等と意見交換を行った。2名の若手教員が、子どもたちの「読み解く力」を高めるための取組を学校の中核となって推し進め、子どもたちの変容を促し、授業改善、学校改善が進められたことから、取組の充実が感じられた。教育委員だけでなく知事部局からも、本県における「読み解く力」の取組に関わる貴重な助言を得ることができた。

さらに、年間2回実施している滋賀大学教授陣との連携会議においては、全国学力・学習状況調査の成果と課題についての報告や、調査結果を踏まえた「読み解く力」に関わる取組等について、多面的に助言いただくことによって、取組の改善に生かすことができている。特に、今年度の全国学力・学習状況調査の課題を受けて、教職員向けに作成した図6の「家庭学習の手引き」の内容において、保護者への発信や1人1台端末の活用等、大学教授からいただいた意見を反映させることができた。



図6 家庭学習の手引き

3. これまでの成果と課題

本節では、「読み解く力」育成に関わる4年間の取組を終えて、その成果と課題について述べたい。まず、成果については、次の3点が挙げられる。

- ・県全域で「読み解く力」の取組が進められたことにより、教員の「読み解く力」への理解が進み、多くの学校で、「読み解く力」の取組が進められるようになった。例えば、令和4年度調査では、「校内研究と『読み解く力』との関連」について各校に聞いたところ、小学校 89%、中学校 84%から肯定的回答を得た。
- ・各校リーダー教員の意識の高まりが見られ、各学校の状況に応じた取組が展開されつつある。リーダー研修会参加者からは、以下の回答を得た。

自校の学ぶ力向上について考えることができ、理解が深まった。

- 肯定的回答 小学校 97% 中学校 92%
自校の学ぶ力向上に向けて、今後の実践への手がかりを得ることができた。
- 肯定的回答 小学校 95% 中学校 92%

- ・令和4年度の全国学力・学習状況調査結果のうち思考・判断・表現等を問う問題において、一定の向上が見

られた。

一方、課題としては、次の2点が挙げられる。

- ・「読み解く力」の取組は広がりつつあるものの、県内全小・中学校教員による日常的な実践として、まだ十分に定着していない。
- ・令和4年度の全国学力・学習状況調査より、基礎・基本の定着に課題がみられた。また、子どもたちの家庭学習や読書に対する意識がやや低い。子ども自ら学びに向かえるよう、さらに保護者や地域と連携しながら取組を工夫し、充実を図っていく必要がある。

4. おわりに

4年間の取組を振り返ってみると、滋賀県教育委員会、県内小・中学校、県内市町教育委員会が一体となって取り組んだ「読み解く力」育成プロジェクトは、本県がこれまで経験したことのない大規模事業となっていることを改めて実感した。事業推進では、コロナ禍という困難も経験したが、「子どもの変容」、「教員主体の取組」に配慮して取り組み、一定の成果を得ている。ただ、プロジェクトは未だ道半ばにある。今後も、「学ぶ力」の向上に資する「読み解く力」が県内全ての子どもたちに定着、浸透することを目指して尽力していきたい。

職業系高校の魅力化の推進

～福井県独自の方策と専門学科の取り組み～

はじめに

福井県では「一人一人の個性が輝く、ふくい未来を担う人づくり」を基本理念として、「自らの個性を發揮し、人生を切り拓くために挑戦し続ける人」「多様な人々の存在を認め、協働して新たな価値を生み出す人」「ふるさとや自然を愛し、いつでもどこにいても社会や地域に貢献する人」を目指す人間像としている。

また、子どもの主体性を大切に、「個性を引き出す」教育の推進、子どもが知的好奇心や探究心を持ち、「学びを楽しむ」教育の推進、地域に貢献しようとする心を育む「ふるさと教育」の推進、「教職員が輝く」働き方改革の推進の4つを「重点施策」として位置づけている。

福井県には24校の県立高等学校があり、職業に関する専門学科を有する学校は、単独校4校、普通科との併設校3校、複数の専門学科による職業系高校4校の計11校ある。それぞれの専門学科は農業学科3校、工業学科6校、商業学科6校、水産学科1校、家庭学科3校、福祉学科1校である。地元産業界と連携し、学科間を横断した各校オンリーワンの魅力ある取組みを充実する活動を展開している。

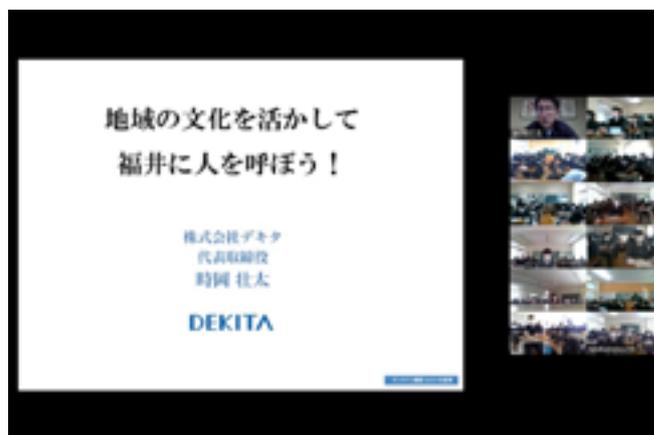
1. 産業教育の充実に向けた県独自の方策

福井県教育委員会では、本県の産業教育の推進をするために、本県独自の事業を数多く展開している。

(1) ふくいの産業事業

職業系高校1年生を対象に、シームレスな産業構造に対応した、福井県独自の職業系学科共通科目「ふくいの産業」を開設している。これは、地域産業の現状や、行政及び先端企業の取組みを学ぶために、企業経営者や

技術者、行政担当者等を講師として、オンライン授業を実施する事業である。職業系高校1年生が定められた日時に一斉にオンラインで視聴し、講演後には講演者と質疑応答などをしながら「ふくいの産業」について学習する。この講演会の様子は、限定配信の動画教材としてアーカイブしており、普通科高校も含め、すべての県立高校に対して、いつでも活用可能としている。



(2) 福井フューチャーマイスター事業

福井県内の高校生を対象に、福井県が推奨する難易度の高い資格試験や地元産業界からの要望が強い資格試験については受験料を補助している。この補助金制度を活用することで、難関試験へ挑戦する生徒数は倍増した。これにより、令和3年度には情報通信の最上位資格である工事担任者総合通信の取得者数で、本県の科学技術高等学校が全国1位となった。

また、取得資格をはじめ、コンクールや競技会での入賞など、3年間の成果を得点化し、プラチナ、ゴールド、シルバー、ブロンズの4グレードとして、福井県独自である福井フューチャーマイスターの認定を行っている。



(3) 魅力発信プロジェクト事業

職業系高校の生徒が習得した専門分野の知識・技能を多様な分野へ活用する取り組みを実施することで、各職業系高校の特色の強化を図ることを目的としている。将来の福井を担う産業人材を育成するため、各職業系高校が地元の小中学校等や多様な県内企業等と連携した魅力あるプロジェクト活動を実施する。一例として、令和6年春の北陸新幹線福井県延伸に向け、地域企業と連携して駅弁やおみやげの開発プロジェクトを複数校で実施している。

(4) 英語力向上事業

地域の産業界でも事業や従業員のグローバル化が進んでいることから、職業系高校生の英会話能力向上の方策のひとつとして、外国のネイティブの大学生と一対一で会話をするオンライン英会話授業の補助や、身についた英会話力を県独自の「ふるさとツーリズム英会話検定」で評価する制度を構築している。

2. 職業に関する専門学科の特色と取り組み

(1) 農業に関する学科

農業に関する学科を設置している県立高校は3校（単独校1校、他学科との併設校2校）である。

特色ある取り組みとして、県内唯一の単独校となる福井農林高校では、高校で全国初となる生鮮食品で機能性表示取得に向けて取り組んでいる。令和元年から生産・販売されているトマト「の〜りんのあま姫」は、通常のトマトに比べ糖度が高く、フルーツのように甘いトマトとして販売してきた。このトマトにさらなる付加価値をつけ、

ブランド化を推進するため、県の農林水産部や食品加工研究所と連携して取り組み、令和3年度に機能性表示届出を完了し、リコピンによるLDLコレステロール値低下の機能性表示を取得した。令和4年度から販売を開始している。

農業、工業、商業、家庭の併設校である坂井高校では、地元大学等と連携し、絶滅危惧種であるアゼオトギリやエチゼンダイモンジソウの保全活動を行っている。この活動を校内外の多くの発表会で公開し、多くの人に絶滅危惧種の保全に関する知識や技術を広め、「4 質の高い教育をみんなで」、「15 陸の豊かさを守ろう」、「17 パートナースhipで目標を達成しよう」の3つの目標でSDGs活動を宣言している。

農業、工業、商業の併設校である若狭東高校では、平成27年度から文部科学省に指定されたSPHにおいて研究対象となった薬用植物「コウギク」の商品開発を行っている。また、薬膳料理を中心とした高校生レストランを年に数回行っている。



(2) 工業に関する学科

工業に関する学科を設置している県立高校は6校であり、「一人ひとりの個性が輝く、ふくいのものづくりの未来を担う人づくり」を目指している。

特徴ある取組みとしては、工業高校の魅力発信とプログラムの働きやプログラミングの楽しさを小学生に伝えることを目的とした「小高連携プログラミング教室事業」がある。この事業において高校生の指導によるプログラミング教室を各工業高校で開催し、地元小学生と交流を深めている。また、工業高校の地域貢献と小中学生のNIE普及を目的として、各工業高校生が地元小中学校へ新聞の書見台を製作し、寄贈している。

福井県立科学技術高等学校では令和2年度から、文部科学省の「地域との協働による高等学校教育改革推進事業」の研究指定校として、地域の関係機関等と協働して企画・提案・設計・製造等を行う「科技ラボ」をととした地域とのつながりや人とのつながりの構築と、変化する社会に適応し、地域産業を牽引する技術者の育成を目指している。



(3) 商業に関する学科

商業に関する学科を設置している県立高校は6校（単独校1校、他学科との併設校5校）である。

福井商業高校は、県内唯一の商業単独校であり、文武両道を掲げている。国際経済科では、2年次に海外語学研修を実施しており、流通経済科では地元企業と連携して福井県産の眼鏡の企画・製造・販売を行っている。卒業生は経済界のみならず様々な分野で幅広く活躍しており、幅広い教養と高度な専門技能を身につけた人材の育成をしている。

武生商工高校は、旧武生商業高校と旧武生工業高校が令和2年に統合した新しい学校である。平成2年から旧武生商業で始まった武商工デパートは、全校生徒が参加して生徒自身が実際にデパート経営を行う販売実習であり、毎年多くの来場者がある。地域の企業や大学などと連携した実践的教育やそれぞれの分野における高度な資格取得の推進など、職業教育カリキュラムを充実し、地域の未来を託せる人材＝地域の財産となる「心ある人財」の育成を目指している。

商業科・情報経理科を設置する敦賀高校は、商業学校から始まった学校であり、100年以上の歴史と伝統がある。地域と連携したネットショッピングモールの運営やプログラミング教育などの情報教育を通して、地域社会で活躍できる人材を輩出している。





(4) 水産に関する学科

水産に関する学科を設置している県立高校は1校である。旧小浜水産高校の閉校に伴い、平成25年より、福井県立若狭高等学校に普通科との併設校として海洋科学科が新設された。

旧小浜水産高校時代から続いている宇宙食サバ缶に関する研究は、生徒が引き継いで研究を行い、平成30年度に宇宙日本食認証を受け、令和2年度には念願の宇宙へ飛び立つまでに成果を収めた。この研究を代表するように、若狭高校では、普通科を含めて探究活動が活発に行われている。また、令和3年度からは、文部科学省の「マイスターハイスクール事業」の研究指定校として、水産業界や大学と同期化し、革新し続ける社会に対応しながら地域水産業の持続的な成長を牽引する人材育成を目指している。この令和3年度に7代目となる新小型実習船「雲龍丸」が竣工した。水中ドローンや環境観測機器を備える、最先端の実習船となっている。スマート水産業の推進と担い手育成のため、先進的な水産教育に取り組んでいる。



(5) 家庭に関する学科

家庭に関する学科を設置している県立高校は3校（他学科との併設校3校）である。

美方高校は、県内県立高校で唯一、厚生労働省の認可を受けた調理師養成施設である。洋菓子、和菓子、日本料理、製パンなどのプロの講師による直接指導や地域施設と協力した、実践活動を積極的に取り入れ、食のエキスパートの養成を目指している。

奥越明成高校では、食物、被服、保育、消費生活など専門的な知識・技術を学ぶ機会を設けるとともに、地域へ学習成果を披露する機会を設け、地域と共に成長することを目指した取り組みを行っている。特徴ある取り組みとして、平成29年度から、県内サービスエリアに生徒が開発したレシピを提供している。県内食材をメインとし、連携企業が販売したメニューは県内外の利用者に好評を得ている。その他、地元「道の駅」で提供されるフードメニューの開発など、地域連携を軸に、生徒主体の深い学びの実現に力を入れている。

坂井高校では食物、被服、保育の基礎から専門的内容の学習を軸に、生活産業で活躍する人材の育成を目指している。特徴的な取り組みとしては、生徒が衣装作成から企画運営まで担当して実施するファッションショーや、地元の坂井市と連携して、福井の新ブランド「ふくい甘えび」の推進と地域活性目的としたレシピ開発を行っている。



(6) 福祉に関する学科

福祉に関する学科を設置している県立高校は1校である。

県立高校唯一の介護福祉士養成施設である奥越明成高校では、福祉に関する知識や技術の習得や、福祉職として必要な態度を育成し、3年間で介護福祉士の国家資格取得を目指している。校内実習では生徒同士で介護する側、される側それぞれを担当し、介護技術や声かけの方法について協働体験をとおして学習している。実習では、特殊浴槽を使用した実習や医療的ケアに関する実習など様々であり、施設実習では、日常生活の支援はもちろんレクリエーション活動、介護が必要な方の生きる意欲を引き出すための介護計画の作成・実施にも取り組んでいる。

おわりに

福井県では令和5年度、全国産業教育フェア福井大会の開催を予定している。福井県の職業に関する専門学科のすべてが連携を深め、生徒が主語となる大会を目指したい。また、今後も地域の産業や社会を担う人材育成に加え、産業教育の充実に努めていきたい。

教育委員会関係事業の開催予定について

初等中等教育企画課

初等中等教育企画課では、令和5年度におきまして、次の教育委員会関係の事業を開催予定です。

(1) 地方教育行政功労者表彰式（文部科学大臣表彰）

- 令和5年10月12日（木） 文部科学省（東京都千代田区）（予定）

【概要】

目的 地方教育行政においてその功労が特に顕著な教育委員会の教育長、委員について、その功に報いるとともに地方教育行政の発展に資する。

内容 表彰式／表彰状伝達／記念講演

(2) 市町村教育委員会研究協議会（新規）

- 第1回 令和5年6月29日（木） オンライン開催
- 第2回 令和5年7月28日（金） 東海・北陸地区（予定）
- 第3回 令和5年9月7日（木） オンライン開催
- 第4回 令和5年11月10日（金） 中国・四国地区（予定）
- 第5回 令和5年12月21日（木） オンライン開催
- 第6回 令和6年2月8日（木） オンライン開催

【概要】

目的 各市町村教育委員会において展開されている地域の実情、特性に応じた特色ある優れた施策についての情報・意見の交流や教育委員会の在り方についての研究協議等を行うこと等により、総合的かつ積極的な地方教育行政の一層の展開に資する。

対象 指定都市を除く市町村教育委員会の教育長及び教育委員

内容 重点事項説明（文部科学省）／講演／事例発表／研究協議 等

(3) 都道府県・指定都市教育委員研究協議会

- 令和6年1月19日（金） オンライン開催

【概要】

目的 教育及び教育行政全般について、都道府県及び指定都市教育委員会委員の理解を深め、もって教育委員会運営の活性化に資する。

対象 都道府県又は指定都市教育委員会の教育委員

内容 職務内容等に関する行政説明／研究協議（予定）

【お問い合わせ】 初等中等教育局初等中等教育企画課地方教育行政係

【電話】 03-6734-4672

ひとりごと

最近、ひとりごとが増えたと思う。もともと、考え事をするときに、ぶつぶつ呟いてしまうタイプだが、最近は、メールを見ながら、「あ～そういうこと～」とか反応してしまう。しまいには、メール上でも、「余談ですが」なんてつけて、勝手に話している。

教育委員会制度の担当となり、1年8か月。気が付けば、H31年に入省して以来、最も長く担当していることになる。この席では、各地の教育委員会の状況を広く知ること重要な職務だ。この教育委員会月報も（編集担当は毎月、本当に苦勞してくれている）、そのツールの1つだし、情報を集めていかなければ、現場から離れてしまうという危機感がある。そのため、これまで、たくさんの教育委員会にお世話になった。職務として、全国の教育委員会の様子を学べる位置にいることは、役得だ。

そのうえ、この席は、テレビが見やすい。12時から13時すぎまで、NHKニュースをチェックする。お昼のNHKは、ニュースのあと、15分単位で番組が続き、私がお弁当を食べるころにはちょうど朝ドラの再放送が始まる。この朝ドラを欠かさず見ることがいつの間にか私の習慣になってしまった。

初めて朝ドラを見たのは、2021年後期。毎日、一喜一憂する私に、隣の係の研修生の先生や前の席に座る方々は、なにかしら相手にしてくれた。人事異動の時期とかぶり、まだ近くの席の方と打ち解けたとは言えない時期に、圧倒的に人生の先輩である方々と、1つでも共通の話題があったことが嬉しかった。

思えば、職場じゃなくても、ひとりごとに反応を求めてしまっている。週末、私は、友人と長電話しながら、ともに、1週間分の家事をこなす。掃除、洗濯、お弁当作り、買い物しながらだって通話を続ける。時に作業音で何を話しているか聞き取れないこともあるが、気にしない。明らかにうわの空な相槌でも問題ない。ほぼひとりごとだ。それでも、目の前で起きたちょっとしたことを言葉にしたい、共有したいと思うと、自然と感情が動くから、無言でやるより数百倍楽しくて、心地良い。

そう、私のひとりごとは、あわよくば反応がほしいという意思表示なのだ。やらなきゃいけないこともあるし、相手の時間を奪うのは申し訳ないけれど、もし、受け入れてくれるなら、共有したい。お話したい。この席では、そんな思いが湧き出てくる。なんだ。ひとりごとが増えたのは、いいことだ。共有したいことがそれだけあるんだから。

さて、お気づきいただけましたか。私は、この寄稿が「ひとりごと」にならず、久しぶりにおしゃべりできるきっかけになればと思ってます。つまり、お世話になった全国の先生方、教育委員会の皆様、私が誰かわかったら、ぜひ連絡くださいね。

(A.T)

「教育委員会月報 令和5年4月号 No.882」

- ・発行・著作 文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課
- ・〒100-8959 東京都千代田区霞が関 3-2-2
- ・TEL:03-5253-4111 (代表)
- ・URL: <https://www.mext.go.jp>



文部科学省